豊山町地域防災計画

ー地震災害対策計画ー

（令和５年２月修正）

豊山町防災会議

第１編　総　　則 1
第１章　計画の目的 1
第１節　計画の目的 1
第２節　計画の性格 1
第３節　計画の構成 2
第４節　町地域防災計画の作成又は修正 3
第２章　被害想定及び減災効果 4
第１節　基本的な考え方 4
第２節　地震・津波被害の予測及び減災効果 4
第３章　基本理念及び重点を置くべき事項 8
第１節　防災の基本理念 8
第２節　重点を置くべき事項 9
第４章　各機関の処理すべき事務又は業務の大綱 11
第１節　実施責任 11
第２節　処理すべき事務又は業務の大綱 12
第２編　災害予防 19
第１章　防災協働社会の形成推進 19
第１節　防災協働社会の形成推進 20
第２節　自主防災組織・ボランティアとの連携 21
第３節　企業防災の促進 24
第２章　建築物等の安全化 26
第１節　建築物の耐震推進 26
第２節　交通関係施設等の整備 30
第３節　河　　川 31
第４節　交通安全施設等 32
第５節　ライフライン関係施設等の整備 32
第６節　文化財の保護 38
第７節　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備 40
第３章　都市の防災性の向上 41
第１節　都市計画のマスタープラン等の策定 41
第２節　防災上重要な都市施設の整備 42
第３節　建築物の不燃化の促進 42
第４節　市街地の面的な整備・改善 43
第４章　液状化対策 44
第１節　土地利用の適正誘導 44

第２節　液状化対策の推進 44
第３節　宅地造成の規制誘導 45
第４節　被災宅地危険度判定の体制整備 45
第５章　応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備 47
第１節　防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備 47
第６章　避難行動の促進対策 55
第１節　避難情報の情報伝達体制の整備 55
第２節　緊急避難場所及び避難路の指定等 56
第３節　避難情報の判断・伝達マニュアルの作成 57
第４節　避難誘導等に係る計画の策定 58
第５節　避難に関する意識啓発 59
第６節　防火樹の植栽の推進 60
第７章　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 61
第１節　避難所の指定・整備等 62
第２節　要配慮者支援対策 64
第３節　帰宅困難者対策 69
第８章　火災予防・危険性物質の防災対策 70
第１節　火災予防対策に関する指導 70
第２節　消防力の整備強化 71
第３節　危険物施設防災計画 72
第４節　高圧ガス大量貯蔵所防災計画 73
第５節　毒物劇物取扱施設防災計画 74
第９章　広域応援・受援体制の整備 76
第１節　広域応援・受援体制の整備 76
第２節　応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備 78
第３節　支援物資の円滑な受援供給体制の整備 78
第４節　防災活動拠点の確保等 79
第10章　防災訓練及び防災意識の向上 80
第１節　防災訓練の実施 81
第２節　防災のための意識啓発・広報 83
第３節　防災のための教育 85
第４節　防災意識調査及び地震相談の実施 86
第11章　震災に関する調査研究の推進 88
第１節　震災に関する調査研究の推進 88
第３編　災害応急対策 91
第１章　活動態勢（組織の動員配備） 91
第１節　災害対策本部の設置・運営 91

第２節　職員の派遣要請……100
第３節　災害救助法の適用……102
第４節　災害救助法の適応基準……103
第２章　避難行動……109
第１節　緊急地震速報の伝達……109
第２節　避難情報……112
第３節　住民等の避難誘導等……114
第３章　災害情報の収集・伝達・広報……116
第１節　被害状況等の収集・伝達……116
第２節　通信手段の確保……121
第３節　広　　報……125
第４章　応援協力・派遣要請……127
第１節　応援協力……128
第２節　応援部隊等による広域応援等……129
第３節　自衛隊の災害派遣……130
第４節　ボランティアの受入……133
第５節　防災活動拠点の確保等……135
第６節　南海トラフ地震の発生時における広域受援……136
第５章　救出・救助対策……137
第１節　救出・救助活動……137
第２節　航空機の活用……138
第６章　消防活動・危険性物質対策……140
第１節　消防活動……141
第２節　危険物施設対策計画……144
第３節　高圧ガス大量貯蔵所対策計画……145
第４節　毒物劇物取扱施設対策計画……146
第７章　医療救護・防疫・保健衛生対策……148
第１節　医療救護……148
第２節　防疫・保健衛生……151
第８章　交通の確保・緊急輸送対策……156
第１節　道路交通規制等……156
第２節　道路施設対策……160
第３節　空港施設対策……161
第４節　緊急輸送手段の確保……162
第９章　浸水対策……164
第１節　浸水対策……164
第１０章　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策……166

第１節　避難所の開設・運営……167
第２節　要配慮者支援対策……170
第３節　帰宅困難者対策……171
第 11 章　水・食品・生活必需品等の供給……173
第１節　給　　水……173
第２節　食品の供給……175
第３節　生活必需品の供給……177
第 12 章　地域安全対策……179
第１節　地域安全対策……179
第 13 章　遺体の取扱い……181
第１節　遺体の捜索……181
第２節　遺体の処理……182
第３節　遺体の埋火葬……183
第 14 章　ライフライン施設等の応急対策……184
第１節　電力施設対策……184
第２節　ガス施設対策……186
第３節　上水道施設対策……187
第４節　下水道施設対策……188
第５節　通信施設の応急措置……189
第６節　郵便業務の応急措置……190
第７節　ライフライン施設の応急復旧……190
第 15 章　住宅対策……192
第１節　被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定……193
第２節　被災住宅等の調査……194
第３節　公共賃貸住宅等への一時入居……194
第４節　応急仮設住宅の設置及び管理運営……195
第５節　住宅の応急修理……197
第６節　障害物の除去……198
第 16 章　学校における対策……200
第１節　警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置……200
第２節　教育施設及び教職員の確保……201
第３節　応急な教育活動についての広報……202
第４節　教科書・学用品等の給与……203
第４編　災害復旧・復興……207
第１章　復興体制……207
第１節　復興本部の設置等……207
第２節　職員の派遣要請……207

第２章　公共施設等災害復旧対策 209
第１節　公共施設災害復旧事業 209
第２節　激甚災害の指定 211
第３節　暴力団等への対策 213
第３章　災害廃棄物処理対策 214
第１節　災害廃棄物処理対策 214
第４章　震災復興都市計画の手続き 217
第１節　第一次建築制限 217
第２節　第二次建築制限 218
第３節　復興都市計画事業の都市計画決定 218
第５章　被災者等の生活再建等の支援 220
第１節　罹災証明書の交付等 220
第２節　被災者への経済的支援等 222
第３節　住宅等対策 223
第６章　商工業・農林水産業の再建支援 225
第１節　商工業の再建支援 225
第２節　農林水産業の再建支援 225
第５編　南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応 227
１．　南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応 227
２．　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応 228
３．　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応 233
別紙　東海地震に関する事前対策 1
第１章　対策の意義及び東海地震に関連する情報 1
第１節　東海地震に関する事前対策の意義 1
第２節　東海地震に関連する情報 2
第２章　地震災害警戒本部の設置等 4
第１節　地震災害警戒本部の設置等 4
第２節　警戒宣言発令時等の情報伝達 5
第３節　警戒宣言発令時等の広報 6
第４節　警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等 9
第３章　発災に備えた資機材、人員等の配備手配 12
第１節　主要食糧、医薬品、住宅等の確保 12
第２節　災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備 13
第４章　発災に備えた直前対策 15
第１節　避難対策 16
第２節　消防、浸水等対策 18
第３節　社会秩序の維持対策 18

第４節　道路交通対策 19
第５節　バ　　ス 23
第６節　飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係 23
第７節　生活必需品の確保 24
第８節　緊急輸送 25
第９節　警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策 26
第５章　町が管理又は運営する施設に関する対策 27
第１節　道　　路 28
第２節　河　　川 28
第３節　不特定かつ多数の者が出入りする施設 28
第４節　地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置 30
第５節　工事中の建築物等に対する措置 30
第６章　町民のとるべき措置 31
第１節　家庭においてとるべき措置 32
第２節　職場においてとるべき措置 32

第１編　総　　則

第１編　総　　則

第１章　計画の目的

第１節　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 42 条の規定に基づき、豊山町防災会議が豊山町に係る防災に関し、町及び関係機関が処理すべき事務又は業務について総合的な運営を計画化したものであり、これを効果的に活用し、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

第２節　計画の性格

第１　地域防災計画―地震災害対策計画―

⑴ この計画は法第 42 条の規定に基づき作成されている「豊山町地域防災計画」の「地震災害対策計画」として大規模な地震災害に対処すべき措置事項を中心に定めるものである。

⑵ 町民の生命、身体及び財産を守るため、県、町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者がとるべき基本的事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。

⑶ この計画は、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

また、将来、科学的調査研究の成果及び発生した災害とその対策の検討の結果において、必要が生じたときは本計画に修正を加え、逐次完備を図っていくものとする。

⑷ 各関係機関は、関係する事項について変更が生じたときは、計画の修正案を豊山町企画調整部防災安全課に提出するものとする。

第２　南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第５条第２項に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の地方公共団体は地域防災計画において、

①南海トラフ地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項

②南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

③南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項

④関係指定行政機関、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関その他の関係者との連携協力の確保に関する事項

⑤南海トラフ地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

を定めることとなっており、これらの事項について定めた部分を同法では南海トラフ地震防災対策推進計画と呼んでいるが、本町の計画においては、津波のおそれがないため、②の計画以外の計画を本編で定めるものとする。

〔南海トラフ地震防災対策推進地域〕

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第３条第１項に基づき、推進地域として指定された地域は、県内の 54 市町村（平成 26 年３月 28 日現在）であり、本町も含まれる。

〔南海トラフ地震防災対策特別強化地域〕

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第10 条第1 項に基づき、推進地域のうち特別強化地域として指定された地域は、次の3 市町（平成26 年3 月28 日現在）である。

豊橋市、田原市、南知多町

第３　愛知県地域強靱化計画との関係

この計画の国土強靱化に関する部分は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）に基づく「国土強靱化基本計画」との調和を保ちつつ、愛知県の地域強靱化地域計画を指針とするものとする。

第４　他の計画との関係

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づく「豊山町水防計画」とも十分な調整を図るものとする。

第３節　計画の構成

この計画の構成と主な内容は、次のとおりである。

構　　成		主な内容
第１編	総則	大規模地震の被害想定、基本理念及び重点を置くべき事項、防災関係機関の事務又は業務の大綱　等
第２編	災害予防	大規模地震の発生に備えた予防対策　等
第３編	災害応急対策	大規模地震が発生した場合の応急対策　等
第４編	災害復旧・復興	被災地域の迅速な復旧・復興に向けた対策　等
第５編	南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応 等

第４節　町地域防災計画の作成又は修正

町防災会議は、町地域防災計画を作成し、毎年同計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

同計画を作成又は修正する場合は、この計画を参考として行うものとし、特にこの計画において、計画事項に示すものについては、町で地域の実情に応じた細部を計画するものとする。

第２章　被害想定及び減災効果

第１節　基本的な考え方

本町に被害を及ぼすと考えられる地震は、海溝型地震と内陸型地震があるが、それらの発生の危険性、予測される被害量や被害の様相、さらには地震対策の方向性について調査、研究を行い、この地域防災計画等における具体的な計画の策定・修正に際しての参考とする。

第２節　地震・津波被害の予測及び減災効果

第１　南海トラフで発生するおそれのある地震の被害予測及び減災効果

１　南海トラフで発生するおそれのある地震の被害予測

(1) 想定モデル

ア　過去地震最大モデル

南海トラフで繰り返し発生している地震のうち、発生したことが明らかで規模の大きいもの（宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の５地震）を重ね合わせたモデルである。

イ　理論上最大想定モデル

南海トラフで発生するおそれのある地震・津波のうち、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定。千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いもの。（※国が平成24年８月29日に公表した「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震津波モデル」。）

主として「命を守る」という観点で、あらゆる可能性を考慮した。

国の地震ケース（５通り）の内、①陸側ケース及び②東側ケース

資　料(1) 南海トラフ被害予測結果（資料編第８章６）

⑵ 被害予測結果（豊山町）

主な被害予測結果総括表

区分			数値	町予測
地震動・液状化	震度別面積	５以下	0	0
		６弱	6 km^2	6 km^2
		６強	0	0
		7	0	0
	液状化危険度面積	計算対象外	3 km^2	3 km^2
		対象層なし	0	0
		なし	2 km^2	2 km^2
		小	0	0
		中	0	0
		大	0	0
建物	全壊・焼失棟数	揺れ	約 40 棟	50 棟 半壊 462 棟
		液状化	＊（5 棟未満）	
		火災	約 100 棟	
		合計	約 200 棟	
ライフライン機能支障	上水道	断水人口	約 14,000 人	
	下水道	機能支障人口	約 5,600 人	
	電力	停電軒数	約 6,600 軒	
	固定電話	不通回線数	約 2,700 回線	
	携帯電話	停波基地局率	80%	
	都市ガス	復旧対象戸数	＊（5 戸未満）	
	LP ガス	機能支障世帯数	約 50 世帯	
人的被害	死者数		＊（5 人未満）	3 人
	負傷者	重傷者		6 人
		軽傷者		85 人
		合計		91 人
	避難者数	１日後	約 50 人	
		１週間後	約 1,300 人	
		１か月後	約 400 人	
	帰宅困難者数		約 3,400～3,900 人	
災害廃棄物等	廃棄物等		約２千トン	

出典：愛知県防災会議地震部会「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査」（平成 26 年３月）

※　下の①～④にしたがって端数処理を行ったため、合計が各項目の和に一致しない場合がある。
①5 未満→「＊」、②5 以上 100 未満　→「一の位を四捨五入」、③100 以上 1 万未満　→「十の位を四捨五入」、④1 万以上　→　「百の位を四捨五入」

※　愛知県の被害想定で設定した「過去地震最大モデル」、「理論上最大想定モデル」のうち、豊山町でより被害の大きいものを掲載している。

第２　東海地震・東南海地震等の被害予測

⑴ 調査の目的

平成４年度から３年間かけて実施した調査から、県が実施した活断層調査や地下構造調査を通じて新しいデータが蓄積されるとともに、平成 13 年度においては国の中央防災会議による東海地震、東南海・南海地震に係る想定震源域の見直しや震度分布など、地震に関する最新の知見が示されている。

以上のような結果を踏まえ、町は、海溝型地震では、①想定東海地震、②想定東南海地震、③想定東海地震と想定東南海地震の連動、及び内陸型地震では、④養老－桑名－四日市断層帯等を想定した。

⑵ 調査結果の概要

ア　前提条件

	想定東海地震 予知あり・なし	想定 東南海地震	想定東海･東南海 地震の連動	養老･桑名･ 四日市断層帯
規模	Mw 7.96	Mw 8.15	Mw 8.27	M 7.4
震源の位置	駿河湾	串本沖～浜松沖	串本沖～駿河湾	岐阜県～三重県
震源の深さ	約 10～30 km			約 5～18 km
想定ケース	①冬早朝５時　②春秋昼 12 時　③冬夕刻 18 時			
調査単位	市町村又は 500 m メッシュ			
調査項目	地震動、液状化、津波、建物崩壊、火災、交通施設・人的被害ほか			

＊Mw：モーメントマグニチュード　　M：気象庁マグニチュード

イ　結果（豊山町）

想定地震名			想定東海地震	想定東南海地震	想定東海・東南海地震		養老-桑名-四日市断層帯
現況データ	人口（人）	5時	約 13,000	約 13,000	約 13,000	［13,803］	約 13,000
		12時	約 20,000	約 20,000	約 20,000		約 20,000
		18時	約 16,000	約 16,000	約 16,000		約 16,000
	建物	建物棟数（棟）	約 5,500	約 5,500	約 5,500	［ 6,712］	約 5,500
地震動・液状化	計測震度面積率（%）	5弱以下	95	0	0	［ 0］	0
		5強	5	100	100	［ 100］	100
		6弱	0	0	0	［ 0］	0
		6強	0	0	0	［ 0］	0
		7	0	0	0	［ 0］	0
	液状化危険度面積率（%）	極めて低い	69	8	8	［ 10］	8
		低い	31	23	15	［ 47］	31
		高い	0	69	77	［ 43］	59
		極めて高い	0	0	0	［ 0］	3
建物	建物被害	全壊棟数（棟）	約 10	約 30	約 30	［ 22］	約 40
		半壊棟数（棟）	約 10	約 110	約 110	［ 87］	約 70
	火災（18時）	出火件数（棟）	0	0	0	［ 0.56］	0
		焼失棟数（棟）	0	0	0	［ ― ］	0
ライフライン	ライフライン機能障害	上水道（戸）	0	約 380	約 720	［ 712］	0
		都市ガス（戸）	0	0	0	［ 0］	0
		LPガス（戸）	約 10	約 80	約 90	［ 33］	約 70
		電力（口）	0	0	0	［ 0］	0
		電話（件）	0	0	0	［ 0］	0
		下水道（人）	0	0	0	［ ― ］	0
人的被害	冬 早朝 5時	死者数（人）	0	0	0	［死者 0］［負傷者18］	0
		負傷者数（人）	―	約 10	約 10		―
	夏 昼 12時	死者数（人）	0	0	0		0
		負傷者数（人）	―	約 10	約 10		―
	冬 夕刻 18時	死者数（人）	0	0	0		0
		負傷者数（人）	―	約 10	約 10		―
	帰宅困難者数（人）（突発時）		約 6,000	約 6,000	約 6,000	［ 2,151］	約 6,000
社会機能支障	避難所生活者数［1日後］	自宅建物被害による（人）	約 10	約 80	約 80	［ 102］	約 100
		ライフライン支障による（人）	0	約 170	約 280	［ 664］	0
		合計（人）	約 10	約 260	約 370	［ 766］	約 100

出典：愛知県防災会議地震部会「愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査報告書」（平成15年３月）

注 1）想定東海・東南海地震の欄における［　］内の数値は、「豊山町地震防災対策基礎調査報告書」（豊山町、平成17年３月）における予想値である。

2）［　］内の数値のうち帰宅困難者数は、空港利用者を含んでいない。なお、空港利用者のうち帰宅困難者数は約200名程度と予測される。

第３章　基本理念及び重点を置くべき事項

第１節　防災の基本理念

南海トラフ全域で、30 年以内にマグニチュード８以上の地震が起きる確率は 70%～80%程度と予測されており、この地域は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていかなければならない。

県、町を始めとする各防災関係機関は、「第２章 被害想定及び減災効果」及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、町民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組みを進めていかなければならない。

また、女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の３段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。

第１　災害予防段階

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進する。

第２　災害応急対策段階

⑴ 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握する。また、時間の経過に応じて的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

⑵ 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

第３　災害復旧・復興段階

発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

第２節　重点を置くべき事項

防災基本計画及び「第２章 被害想定及び減災効果」を踏まえ、本町の地域の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。

第１　揺れ対策の充実に関する事項

地震による建築物の倒壊等から町民の生命や財産を保護するため、住宅や学校施設及び不特定多数の者が利用する大規模建築物等や地震の際の避難などに必要な道路沿いの建築物、防災拠点となる建築物の耐震化を促進すること。

また、上下水道、道路、空港、河川、農業水利施設等の社会インフラの耐震性強化を図ること。また、道路については、広域交通ネットワークのリダンダンシーを確保する観点から整備を促進すること。

第２　浸水対策の充実に関する事項

堤防等の被災による浸水からの迅速かつ確実な避難を実現するため、浸水想定を踏まえた土地利用等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進すること。

第３　大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、都道府県間・市町村間の相互支援体制を構築するとともに、実践的な訓練の実施に努めること。その際、効果的・効率的な対策を行うため、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るなど、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。

また、県及び町と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。

第４　被災地への物資の円滑な供給に関する事項

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

第５　住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「緊急安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用を図ること。

第６　被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図ること。

第７　事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、町地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる町と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。

第８　大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、県と町は、住宅復興計画・体制の検討を進めるなど、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備すること。

第４章　各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第１節　実施責任

第１　町

町は、災害対策基本法の基本理念にのっとり町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

第２　県

県は、災害対策基本法の基本理念にのっとり県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく町で処理することが不適当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

また、町及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

第３　指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとり地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び町の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

資　料(1) **指定地方行政機関**（資料編第 11 章 2(2)）

第４　指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとりその業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、県及び町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

また、指定公共機関及び指定地方公共機関は、指定行政機関、指定地方行政機関、知事、町長に対し、応急措置の実施に必要な労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。

資　料(1) **指定公共機関**（資料編第 11 章 2(4)）
　　(2) **指定地方公共機関**（資料編第 11 章 2(5)）

第５　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法の基本理念にのっとり平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。

また、県、町その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第２節　処理すべき事務又は業務の大綱

第１　町

機関名	内　容
町	⑴ 災害予警報を始めとする地震に関する情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達を行う。 ⑵ 災害による被害状況の調査及び報告を行う。 ⑶ 災害広報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）を行う。 ⑷ 避難場所、避難路、消防用施設その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。 ⑸ 地震防災応急対策を実施すべき事業所等に対し、必要に応じそのとるべき措置について指示、要請又は勧告を行う。 ⑹ 避難指示を行う。 ⑺ 被災者の救助を行う。 ⑻ 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。 ⑼ 消防活動及び浸水対策活動を行う。 ⑽ 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。 ⑾ 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。 ⑿ 農作物、家畜、林産物に対する応急措置を行う。 ⒀ 消防、浸水対策、救助その他防災に関する施設・設備の整備を行う。 ⒁ 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。 ⒂ 交通整理、警戒区域の設定、その他社会秩序の維持を行う。 ⒃ 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。 ⒄ 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。 ⒅ 被災建築物･宅地の危険度判定等を行う。 ⒆南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された段階から、応急復旧に必要な人員･資機材の確認を行う。

第２　県

機関名	内　容
県	⑴ 災害予警報を始めとする災害に関する情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達を行う。 ⑵ 災害広報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）を行う。 ⑶ 避難場所、避難路、その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。 ⑷ 地震防災応急対策について、町長に指示し、又は、他の市町村長に応援の指示を行う。 ⑸ 避難の指示を代行することができる。 ⑹ 町の実施する被災者の救助の応援及び調整を行う。 ⑺ 災害救助法に基づく被災者の救助を行う。 ⑻ 災害時の医療・防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。 ⑼ 町の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示及び調整を行う。 ⑽ 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。 ⑾ 緊急車両の通行を確保するための道路啓開を行う。 ⑿ 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。 ⒀ 農作物、家畜、林産物に対する応急措置を行う。 ⒁ 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。 ⒂ 消防、浸水対策、救助その他防災に関する施設・設備の整備を行う。 ⒃ 救助物資、化学消火薬剤等必要資機材の供給又は調達若しくはあっせんを行う。 ⒄ 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。 ⒅ 自衛隊の災害派遣要請を行う。 ⒆ 有毒性ガス、危険物等の発生及び漏えい（流出）による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。 ⒇ 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。 (21) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。 (22) 防災ヘリコプター、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局を活用するとともに、調査班を編成し、被害状況の把握を行う。 (23) 町の実施する被災建築物･宅地の危険度判定等に対する支援･調整を行う。また、応急仮設住宅の設置を行う。 (24) 被災者生活再建支援法に基づき、被災世帯に対する支給金の支給を行う。

	⑵⑸南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された段階から、公共土木施設を巡視･点検し、応急復旧に必要な人員･資機材の確認を行う。 ⑵⑹ 名古屋飛行場の施設に係る防災対策を実施する。

第３　指定地方行政機関

機関名	内　容
名古屋地方気象台	⑴ 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。 ⑵ 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。 ⑶ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 ⑷ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 ⑸ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

第４　自衛隊

機関名	内　容
自衛隊	⑴ 災害派遣の準備 ア　防災関係資料（災害派遣に必要な情報）の収集を行う。 イ　災害派遣計画を作成する。 ウ　災害派遣計画に基づく訓練を実施し、本部訓練を含めた防災訓練等に積極的に参加する。 ⑵ 発災後の対処 ア　即時救援活動 人命救助を最優先して救援活動を実施する。 イ　応急救援活動方面隊の命令に基づき、救援活動を実施する。 ウ　方面隊による本格対処 方面隊の対処構想に基づき、被害の状況を把握しつつ、関係機関と密接に調整し、総力を結集して、効率的な救助活動を実施する。

第５　指定公共機関

機関名	内　容
日本赤十字社	⑴ 南海トラフ地震に関連する情報の発表に伴い、救護班要員の確保、医療救護班の派遣準備を行うとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等を行う。 ⑵ 避難所の設置に係る支援を行う。

	⑶ 医療、助産、死体の処理（一時保存を除く。）の業務を行う。 ⑷ 血液製剤の確保と供給を行う。 ⑸ 日頃から備蓄してある赤十字救援物資（毛布、緊急セット等）を被災者のニーズに応じて配分する。 　なお、配分にあたっては地方公共団体や防災ボランティア等の協力を得ながら行う。 ⑹ 義援金等の受付及び配分を行う。 　なお、配分については地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して義援金の迅速公正な配分に努める。
日本放送協会	⑴激甚な大規模災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、万全の体制を整える。 ⑵ 地震防災応急対策のための動員及び準備活動を行う。 ⑶ 平常時から防災知識の普及に関する報道を行う。 ⑷ 緊急地震速報（警報）、地震情報等及び被害状況等の報道を行う。 ⑸ 災害時における放送送出を確保するため、放送施設の整備拡充を図る。
日本郵便株式会社	災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。 また、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。 ⑴ 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。 ⑵ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。 ⑶ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。 ⑷ 被災地の被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用の物を内容とするゆうパックの料金免除を実施するものとする。 ⑸ 被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。
中部電力株式会社(※1)	⑴ 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合には電力施設の応急安全措置等災害予防に必要な応急対策を実施する。 ⑵ 災害時における被災施設及び設備の早期復旧

	⑶ 災害応急措置の実施に必要な動力、照明施設についての優先利用 （※1）中部電力パワーグリッド株式会社及び中部電力ミライズ株式会社含む。（以降同じ）
東邦瓦斯株式会社ネットワーク北事業所	⑴ ガス供給施設の災害予防措置を講ずるとともに、災害予警報が発せられた場合においても必要な応急対策を実施する。 ⑵ 発災後、被災施設の復旧を実施し、供給不能等の需要者に対して、早期供給再開を図る。
西日本電信電話株式会社	⑴ 地震防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。 ⑵ 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。 ⑶ 災害時における公衆通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。 ⑷ 気象等警報を町へ連絡する。 ⑸ 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電報電話料金等の免除を行う。

第６　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	内　容
消防組合（西春日井広域事務組合消防本部）	震災による火災は、広域にわたり、同時多発するので、次のように整備を図るものとする。 (1) 消防施設、資器材の整備と管理を図る。 (2) 消防計画の作成とその実施の推進をする。
北名古屋水道企業団	地域内における被害調査及び災害のため飲料水を得ることができないものに対し緊急補給する。また、防災上の見地から施設及び設備を図るとともに被災水道等についても応急対策を迅速かつ適確に実施し、その早期復旧に努める。
北名古屋衛生組合環境美化センター	地域内におけるゴミ処理等に対処しうるよう施設及び設備を図るとともに応急対策及び応急措置に努める。
豊山町消防団	消防、水防その他応急措置を行う。
産業経済団体	農業協同組合及び商工会等は、地域内における被害調査を行い、対策指導並びに必要資器材及び融資のあっせんに協力する。
文化事業団体	日赤奉仕団等の文化事業団体は、応急対策等に協力する。
西枇杷島警察署	(1) 交通規制並びに犯罪及び混乱の防止に協力する。 (2) 避難誘導に協力する。
豊山町交通安全協会	交通規制等に協力する。
自治会・自主防災組織	地域内における被害調査、被災者の救助、物資の配給、保健衛生等の応急措置、応急復旧の業務に協力する。
危険物等施設の管理者	危険物等施設の管理者は、防災管理上必要な措置を行い、防災活動について協力する。
西名古屋医師会	医療救護活動を行う必要が発生した場合は、会員を派遣し、医療救護所を支援する。
西春日井歯科医師会	歯科医療救護活動を行う必要が発生した場合は、歯科医師等を派遣し、医療救護活動を支援する。
西春日井薬剤師会	西春日井薬剤師会は、医療救護活動を行う必要が発生した場合は薬剤師を派遣し、医療救護活動を支援する。
その他重要な施設の管理者	その他重要な施設の管理者は、防災管理上必要な措置を行い、防災活動について協力する。

第２編　災害予防

第２編　災害予防

第１章　防災協働社会の形成推進

■基本方針

○　自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、町民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。

○　大規模かつ広域的な災害においては、公助による対応には限界があることから、被災地内でもできる限り助けを待つ「受援者」ではなく、自らの安全を確保した上で周囲を助ける「支援者」として協力する体制の構築に努める。

○　被害を最小限にとどめ災害の拡大を防止するには、平素から住民等による自主防災組織を設けて、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を組織的に行うことが重要である。

○　企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan）（以下「BCP」という）の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

○　自主防災組織は、町内会や自治会の組織を生かしてつくるのが現実的であり、効果的である。町はこうした組織に対し、防災教育、防災資器材の援助など、組織の自主性、独自性を尊重しながら、設置推進に努めるものとする。

■町の措置

区分	主な措置
第１節 防災協働社会の形成推進	第１　(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り
	第１　(2) 災害被害の軽減に向けた取組み
第２節 自主防災組織・ボランティアとの連携	第１　(1) 自主防災組織の推進
	第１　(2) 防災ボランティア活動の支援
	第１　(3) 連携体制の確保
	第２　防災関係団体同士のネットワーク化を図る防災訓練等の事業実施、支援及び指導
第３節 企業防災の促進	第２　(1) 事業継続計画（BCP）の策定促進

第１節　防災協働社会の形成推進

第１　県（防災安全局、各局）及び町における措置

⑴ 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り

県及び町は、「新しい公」という考え方を踏まえ、町民、事業者、自主防災組織等と一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や町民の防災意識の高揚を図るため、防災活動の継続的な取り組みを推進する枠組み作りに努めるとともに、あいち防災協働社会推進協議会が策定した「災害に強い地域づくりに向けた活動方針」に基づいた活動を実施するものとする。

⑵ 災害被害の軽減に向けた取組み

県及び町は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努めるものとする。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図るものとする。

第２　愛知県地震防災推進条例に基づく推進

「愛知県地震防災推進条例」（平成 16 年４月１日施行）に基づき、県、町、町民、事業者、自主防災組織、ボランティア等がその責務や役割を認識し、一体となって取り組む防災協働社会の形成を目指すものとする。

第３　町民の基本的責務

⑴「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、町民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。

⑵ いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをより一層充実する必要があり、その実践を促進するよう、地域での働きかけ等に努めるものとする。

⑶ 災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、緊急避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、町等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。

第４　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

⑴ 町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行うこととする。

⑵ 町は、町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第２節　自主防災組織・ボランティアとの連携

第１　県（防災安全局、関係局）及び町における措置

⑴ 自主防災組織の推進

ア　自主防災組織の設置・育成

大地震が発生した場合は、交通機関等の途絶により防災関係機関の防災活動が遅れたり、阻害されることが予想されるが、このような事態において被害を最小限にとどめ災害の拡大を防止するためには、平素から住民による自主防災組織を設けて、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を組織的に行うことが重要である。

また、自主防災組織の活動は、警戒宣言が発せられた場合における地震予知情報の正確な伝達、混乱の発生防止等についても大きな役割を果たすものと考えられる。

県及び町は、「自主防災組織設置推進要綱」（昭和 49 年愛知県防災会議決定）に基づき、地域住民、施設及び事業所などによる自主防災組織の設置・育成に努めるものとする。

その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

イ　自主防災組織等の環境整備

県及び町は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。また、自主防災組織の核として地域防災のリーダーとなるべく、豊山町防災士の会の活動を支援する。

⑵ 防災ボランティア活動の支援

ア　ボランティアコーディネーターの確保

県及び町は、大地震により行政、町民、自主防災組織などに対応困難な災害が発生した場合に、ボランティアがその力を十分に発揮するため、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の確保に努めるものとする。

イ　防災ボランティア活動の環境整備

県及び町は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びＮＰＯ・ボランティア等（以下「ＮＰＯ・ボランティア関係団体等」という。）との連携を図り、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。

⑶ 連携体制の確保

日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要である。そのため、県及び町

は、平常時から自主防災組織、ＮＰＯ・ボランティア関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のＮＰＯ等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。

第２　町における措置

町は、自主防災組織がＮＰＯ・ボランティア関係団体等、消防団、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。

第３　自主防災組織における措置

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時、及び災害発生時において効果的に防災活動を行うよう努めるものとする。

⑴ 平常時の活動

ア　情報の収集伝達体制の確立
イ　防災知識の普及及び防災訓練の実施
ウ　火気使用設備器具等の点検
エ　防災用資機材等の備蓄及び管理
オ　地域内の要配慮者の把握

⑵ 災害発生時の活動

ア　初期消火の実施
イ　地域内の被害状況等の情報の収集
ウ　救出・救護の実施及び協力
エ　住民に対する避難命令の伝達
オ　集団避難の実施
カ　炊出しや救助物資の配分に対する協力

第４　防災リーダーの養成とネットワーク化の推進

⑴ 防災リーダーの養成

県及び町は、地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行える災害に対する知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーの養成に努めるものとする。

⑵ 防災リーダーのネットワーク化の推進

防災リーダーが、各々の地域において自主防災活動を展開するのを支援するため、県及び町は、防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。

また、防災リーダーが地域や企業等の自主防災活動等において円滑な活動ができるよう、県は啓発用資機材などを整備し、町は防災リーダーを積極的に活用するものとする。

第５　ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進

⑴ ボランティアの受入体制の整備

ア　県及び町は、あらかじめ平常時において定期的に次の㈠から㈤等の災害発生時の対応や連絡体制について、ＮＰＯ・ボランティア関係団体等との意見交換に努める。

㈠ 県及び町は、ボランティアの受入れに必要な机、イス及び電話等の資機材を確保して、県は広域ボランティア支援本部、町は災害ボランティアセンターを設置する。

㈡ 県及び町は、災害時にコーディネーターを派遣することを協力するＮＰＯ・ボランティア関係団体（以下「協力団体」という。）にコーディネーターの派遣を要請する。

㈢ 県の広域ボランティア支援本部に派遣されたコーディネーターは、全体的な情報提供や後方支援などを、町の災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れを行う。

イ　県及び町は、防災訓練等において協力団体の協力を得て、広域ボランティア支援本部及び災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行う。

⑵ ボランティアコーディネーター養成講座の開催

県及び町は、ＮＰＯ・ボランティア関係団体等と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。このため、県及び町等は、ボランティアコーディネーターの養成に努めるとともに、養成したボランティアコーディネーターに対し、コーディネートの知識・技術の向上を図るためのレベルアップ研修等を実施する。

なお、町等は、養成したボランティアコーディネーターに県が実施するレベルアップ講座等を受講させるものとする。

⑶ ＮＰＯ・ボランティア関係団体等との連携

県及び町は、震災時におけるボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するため、平常時からＮＰＯ・ボランティア関係団体等と連携して、受援体制の構築・強化を図る。

町は地域での連絡会の設置・協定の締結などにより、ＮＰＯ・ボランティア関係団体等との連携に努める。

⑷ 防災ボランティア活動の普及・啓発

県及び町は、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。特に、「防

災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、防災ボランティアフェアの開催などの広報・啓発活動を行うように努めるものとする。また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させるものとする。

第６　愛知県防災ボランティアグループ登録制度の活用

県は、大規模な災害が発生し、応急対策に必要な人員が不足した場合に備え、あらかじめ被災地に救援の手を差し延べる意思のあるグループを募集して愛知県防災ボランティアグループとして登録し、災害発生に伴う情報収集員が不足したときに無線ボランティアの協力を得るほか、被災地における輸送・一般作業の協力を得ることとする。

資　料⑴　日赤奉仕団（資料編第７章１）
⑵　愛知県防災ボランティアグループ（資料編第７章２）

第３節　企業防災の促進

第１　企業における措置

⑴　事業継続計画の策定・運用

企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。

また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

⑵　生命の安全確保

顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。

⑶　二次災害の防止

落下防止、火災の防止、薬液漏洩防止、危険区域の立入禁止など、自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施が必要である。

⑷　緊急地震速報受信装置等の活用

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害

の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

⑸ 地域との共生と貢献

緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要であることから、地元地域社会を大切にする意識を持ち、地域との共生に配慮するよう努める。

企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。

第２　県（経済産業局、防災安全局、建設局）、町及び商工団体等における措置

県、町及び商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画（BCP）等の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図るものする。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

⑴ 事業継続計画（BCP）等の策定促進

ア　普及啓発活動

県、町及び商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画（BCP）の必要性について積極的に啓発していくものとする。また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

イ　情報の提供

企業が事業継続計画（BCP）等を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、県及び町はそれぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表するものとする。

⑵ 相談体制等の整備

町及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておくものとする。また、県及び町は、あらかじめ商工団体等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

第２章　建築物等の安全化

■基本方針

○　現在、建築物の構造上の安全性は、建築基準法を基盤に日本建築学会等の技術基準によってかなり高い水準が確保されているが、防災上重要な建物となる公共施設は、より強い地震を想定して、一層耐震性を強化して倒壊防止に努める必要がある。

○　地震発生時の避難、救護、応急対策活動の本拠となる建築物の耐震性の強化を図るとともに、その他の公共建築物についても耐震性の確保を図らなければならない。

○　大規模かつ広域的な災害時に発生する膨大な業務量（救出・救助活動等の初動対応、道路啓開、がれき処理等の復旧活動、被災者の生活再建支援業務等）を軽減するためにも、住宅等を含めた建築物の耐震化・不燃化を一層推進するとともに、非構造部材の転倒・落下防止対策を推進する。

○　新設の建築物については「耐震設計」を積極的に取り入れると同時に、既設の建築物は耐震調査及び補強の計画を推進する。公共建築物の耐震性の確保だけでなく、町及び民間の防災上重要建築物の耐震性の増強の指導を行う。また、一般建築物の耐震性を促進するため、耐震相談の充実に努める。

○　交通・ライフライン関係施設等は、住民の日常生活及び社会・経済活動上、欠くことのできないものであり、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っているため、事前の予防措置を日頃から講じておくことが重要かつ有効である。

■町の措置

区分	主な措置
第１節 建築物の耐震推進	第１　(1) 総合的な建築物耐震性向上の推進
	第１　(2)「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行
第６節 文化財の保護	第１　所有者と連携した適切な処置
第７節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	第１　「地震対策緊急整備事業計画」及び「地震防災緊急事業五箇年計画」に基づく施設等の整備

第１節　建築物の耐震推進

第１　県（建築局、関係局）及び町における措置

(1) 総合的な建築物の耐震性向上の推進

地震発生時の避難・救護拠点となる施設を始めとする既存建築物の耐震性の向上を図るため、「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な建築物の耐震性向上の推進を図っ

ていくこととする。

特に、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために、優先的に耐震化に取組むべき避難路を指定し、その避難路沿道建築物の耐震診断の結果報告を義務付けることや、ブロック塀等の付属物の耐震対策を推進することで、対象建築物の耐震性向上を図る。

⑵ 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物（昭和 56 年５月 31 日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。）を指定し、耐震診断結果の報告を義務付けることとする。

⑶ 地震による被害を最小限度に軽減するため、新築中の建物については中間検査を実施し、既存のものについては耐震補強策を指導する。

ア　木造建物のチェックポイント

㈠ 地盤（液状化の可能性）

㈡ 基礎（布基礎、鉄筋入り）

㈢ 土台（火打、アンカーボルト）

㈣ 建物の形（単純なもの程耐震性あり）

㈤ 壁のバランス（重心と偏心）

㈥ 屋根の重み（筋かい）

㈦ 柱の位置

㈧ 筋かい（火打材の使用）

㈨ 継手、仕口（金物の補強）

㈩ 腐食、白アリ

イ　RC 造については、壁の量、フープ、地盤の基本の上に、平面上偏心の大きいもの、ピロティのように上下の剛性が極端に違うもの、力の逃げ場のない短柱のものは建築しないよう行政指導する。

鉄骨造の建物については、ブレースをつなぐ点が非常に弱いので配意するものとする。

第 2　耐震改修促進計画

⑴ 既存耐震不適格建築物の耐震改修を促進するため「耐震改修計画」の認定制度、建築物の地震に対する安全性に係る認定制度等の適正な施行に努めることとする。

⑵ 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により策定した「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な既設建築物の耐震性の向上を推進していくこととする。

また、耐震改修促進計画において、耐震診断義務付け対象建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物（昭和 56 年５月 31 日以前に着工した既存耐震不適格建

築物に限る。）を指定し、耐震診断結果の報告期限を定めることとする。

⑶ 学校、病院、百貨店、事務所等多数の人が利用する一定規模以上等の特定既存耐震不適格建築物の所有者・管理者等に対し、耐震診断及び耐震改修の実施について、パンフレットなどにより普及・啓発するものとする。

第３　公共建築物の耐震性の確保・向上

⑴ 防災上重要な建築物の耐震性の確保

県は、次の県有施設を「防災上重要な建築物」として各施設の耐震性の確保について、数値目標を設定するなど計画的かつ効果的に実施し、災害時の施設機能停止・低下の回避に努めるものとする。

ア　防災上重要な建築物

(ｱ) 災害時の復旧活動指示、制御等防災業務の中枢を担う県機関、警察機関

(ｲ) 被災した生活基盤設備等の復旧活動を指揮する県機関、県関連機関

(ｳ) 県機関等の防災通信用防災無線関連建築物

(ｴ) 被災者の緊急救護所、避難所となる、病院、保健所、学校等の機関

イ　防災上重要な建築物に対する対応

(ｱ) 新設建築物の耐震設計・施工の確保

(ｲ) 既存建築物の耐震化整備計画の策定

(ｳ) 既設建築物のうち耐震性の不足する建築物の耐震改修の促進

⑵ 町及び民間の防災上重要な建築物の耐震性の確保

県は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に規定する、病院、学校及び百貨店等多数の人が利用する特定建築物や、その他の防災上重要な建築物について、耐震性の向上を図るため、町その他の民間施設関係団体等の指導・助言に努めるものとする。

特に、災害時の拠点となる町の庁舎等については、発災後に果たす機能を勘案し、建築物の構造の強度の確保や非構造部材の耐震対策等により、地震後に継続使用できるための改修を促進する。

第４　一般建築物の耐震性の向上促進及び減災の推進

⑴ 民間住宅の耐震診断･耐震改修促進

ア　町が行う耐震診断への助成

県は、旧基準住宅（昭和 56 年 5 月以前着工）を対象に耐震診断を実施する町に対する耐震診断費補助事業を実施するものとする。

イ　町の耐震改修費補助事業への助成

県は、耐震改修については、町の実施する耐震改修費補助事業に助成することにより、旧基準住宅の耐震改修の促進を図るものとする。

⑵ 民間住宅の減災化施策の促進

県は、旧基準住宅を対象に町の実施する減災化促進に関する補助事業に助成することにより、旧基準住宅の減災化の促進を図るものとする。

⑶ 一般建築物の耐震診断・耐震改修の促進

ア　普及・啓発

県は、一般建築物所有者が、必要に応じ耐震診断及び耐震改修を行い、その対策を講じていただくよう普及･啓発に努めるものとする。

イ　避難路沿道建築物の耐震診断費の助成

県が耐震診断及び耐震改修の促進を図る必要があると認める避難路の沿道に所在する建築物に対し、耐震診断費を助成する。

ウ　町の耐震診断費補助事業への助成

県は、民間の特定既存耐震不適格建築物、防災上重要な建築物に対する町の耐震診断費補助事業に助成するものとする。

エ　町の耐震改修費補助事業への助成

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、耐震診断の結果報告が義務づけられている建築物に対する町の耐震改修費補助事業に助成するものとする。

オ　建築関係団体や大学等と連携した取組

県、町及び建築関係団体で構成する愛知県建築物地震対策推進協議会は、建築物の耐震診断や耐震改修の促進など震前対策等の推進に努めるものとする。

県内の国立 3 大学法人、県、名古屋市等で構成する愛知建築地震災害軽減システム研究協議会は、有機的に災害軽減システムの研究を推進し、その研究成果を広く普及するものとする。

⑷ 住宅等地震対策普及啓発の推進

県は、住宅等の地震に対する知識を広めるため、建物等のわかりやすい補強方法等を記したパンフレット・リーフレット等を県民に配布するなど地震対策知識の普及に努めるものとする。

⑸ その他の安全対策

住宅・建築物の構造強化だけでは十分とはいえず、ブロック塀の倒壊、家具の転倒、窓ガラス・天井の破壊・落下やエレベーターの閉じ込め、敷地の崩壊などに対する対策を推進する。

第 5　被災建築物の応急危険度判定の体制整備

地震直後に、被災した建築物が使用できるかどうか、余震等により倒壊しないかどうかの応急的な判断は、専門知識を持たない被災者には困難である。そこで、専門家を現地に派遣して技術的な危険度判定をすることにより、余震等による倒壊・落下物に伴う２次災害を未然に防止する必要がある。

⑴ 応急危険度判定士の養成等

県は、町や愛知県建築物地震対策推進協議会と協力して、建築士等を対象に判定士養成講習会を実施し、判定士の養成に努めるものとする。

⑵ 愛知県建築物地震対策推進協議会による相互支援体制の推進

県、町及び建築関係団体は、震災時における応急危険度判定の実施をより迅速かつ的確に行うため、愛知県建築物地震対策推進協議会において、県内市町村相互の支援・判定体制の確立に努めるものとする。

第２節　交通関係施設等の整備

第１　施設管理者等における措置

施設ごとに耐震性を必要とされる構造物については、耐震性の強化を図るとともに、その他の施設についても被害軽減のための諸施策を実施し、被害を最小限にとどめるよう予防措置を講ずるものとする。

第２　道路施設

⑴ 道路・橋梁等の整備

ア　災害に強い道路ネットワークの整備

大地震等の災害発生時においても、我が国の経済活動、国民に及ぼす影響を最小化し、災害応急活動の実施に必要な物資・資機材・要員等の緊急輸送を行うため、緊急輸送道路を事前に指定するとともに、その整備に努める。さらに、必要な代替ルートの確保に努める。

イ　橋梁等の耐震性の向上

㈠ 新設橋梁等

新たに橋梁等を建設する場合は、耐震性に配慮した建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図る。

㈡ 既設橋梁等

緊急輸送道路等における重要な橋梁について橋梁本体の耐震補強を推進する。特にゼロメートル地帯等橋梁取付部の沈下のおそれがある地域においては、耐震補強に加えて段差対策を推進する。

⑵ 緊急輸送道路の指定

地震直後から発生する緊急輸送（救助、救急、医療、消火活動及び避難者への緊急物資の供給等に必要な人員、物資等の輸送）を円滑かつ確実に実施するために必要な緊急輸送道路及びくしの歯ルートをあらかじめ指定するものとし、他の道路に優先して地震防災対策を実施する。

緊急輸送道路及びくしの歯ルートは、以下のとおり区分するものとする。

第１次緊急輸送道路	県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路
第２次緊急輸送道路	第１次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政公共機関、港湾、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路
第３次緊急輸送道路	その他の道路(※)
（参考） 緊急用河川敷道路	庄内川周辺の他の緊急輸送道路と連絡し、緊急輸送機能を有する道路
くしの歯ルート	津波等により甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するための「道路啓開」を最優先に行う道路 （第１次及び第２次緊急輸送道路から選定する）

(※)「その他の道路」とは、愛知県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会、又は市町村の防災計画で定めた緊急輸送道路で、第１次、第２次緊急輸送道路以外の道路。

(3) 重要物流道路の指定

平常時、災害時を問わず安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路（代替・補完路を含む。）として国が指定を行う。指定された重要物流道路は、道路管理者が機能強化を実施する。

(4) 沿道建築物に耐震診断を義務づける道路の指定

南海トラフ地震等の大規模地震への備えとして、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、広域的な避難、救助の観点から必要な道路を、沿道建築物に耐震診断の結果の報告を義務づける道路として指定する。

(5) 応急復旧作業のための事前措置

地震発生後、早期に緊急輸送道路を確保するため、道路の被害状況を迅速に把握し、それに基づく応急復旧への早期着手及び復旧資機材の速やかな調達体制づくりに努める。

第３節　河　　川

(1) 堤体の補強

地震による堤防への大きな被害は生じないと予想されるが、濃尾平野では地盤沈下により堤防の機能及び強度の低下をきたしている部分がある。このため、堤防の嵩上げの堤体の補強や護岸の整備を進める。

(2) 水門、樋門の改築、補修

老朽化による機能低下や河川改修のネックとなっている河口部の水門・樋門は、改築・補修を進める。

河口部や背後地が低い河川については、平成７年度から堤防の耐震性についての調

査を県で進めており、それに基づき緊急度の高い箇所から必要な対策を実施していく。

第４節　交通安全施設等

(1) 交通情報収集・提供機器

緊急交通路の機能を確保するため、交通規制情報、う回ルート情報等を提供する道路交通情報提供機器を適切に管理し、発災時の有効活用に備える。

(2) 交通規制用資機材

緊急交通路の確保等の際に使用する交通規制表示板等必要な資機材を適切に管理し、発災時の有効活用に備える。

第５節　ライフライン関係施設等の整備

第１　施設管理者、県（防災安全局、建設局）及び町における措置

(1) 施設の代替性及び安全性の確保

電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、地震災害においては耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

(2) 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携

県及び町は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電気事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。また、県、電気事業者及び通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、町との協力に努める。

第２　電力施設

電力供給機関は災害時における電力供給を確保し、民心の安定を図るため電力設備の防災対策に努める。

(1) 設備面の対策

ア　発・変電設備

発・変電設備は、地盤の強度や機器等の耐震性を考慮した設計がされているが、過去に発生した災害に伴う被害の実態等を考慮し、各設備の被害防止対策を講ずる。

イ　送・配電設備

地震による不等沈下等を生ずる可能性が高い軟弱地盤にある設備については、基礎の補強等による耐震対策を考慮するとともに、これらの地帯への設備の設置は極力避ける。

⑵ 体制面の対策

ア　保安の確保

設備の巡視・点検を行い、保安の確保を図る。

イ　資機材等の確保

災害時のために日ごろから資機材等確保の体制を確立する。

(ｱ) 応急復旧用資機材及び車両

(ｲ) 食糧その他の物資

ウ　電力融通

災害発生時に供給力が不足することも考えられるので、他電力との電力融通体制を確立する。

第３　ガス施設

都市ガスは、都市生活に欠かせないエネルギーであり、これを供給する施設に被害を受け、ガス供給が円滑に行われないと日常生活に大きな影響を与えるので、地震による被害発生を軽減するとともに、万一の被害発生時には、二次災害を防止するとともに、早期復旧を図るため、各ガス事業者は、各社の実情に応じて、以下の対策を実施する。

⑴ ガス工作物の耐震性の向上

ア　製造設備

新設設備は、ガス工作物の技術上の基準、製造設備等耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備については、耐震性を維持するため、設備の重要度に応じて定期点検を行い、補強等必要に応じた対策を講じる。

イ　供給設備

新設設備は、ガス工作物の技術上の基準、ガス導管耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は、必要に応じて補強を行う。

⑵ 緊急操作設備の強化

ア　設備の緊急停止装置等

緊急時の保安確保を図るため、高中圧ガス製造設備への緊急停止装置の設置、液化ガス貯槽、大型の油貯槽、球形ガスホルダー、高圧導管等への緊急遮断装置の設置を行う。

イ　緊急放散設備等

製造設備及び導管の減圧を安全に行うため、必要に応じ、緊急放散設備等を設置する。

ウ　高圧・中圧Ａ導管

本社供給センター等からの遠隔操作により導管の遮断、ガス放散を可能とする設備を整備する。

エ　中圧Ｂ導管・低圧導管

迅速な地域ブロック化が可能となるよう、遮断する設備を整備する。

オ　地震計の設置

地震情報を速やかに入手し、地震の規模、被害程度を推定し、早急な応急対策を講ずるため、供給区域内主要地点に地震計を設置し、SI 値（*）、加速度値等を収集できるよう整備する。

＊SI 値：Spectrum Intensity の略で、構造物の地震被害との相関性が高い指標として用いられており、速度の単位カイン（㎝/秒）で表される。この値は、速度応答スペクトルを、固有周期が 0.1 秒～2.5 の範囲で積分平均することにより求められる。

カ　通信設備

主要拠点間の情報連絡、データ伝送、遠隔操作等に必要な無線設備の整備拡充を図る。また、緊急処理、復旧作業時の情報連絡のための移動無線等の整備拡充を図る。

(3) マイコンメーターの設置の推進

各需要家に地震やガス漏れなどの異常時にガスを自動的に遮断するマイコンメーターの設置を推進する。

(4) 激甚な大規模災害に備えた対策

ア　導管ブロックの細分化

イ　応急復旧体制の整備

(ｱ) 関係官庁、一般社団法人日本ガス協会等との非常時の連絡体制の整備、強化を図る。

(ｲ) 復旧動員体制（工事会社を含む。）の整備、強化を図る。

(ｳ) 復旧を迅速に行うための、低圧導管の地区別ブロックの維持を図る。

(ｴ) 復旧用資機材、飲料水、食料等以下に示す物品について備蓄又は調達体制の整備を図る。

非常用資機材、機工具、車両、燃料、救急医薬品、飲料水、食料、代替熱源、その他

(ｵ) 教育・訓練の充実を図る。

(ｶ) 需要家における地震時の処置に関する広報活動を推進する。

(ｷ) 警察、消防、報道機関等との連携の強化を図る。

第４　上 水 道

震災による水道の断水を最小限にとどめるため、被害箇所をできる限り少なくし、断水時間をできるだけ短縮するよう、施設の防災性の強化に努めることが重要である。

また、水道施設の被災時における応急給水及び応急復旧作業を円滑に実施するために、防災用資器材の整備拡充、防災非常体制の確立が必要である。

(1) 施設の防災性の強化

水道施設の耐震性については、施設の新設拡張、改良等の際に十分に耐震設計及び耐震施工を考慮する必要がある。特に、避難路においては、円滑な避難を確保するため、水道管等による二次災害を軽減するための措置を施すことに努めるとともに、軟弱地盤地帯等における特殊工法などの調査研究に努めることも大きな課題である。また、水道施設による二次災害の防止と応急給水を確保する観点から、配水池等において緊急遮断弁を設置していく必要がある。

被災時の給水拠点となる配水池等の増設及び耐震性を強化する。また、水道配管において強度が低下している石綿セメント管等の老朽管の更新を進めるとともに、指定避難所、医療施設などの給水拠点までは、管路の耐震化に対する安全性の確保に努める。

⑵ 応急給水用資機材の点検補修

給水車、給水タンク、ドラム缶、ポリ容器、水袋、バケツ、ろ水機、消毒用塩素剤（次亜塩素酸ソーダ、塩素等）、水質検査用器具（残塩計、ph 計）等の資機材を平素から整備し、点検補修しておかなくてはならない。また、借上げ可能な資機材については、その調達先、在庫数を平素から調査しておかなくてはならない。

⑶ 応急給水体制と防災用資機材の整備拡充

水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民が必要とする最低限の飲料水を確保するため、町が中心となって応急給水活動を実施しなければならない。給水方法は、指定避難所、医療施設、配水池などの給水拠点において、水道水を原則供給するものとする。応急給水活動に必要な給水車、給水タンク、消毒剤、ろ水機、可搬式ポンプ、可搬式発電機及び運搬車両の整備増強を図っていくものとする。

また、水道が応急復旧するまでの間の必要最小限の飲料水を確保するため、町が自主防災組織単位に実施する飲料水兼用耐震性貯水槽の設置事業に対して、新たに助成制度を設けて整備拡充を図っていく。

⑷ 防災非常時の協力体制の確立

水道事業者（町長）は、自ら飲料水の供給又は施設の復旧が困難な場合は、近隣市町村又は県へ応援を要請し、応援の要請を受けた市町村又は県は、これらに積極的に協力する。

県は、町の実施する飲料水の供給又は施設の復旧につき特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するように指示する。

また、関係職員、関係業者、関係行政機関等の非常参集、連絡体制を平素から確立していくことが必要であり、毎年、非常通信連絡方法の調査を行う。

資　料⑴ **応急給水施設・設備等（資料編第４章５）**

第５　下水道

下水道管理者（県（建設局）及び町）は、下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理に当たっては、「下水道施設の耐震対策指針と解説（公益社団法人日本下水道協会）」及び「下水道の地震対策マニュアル（公益社団法人日本下水道協会）」に適合させ、かつ、地域や地質の実状に応じて必要な対策を講じる。

(1) 管渠施設の対策

下水道管理者は、流下機能を確保することができないと予測される管渠から順次補強する。

また、新たに下水管渠を敷設する場合には、基礎、地盤条件等、総合的な見地から検討し、計画するが、地盤の悪い箇所に敷設する場合は、人孔と管渠の接合部に可撓性伸縮継手を使用する等の工法で実施する。なお、液状化のおそれのある地盤に敷設する場合には、地盤改良等の対策を実施する。

(2) ポンプ場、終末処理場施設の対策

下水道管理者は、最低限の下水処理機能を確保できないと予測される施設から順次補強する。

なお、液状化のおそれのある地盤に築造する場合には、構造物だけでなく、埋設配管の基礎についても地盤改良等の対策を実施する。

また、商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

(3) 緊急連絡体制の確立

県は、被害の把握や復旧のために、「愛知県下水道事業における災害時支援に関する要領」に基づき、県内関係市町村との連絡体制を確立する。

(4) 復旧用資機材の確保

下水道管理者は、可搬式排水ポンプその他復旧に必要な資機材の確保及び整備に努める。

また、県は、資機材について、保管リストを集計把握し関係機関等に周知する。

(5) 復旧体制の確立

下水道管理者は、被災時には、その自治体の関係職員、関係業者、手持ち機械器具、復旧用資機材だけでは対応が不十分となることが予想されるため、「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づき、中部 10 県 4 市の相互支援等の体制を確立する。

(6) 民間団体等の協力

下水道管理者（町）は、発災後においても下水道施設の維持又は修繕が迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結などに努める。

第 6　通信施設

大規模災害時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策の適切かつ迅速な実施の上からも極めて重要な問題であり、防災関係機関は電気通信、専用通信、

放送等の施設の安全性確保に全力をあげて取り組む必要がある。

また、各種通信施設を活用した複数の通信手段を構築し、通信回線相互の適切な補完を図るとともに、平常時より無線設備の総点検を定期的に実施するとともに、無線設備や非常用電源設備を耐震性のある場所へ設置する。

⑴ 電気通信

西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、国内電気通信事業の公共性を鑑み、災害時においても通信の確保ができるよう、設備の耐震・防火・防水、伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図っている。

⑵ 専用通信

災害時の情報連絡手段として、無線を利用した専用通信は、極めて有効な方法である。現在、県、町、警察、気象庁、国土交通省、さらに電力・ガス会社等防災関係機関において設置されているこれら専用通信の確保については、基本的には次のような点に特に留意していくことが重要である。

ア　耐震性の強化

局舎、装置等について、耐震性の強化に努める。

イ　伝送路の強化

通信機能を確保するために、衛星通信回線の設定、バックアップ回線の設定、ルートの二重化等を促進する。また、地域住民への災害情報の伝達手段として、同報無線局の早急な設置を促進する。

ウ　装置、器材の充実

予備電源、移動無線、可搬型無線機、携帯電話等の資機材の充実整備を図り、災害に備える。

エ　定期的な点検の実施

常時使用可能とするため、施設・装置の定期的な保守点検を実施する。

オ　防災訓練等の実施

通信の重要性を認識し、平素から関係者による休日や夜間における防災訓練を実施して、機能の確保及び通信設備の習熟に努める。

カ　移動系無線局の配備

防災関係機関は、被災地において円滑な情報の収集伝達手段を確保するため、地震に強い移動系無線局の効果的活用に努めるものとする。

⑶ 各種通信対策

ア　防災相互通信用無線局

災害現場に集結する各防災関係機関が連携して有効適切な防災活動を実施するには、その情報の伝達の手段として、各防災関係機関が開設する防災相互通信用無線局を利用する。（一般的に、同一免許人間でのみ利用が可能で、他の免許人と通信す

ることはできないが、防災相互通信無線は、他免許人との通信ができる。）

イ　放送

放送は、非常災害時における住民への情報の伝達手段として極めて有効であるので、大地震の発生等に際して、その機能を確保するため次のような対策の推進に努めるものとする。

(ｱ) 送信所の建物、構築物の耐震力の強化を図る。

(ｲ) 放送設備、特に放送主系統設備、受配電設備、非常用発電設備等の耐震対策を実施する。

(ｳ) 放送設備等重要な設備については、代替又は予備の設備を設ける。

(ｴ) 防火設備等を設け、二次災害の発生を防止する。

(ｵ) 建物、構築物、放送設備等の耐震性等について定期的に自主点検を実施する。

ウ　非常通信

地震が発生、又は発生するおそれがある場合において、無線局は、その目的、通信の相手方及び通信事項を越えて非常通信を実施することができるが、この事態に備えて、次の措置を講じる。

(ｱ) 非常通信協議会の拡充強化

(ｲ) 非常通信訓練の実施

(ｳ) 非常通信訓練の総点検

エ　携帯電話の配備

各防災関係機関は、迅速かつ的確な応急対策活動を行うため、携帯電話の有効活用を図るように努める。

第７　農地及び農業用施設

農地及び排水機、樋門、水路等の農業用施設の災害は、農地及び農業用施設のみにとどまらず、一般公共施設等にも広くその被害が及ぶことが予想されるため、老朽化施設等の整備を推進するとともに、激甚な大規模災害に備えて、農業用施設の耐震性をより一層向上させるよう努める。

(1) 排水機、樋門、水路等の整備

排水機、樋門、水路等については、地震に対してその機能が保持できるように耐震基準に適合した構造で新設又は改修を行う。

第６節　文化財の保護

第１　県（県民文化局）及び町における措置

(1) 防災思想の普及

文化財に対する町民の愛護精神を高め、防災思想の普及を図る。

(2) 管理者に対する指導・助言

管理者に対する防災知識の普及を図るとともに管理、保護について指導、助言を行う。

⑶ 連絡・協力体制の確立

災害が発生した場合に備え、管理者等は、県及び消防関係機関等との連絡・協力体制を確立する。

⑷ 適切な修理の実施

適時、適切な修理を実施し、予想される被害を未然に防止する。

⑸ 防火・消防施設等の設置

自動火災報知設備、貯水槽、防火壁、消防道路等の施設の設置を促進する。

⑹ 文化財及び周辺の環境整備

文化財並びに周辺の環境整備を常に実施する。

第２　平常時からの対策

⑴ 県指定文化財の所有者は「文化財レスキュー台帳」を作成し、文化財の保存（保管）状況の掌握に努める。

なお、文化財レスキュー台帳の内容は次のとおりとする。

ア　所有者名　・所在地・連絡先・所轄消防署名・変更履歴・所有者住所

イ　所有文化財名（指定区分、種別、員数、指定年度、構造形式、時代、年代、代表者氏名、座標、解説、備考、記号及び番号、指定解除年月日、解除理由、その他）

ウ　防災関係の状況（防災組織、消火設備、通報設備、避雷設備、管理状況、警備方法、周辺の状況、周辺の環境、収蔵庫の状況、所有者の緊急連絡先、所有者以外の緊急連絡先、被災歴、無人時の警備方法、消火方法他特別な設備等、その他）

エ　所在地内の地図・周辺地図・広域地図・写真

⑵ 所有者（管理者）に対する防災知識の普及を図るために「文化財の防災の手引き」を発行し、その管理・保護対策について指導・助言をする。

⑶ 自動火災報知設備、消火栓、放水銃、貯水槽、避雷設備等の防災・防火設備の設置を促進する。

⑷ 文化財保護指導委員を委嘱し、文化財に関する定期的な点検を実施のうえ報告を受ける。

第３　重要文化財の耐震対策

平成 30 年８月９日付け文化庁文化財部参事官（建造物担当）の事務連絡「重要文化財（建造物）の耐震対策について」のとおり、下記の耐震対策を実施する。

⑴ 耐震予備診断・耐震診断及び耐震補強の実施

⑵ 対処方針の作成・提出

⑶ 耐震対策推進の周知徹底

⑷ 補助事業における耐震予備診断の必須
⑸ 耐震予備診断実施の徹底
⑹ 県の指導・助言

第 4　応急的な対策

被害発生時の現場保存や緊急的保存措置の指導を行い、火災・散逸などの二次災害防止に努める。

第 5　災害時の対応

災害時には、次の対策を実施する。

⑴ 被害状況の把握と報告
⑵ 事後措置の指示・伝達

第 6　応急協力体制

県は、町教育委員会の協力を得て、緊急避難用保管場所（公立博物館、資料館等）の提供など文化財の安全確保に努めるとともに、文化財の専門知識を有する者を派遣し、適切な対応が図れるよう応急協力体制の確立を図るものとする。

第 7 節　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

第 1　県（防災安全局、関係局）及び町における措置

県は、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 55 年法律第 63 号）」による「地震対策緊急整備事業計画」及び地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 111 号）による「地震防災緊急事業五箇年計画」を作成し、県及び町は、これらの計画に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等を整備するものとする。

また、県及び町は、地震防災対策を推進するため、単独事業等を実施する。

第 2　単独事業等

⑴ 防災対策事業

県及び町は、災害に強く安全なまちづくりを進めるため、防災対策事業債を活用した防災対策事業を実施する。

⑵ 補助事業

県は、地震防災対策事業の推進を図るため、町に対して県費補助金を交付し、町は、これを活用した地震防災対象事業を実施する。

第３章　都市の防災性の向上

■基本方針

○　都市計画のマスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進し、さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業を促進する。
　また、これらの整備に加え、自然環境の機能を活用することなどにより地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

○　広域かつ大規模な災害においては、応援部隊の活動拠点や仮設住宅建設、がれきの仮置場となる空地が不足することが想定されるため、予めオープンスペースの活用方法について調整しておく。

○　液状化（クイック・サンド現象）危険地域における都市改造の促進が必要であるので、オープンスペースを確保するとともに、建築物の耐震性を強化する。

■町の措置

区分	主な措置
第１節 都市計画のマスタープラン等の策定	第１　(1) 都市計画マスタープランの策定
	第１　(2) 防災街区整備方針の策定
第２節 防災上重要な都市施設の整備	第１　(1) 都市における道路の整備
	第１　(2) 都市における公園等の整備
第３節 建築物の不燃化の促進	第１　(1) 防災・準防火地域の指定
	第１　(2) 建築物の不燃対策
第４節 市街地の面的な整備・改善	第１　(1) 市街地開発事業者に関するの推進

第１節　都市計画のマスタープラン等の策定

第１　県（都市・交通局、建築局）及び町における措置

(1) 都市計画のマスタープランの策定

　都市計画区域マスタープラン及び町都市計画マスタープランにおいて、都市の防災性の向上に関する方針等を示すとともに、マスタープラン等に基づき、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備を促進する。

(2) 防災街区整備方針の策定

　地域の実情に基づき、必要に応じて防災街区整備方針を策定し、防災再開発促進地区等を定める。

第２節　防災上重要な都市施設の整備

第１　県（都市・交通局）及び町における措置

⑴ 都市における道路の整備

都市内の道路は延焼遮断帯などの都市防災空間を形成するとともに、避難や消防活動、救援活動のための空間を提供する機能を有している。

このため、特に密集市街地内の道路の計画に当たっては、地震等の災害時における避難や延焼遮断帯としての機能、消防や救援のための活動空間を確保することを考慮した配置及び道路構造を検討する。

⑵ 都市における公園等の整備

都市における大震火災に対する安全性確保のためには、建築物の耐震不燃化とともに、緑地・公園・道路等の防災空間（オープンスペース）を整備することが必要である。

県及び町は、県広域緑地計画及び緑の基本計画に基づき、特別緑地保全地区や緑地保全地域の指定、都市公園の整備を積極的に進めていく。

都市公園は、過去の例が示すように震災時の避難場所、避難路あるいは救援活動の拠点として、防災上重要な役割を持っており、都市公園の量的拡大そのものが、防火帯や避難場所等の防災機能の増大を果たすことになることから、その整備を積極的に推進していく。

また、都市内に残された緑地は、災害時における遮断地帯、緩衝地帯、避難地等として、有効に機能するものである。また、住民の健康で安全な生活環境を確保するためにも、良好な自然環境を有する緑地は、特別緑地保全地区等に指定し、積極的に保全していく。

第３節　建築物の不燃化の促進

第１　県（都市・交通局、建築局）及び町における措置

⑴ 防火・準防火地域の指定

町は、市街地における建築物の不燃化を促進し、火災の危険を防除するため、土地利用の実情を踏まえ、防火地域、準防火地域の指定を行い、市街地全体としての防災性能の向上を図る。

⑵ 建築物の不燃対策

県及び町は、建築物自体の耐火・防火について、建築基準法を中心とする各種法令により、地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置をとるものとする。

特に、大規模建築物や不特定多数の人が使用し、災害時に被害が大きくなるおそれのある建築物は、防火上・避難上の各種の措置の徹底を図っていくものとする。

（建築基準法の防火規制）

ア　不特定多数の使用に供する特殊建築物等は、階数が３以上であるものあるいは規模に応じて、また、一定の数量を超える危険物の貯蔵及び処理の用に供する建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とする。

イ　不特定多数の使用に供する特殊建築物、階数が３以上である建築物、無窓建築物、延べ面積が 1,000 ㎡を超える建築物は、避難階段を設けるなど、避難上・消火上支障がないようにする。

ウ　イに掲げる建築物、火気使用室等は、その壁、天井の室内に面する部分の仕上げを防火上支障がないものとする。

第４節　市街地の面的な整備・改善

第１　県（都市・交通局、建築局）、町における措置

（1）市街地開発事業等の推進

土地区画整理事業や市街地再開発事業をはじめとする、市街地を面的に整備・改善する事業は、道路・公園等の公共施設が整備されるとともに建築物の不燃化が促進され、延焼遮断機能や避難機能等の防災機能が確保されることにつながり、都市の防災性の向上に資するものである。

特に老朽化した木造建築物が密集し、都市基盤施設が不足する地区は地震等が発生した場合に大きな被害が予想されるため、土地区画整理事業などの面的整備事業を促進する。

防災街区の整備のみでは都市防災対策は十分目的が達せられないので、その他の防災対策と関連させた総合的な防災計画を樹立し、都市計画との関連に配慮する。

第４章　液状化対策

■基本方針

○　液状化（クイック・サンド現象）危険地域における防災対策として、住宅等の高層化によりオープンスペースを確保するとともに、支持杭の使用を奨励し、建築物の耐震性を強化するものとする。
○　地震により発生する地割れ・液状化等種々の地盤災害の予防に万全を期すものとし、特に、地震災害の予防的見地から、造成地、埋立地、軟弱地盤、活断層等を十分考慮の上、土地利用の適正な規制、指導を行う。
○　地盤沈下地域を的確に把握し、情報を提供するとともに、町の地域防災計画に県の防災上の危険区域の指定状況を反映させるなど町との連携を強めて必要な防災対策を積極的に実施していくものとする。

■町の措置

区分	主な措置
第１節 土地利用の適正誘導	適正かつ安全な土地利用への誘導規制
第２節 液状化対策の推進	第１　(1) 液状化危険度の周知
	第１　(2) 建築物における対策工法の普及
第３節 宅地造成の規制誘導	第１　(1) 宅地造成の規制誘導
	第１　(2) 宅地危険箇所の防災パトロール
第４節 被災宅地危険度判定の体制整備	第１　(1) 被災宅地危険度判定士の養成・登録
	第１　(2) 相互支援体制の整備

第１節　土地利用の適正誘導

第１　県（関係局）及び町における措置

液状化による被害の予防対策としては、基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法を始めとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。同時に、地盤地質を始め自然条件の実態を把握する自然環境に関するアセスメントを実施することによって、地震に伴う地盤に係る災害の予防を検討する。

第２節　液状化対策の推進

第１　県（防災安全局、建築局）及び町における措置

(1) 液状化危険度の周知

県及び町は、あらかじめ液状化の可能性を予測した液状化マップを作成して、町民や建築物の施工主等に周知を図るものとする。

また、平成 23 年度から 25 年度に行った東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査の中で、250ｍメッシュ単位における液状化の危険度判定を実施し、町民、町を始め各防災関係機関に公表した。

町は、国から示されている「液状化地域ゾーニングマニュアル」等に基づき、より詳細な液状化危険度の調査を行い、その結果を防災カルテや防災マップ等により、住民等に周知徹底を図るものとする。

⑵ 建築物における対策工法の普及

液状化現象は、地盤条件により発生の危険性が大きく異なるため、県及び町は、個々の地盤に対応した適切な対策工法の普及を行う。

第 3 節　宅地造成の規制誘導

第 1　県（建築局）及び町における措置

⑴ 宅地造成の規制誘導

宅地造成については、宅地造成等規制法（昭和 36 年法律 191 号）や都市計画法の開発許可制度によって一定規模以上の宅地造成を許可制度とし、擁壁の技術基準など、宅地の安全確保を図るため規制誘導策を進める、現行基準においてもより安全な宅地とするための指導を強めることとする。

⑵ 宅地危険箇所の防災パトロール

町は、災害防止パトロールを始め、通常の防災パトロールを通じて違法な宅地造成や、危険な宅地について指導監督を強めて、宅地の安全確保に努める。

⑶ 地盤沈下の防止

ア　調査・観測の継続実施

イ　地盤沈下防止対策等の実施

⑷ 宅地危険個所の耐震化

県及び町は、液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、宅地の耐震化を実施するものとするとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。

第 4 節　被災宅地危険度判定の体制整備

第 1　県（建築局）及び町における措置

⑴ 被災宅地危険度判定士の養成･登録

県は、愛知県建築物地震対策推進協議会に設置された震後対策部会被災宅地危険度判定分科会により、町と協力して土木･建築技術者等を対象に判定士養成講習会を開催し、判定士の養成･登録に努めるものとする。

⑵ 相互支援体制の整備

県及び町は、地域の相互支援体制を充実し、広域的な災害に対し円滑な活動を行うため、愛知県建築物地震対策推進協議会の活動の一つとしてその体制整備を図る。

第５章　応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

■基本方針

○　地震災害発生時における応急対策活動等を円滑に実施するためには、防災施設及び災害対策資機材の整備、物資等の備蓄、業務継続計画や各対策分野における計画やマニュアルの策定、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等による体制の整備、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるための研修の実施等の人材育成を行う必要がある。

■町の措置

区分	主な措置
第１節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	第１　(1) 防災施設等の整備
	第１　(2) 防災用拠点施設の整備促進
	第１　(3) 公的機関の業務継続性の確保
	第１　(4) 応急活動のためのマニュアルの作成等
	第１　(5) 人材の育成等
	第１　(6) 防災中枢機能の充実
	第１　(7) 浸水対策用資機材の整備強化
	第１　(8) 地震計等の観測機器の維持・管理
	第１　(9) 緊急地震速報の伝達体制整備
	第１　(10) 防災用拠点施設の屋上番号標示
	第３　情報の収集・連絡体制の整備
	第５　救助・救急に係る施設・設備等
	第７　物資等の備蓄、調達供給体制の確保
	第８　応急仮設住宅の設置に係る事前対策
	第９　災害廃棄物処理に係る事前対策
	第１０　罹災証明書の発行体制の整備

第１節　防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備

第１　県（防災安全局、建設局、関係局）、町及び防災関係機関における措置

(1) 防災施設等の整備

地震災害発生時における救援・消火活動等を円滑に実施するための防災施設及び災害対策資機材の整備を図るとともに、これらの防災施設等の円滑な運用を図るように努めるものとする。

(2) 防災用拠点施設の整備促進

県、町及び防災関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び

応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。特に、防災上重要な施設に対しては早期に復旧できるよう体制等を強化する。

⑶ 公的機関の業務継続性の確保

ア　県、町及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

　また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

イ　県及び町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定めておくものとする。

①首長不在時の明確な代行順位、職員の参集体制
②本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
③電気・水・食料等の確保
④災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
⑤重要な行政データのバックアップ
⑥非常時優先業務の整理

⑷ 応急活動のためのマニュアルの作成等

　県、町及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

　また、県及び町は男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

⑸ 人材の育成等

ア　県及び町は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。イ　県及び町は、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるとともに、県、町及びライフライン事業者等は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

ウ　県及び町は、災害応急対策への協力が期待される建設団体等の担い手の確保・育成に取り組むとともに、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

⑹ 防災中枢機能の充実

ア　県、町及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、ＬＰガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低 3 日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。イ 県及び町は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

⑺ 非常用電源の設置状況等の収集・整理

県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。

⑻ 防災関係機関相互の連携

ア　県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする。

イ　県及び町は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。

ウ　県、町及び防災関係機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

エ　県、町及び防災関係機関は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

⑼ 浸水対策用資機材の整備強化

注意箇所等について具体的浸水対策工法を検討し、浸水対策活動に必要な、くい木、

土のう袋、スコップ、カケヤ等の防災資機材の確保並びに水防等浸水対策用倉庫の整備改善及び点検を行う。

資　料(1) 水防施設・設備等（資料編第 4 章 3）

(10) 地震計等観測機器の維持・管理

県及び町は、震度観測点の減少等により、震度の分布状況の把握に支障をきたし、初動対応に遅れが生じること等がないよう、地震計等観測機器の維持・管理に努める。

(11) 緊急地震速報の伝達体制整備

県及び町は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めるものとする。

(12) 防災用拠点施設の屋上番号標示

町は、町役場等の屋上に番号を標示し、ヘリコプターからの災害応急活動の効率化を図る。

第 2　消防機関（町）における措置

消防ポンプ自動車、救助・救急用資機材等の消防機械、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽等の消防用水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。

特に、特殊火災（危険物施設等）に対処するため、化学車、はしご車、化学消火薬剤等の資機材の整備を図る。

資　料(1) 消防本部（署）保有の消防力（資料編第 4 章 1(1)）

(2) 消防団保有の消防力（資料編第 4 章 1(2)）

第 3　情報の収集・連絡体制の整備等

(1) 情報の収集・連絡体制

県及び町は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくとともに、必要に応じ航空機、無人航空機、船、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

(2) 通信手段の確保

ア　通信施設の防災構造化

県、町及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。

イ　通信施設の非常用発電機

万一通信施設に被害が発生した場合に備え、非常用電源設備を、耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所（地震災害においては耐震性があること）に整備し、その保守点検等を実施する。

ウ　ヘリコプターテレビ電送システムの整備

被災現場の状況を迅速かつ、的確に収集・伝達するため、ヘリコプターテレビ電送システムを整備する。

⑶ 被災者等への情報伝達

通信事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

また、通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

資　料⑴ **水防施設・設備等**（資料編第 4 章 3）

第 4　救助・救急に係る施設・設備等

人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備改善並びに点検する。

また、県及び町は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

町は、避難が可能な施設を調査し、適当な施設については避難所として事前に指定するとともに、避難路についても選定する。また、避難所、避難路の防災点検は定期的に行う。

資　料⑴ **救助用施設・設備等**（資料編第 4 章 4）

⑵ **避難施設・設備等**（資料編第 4 章 4）

第 5　道路等の復旧に係る施設・設備等

災害のため被災した道路や港湾等の損壊の復旧に必要な土木機械等を整備、改善並びに点検するとともに、地震災害により一般的な車輌では通行不能な場合に備え、走破性の高い災害対策用の車輌の導入や舟艇を配備する。

また、特に防災活動上必要な公共施設等及び避難所に指定されている施設の防災点検を定期的に実施するものとするとともに、あらかじめ輸送ルートの確保計画を検討する。

資　料⑴ **その他施設等**（資料編第 4 章）

第 6　非常用水源の確保

震災時における応急給水用の水源について、平常時からあらかじめ選定しておく必要があるが、非常用水源の確保につき留意しておかなければならない事項は、次のとおり

である。

(1) 給水対象及び給水量

非常用水源の規模決定にあたっては、次表を参考にして給水の対象人口とその単位給水量をつかんでおかなくてはならない。

地震発生からの日数	目標水量（L/人･日）	住民の水の運搬距離	主な給水方法
発生～3 日	3	おおむね 1 km 以内	耐震性貯水槽、タンク車
4 日～10 日	20	おおむね 250 m 以内	配水幹線等からの仮設給水栓
11 日～21 日	100	おおむね 100 m 以内	同上
22 日～28 日	被災前給水量（約 250）	おおむね 10 m 以内	仮配管からの各給水共用栓

(2) 非常用水源の確保

非常用水源としてあらかじめ次のようなものについて選定しておいて、平素からの維持管理をしておく必要がある。

ア　最寄利用可能水源の利用

最寄水道水源あるいは最寄水道施設から路上配管等により応急給水する。

イ　水道用貯留施設の利用

浄水池、ポンプ井、配水池、配水塔、圧力タンク、耐震性貯水槽

ウ　受水槽の利用

公共施設、ビル、病院、アパート等の受水槽を利用して応急給水する。

エ　プール、河川の利用

(ｱ) 比較的汚染の少ない水源をあらかじめ選定しておき、あらかじめ公的機関等による水質検査を受けること。

(ｲ) 飲料水等の清浄な水が必要とされる場合は、ろ水機等で処理をしたのち、塩素剤により滅菌して応急給水すること。

オ　井戸の利用

(ｱ) 浅井戸あるいは深井戸などは、地震により崩壊、水脈変化による水質・水量の変化等の心配があるので、使用にあたっては水質に十分注意してから使用すること。

(ｲ) 生活用水を確保するための災害用井戸の指定に努める。

第７　物資等の備蓄、調達供給体制の確保

(1) 県及び町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。

また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。

⑵ 県及び町は、広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において可能な限り１週間分程度、最低でも３日間分の食料を備蓄しておくよう啓発する。

⑶ 県及び町は、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

⑷ 県は、災害の規模等にかんがみ、被災した町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制など、供給の仕組みの整備を図るものとする。

第８　応急仮設住宅の設置に係る事前対策

町は、応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。

なお、用地の選定に当たっては応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水の危険性に配慮する。

第９　災害廃棄物処理に係る事前対策

⑴ 町災害廃棄物処理計画の策定

町は、災害廃棄物対策指針（平成 30 年３月改定：環境省）に基づき、町災害廃棄物処理計画を策定し、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、具体的に示すものとする。

⑵ 県災害廃棄物処理計画の策定

県（環境局）は、愛知県災害廃棄物処理計画（平成 28 年 10 月）に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、市町村間や民間事業者、他県、国等との連携体制を整備する。また、県及び町、関係団体の職員を対象として、人材育成・訓練を実施する。

⑶ 広域連携、民間連携の促進

中部地方環境事務所、県（環境局）及び町は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

また、町は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図る。

また、災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、市町村の廃棄物担当部局、災害ボランィアセンターを運営する社会福祉協議会及びＮＰＯ・ボランティア関係団体等が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応するものとする。

第 10　罹災証明書の発行体制の整備

⑴ 町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

⑵ 町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

⑶ 県は、町に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

第 6 章　避難行動の促進対策

■基本方針

○　避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令する。
○　防災情報を災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。
○　災害情報共有システム（Ｌアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、避難情報の伝達手段の多重化・多様化を図る。
○　町長は、あらかじめ指定緊急避難場所の指定及び整備、避難計画の作成を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、町民の安全の確保に努める。

■町の措置

区分	主な措置
第２節 緊急避難場所及び避難路の指定等	第１　緊急避難場所の指定
	第２　避難路の選定
第３節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	第１　(1) マニュアルの作成
	第１　(2) 判断基準の設定等に係る助言
	第１　(3) 事前準備
第４節 避難誘導に係る計画の策定	避難計画の作成
第５節 避難に関する意識啓発	(1) 緊急避難場所等の広報
	(2) 避難のための知識の普及

第１節　避難情報の情報伝達体制の整備

第１　県（防災安全局）における措置

県は、町に対して警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線（高度情報通信ネットワーク）等を適切に維持管理する。

また、災害情報を放送事業者、新聞社、通信事業者等に効率的に伝達する共通基盤である災害情報共有システム（Ｌアラート）を活用するための体制を整備する。

第２　町における措置

町は、さまざまな環境下にある住民等に対して警報等が速やかに確実に伝わるよう、

関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、IP通信網、ケーブルテレビ網等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

第３　県（防災安全局）、町、ライフライン事業者における措置

県、町及びライフライン事業者は、災害情報共有システム（Ｌアラート）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達情報の高度化に努めるものとする。

第２節　緊急避難場所及び避難路の指定等

第１　緊急避難場所の指定

町は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の中から広域避難場所や一時避難場所を選定する。

（1）広域避難場所

町長は、住民の生命・身体の安全を確保するため、必要に応じて次の基準により広域避難場所を選定し、確保する。なお、選定した場合には、広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図る。

ア　広域避難場所は、都市大火からの避難を中心に考え、公園、グラウンド（校庭を含む。）、公共空地等の住民になじみのあるものが適当と考えられる。

イ　広域避難場所における避難者１人当たりの必要面積は、おおむね２㎡以上とする。

ウ　広域避難場所は、要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）を収容できるよう配置するものとする。

エ　広域避難場所内の木造建築物の割合は、総面積の 2%未満であり、かつ、散在していなければならない。

オ　広域避難場所は、大規模な浸水などの危険のない所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない所とする。

カ　広域避難場所は、大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から 300m 以上、建ぺい率 5%程度の疎開地では 200m 以上、耐火建築物からは 50m 以上離れている所とする。

キ　地区分けをする場合においては、町単位を原則とするが主要道路、河川等を境界

とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。

⑵ 一時避難場所

町は、広域避難場所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所並びにボランティア等の救援活動拠点となる場所として、公園、グラウンド（校庭を含む）、公共空地等を一時避難場所として選定し、確保する。

なお、避難者 1 人あたりの必要面積や地区分けについては広域避難場所と同様の取扱いとする。

資　料⑴ 指定緊急避難場所（資料編第 4 章 4⑶ ）
⑵ 指定避難所（資料編第 4 章 4⑷ ）

第 2　避難路の選定

⑴ 緊急避難場所を指定した町は、市街地の状況に応じて次の基準により避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

ア　避難道路はおおむね８ m～10 m の幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。

イ　地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がないこと。

ウ　避難道路は、相互に交差しないものとする。

エ　浸水等の危険のない道路であること。

オ　自動車の交通量がなるべく少ないこと。

⑵ 広域避難場所及び周辺道路の交通規制

地震時における混乱を防止し、避難を容易にするため県警察は次により広域避難場所及びその周辺道路における交通規制を可能な限り実施しておくものとする。

ア　広域避難場所内にある道路は、駐車規制をする。

イ　広域避難場所周辺の幅員 3.5 m 以上の道路は、避難場所 200 m 以内を駐車規制する。

ウ　広域避難場所周辺の幅員 3.5 m 未満の道路は原則として車両通行禁止とする。

エ　上記以外の道路については、広域避難場所から流出方向への一方通行、指定方向外通行禁止及び歩行者用道路等により車両の通行を抑制する。

第 3 節　避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

第 1　町における措置

⑴ マニュアルの作成

町は、避難情報について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。

⑵ 判断基準の設定に係る助言

判断基準や発令対象区域の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県（水防、砂防所管）や名古屋地方気象台に助言を求めることとする。

⑶ 事前準備

町は、避難情報を発令しようとする場合において、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

第２　県（建設局）、名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置

県、名古屋地方気象台及び中部地方整備局は、町が、避難情報の判断基準や発令対象区域の設定及び見直しを行う場合について、必要な助言等を行うものとする。

第４節　避難誘導等に係る計画の策定

第１　町及び防災上重要な施設の管理者における措置

町及び防災上重要施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難誘導等に係る計画を作成しておくものとする。

（1）町の避難計画

町の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。

ア　避難の指示を行う基準及び伝達方法

イ　緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

なお、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情やたの避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

ウ　緊急避難場所、避難所への経路及び誘導方法

エ　緊急避難場所開放、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

(ｱ) 給水措置

(ｲ) 給食措置

(ｳ) 毛布、寝具等の支給

(ｴ) 衣料、日用必需品の支給

(ｵ) 負傷者に対する応急救護

オ　緊急避難場所、避難所の管理に関する事項

(ｱ) 緊急避難場所、避難所の秩序保持

(ｲ) 避難者に対する災害情報の伝達

(ｳ) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底

(ｴ) 避難者に対する各種相談業務

カ　災害時における広報

(ｱ) 防災無線による広報

(ｲ) 広報車による周知

(ｳ) 避難誘導員による現地広報

(ｴ) 住民組織を通ずる広報

(2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

ア　学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、想定される被害の状況に応じた対応ができるよう、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等を定める。

イ　義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、緊急避難場所及び避難所等の選定及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。

ウ　病院において、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、他の医療機関又は避難所の確保、移送の方法、保健・衛生、入院患者に対する実施方法等について定める。

第５節　避難に関する意識啓発

第１　県（防災安全局、関係局）、町及び名古屋地方気象台における措置

県及び町は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、緊急避難場所や避難所の周辺道路に、案内標識、誘導標識等を設置し、平素から地域住民に周知を図るものとする。

また、緊急避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、地震発生時の堤防の被災等による浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・PR 紙などを活用して広報活動を実施するものとする。

(1) 緊急避難場所等の広報

緊急避難場所や避難所の指定を行った町は、次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。

ア　緊急避難場所、避難所の名称

イ　緊急避難場所、避難所の所在位置

ウ　避難地区分け

エ　緊急避難場所、避難所への経路

オ　緊急避難場所、避難所の区分

カ　その他必要な事項

・指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと

・指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること

⑵ 避難のための知識の普及

県、町及び名古屋地方気象台は、必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるものとする。

ア　平常時における避難のための知識

イ　避難時における知識

・避難情報等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先への立退き避難を基本とすることあらかじめ、避難経路や自主避難先が安全かを確認しておくこと

・避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること（特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があること）

ウ　緊急避難場所、避難所滞在中の心得

⑶ その他

ア　防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。

イ　町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際には、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

ウ　県及び町は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

第６節　防火樹の植栽の推進

生きている樹木は多量の水分を含んでおり、熱にさらされると水分を放出し、気化熱による冷却効果が起きる。樹木の防火性は、樹木の種類によって大きな相違があるので、避難路、広域避難場所等には防火樹の植栽を推進していき、避難住民を輻射熱から保護するものとする。

第７章　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

■基本方針

○　近年の高齢化や国際化、更にはライフスタイルの変化等に伴い、災害発生時には、要配慮者への特別な配慮、支援が重要であり、町及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）は、地震災害から要配慮者を守るための安全対策の一層の充実を図るものとする。

○　町長は、あらかじめ指定避難所の指定、整備や避難所の運営体制の整備を行う。

○　県、町及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」（平成６年愛知県条例第 33 号）の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、要配慮者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動などに努める。

○　町にあっては、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、「豊山町災害時要援護者支援体制マニュアル」を活用するものとする。

○　社会福祉施設等の管理者は、その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、市町村、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図るものとする。

○　令和２年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。

○　県及び町は、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより、帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める必要がある。また、一斉帰宅を抑制するため、事業所等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

■町の措置

区分	主な措置
第１節 避難所の指定・整備	第１　(1) 避難所等の整備
	第１　(2) 指定避難所の指定
	第１　(3) 避難所が備えるべき設備の整備
	第１　(4) 避難所の破損等への備え
	第１　(5) 避難所の運営体制の整備
第２節	第１　(1) 社会福祉施設等における対策

要配慮者支援対策	第１　(2) 在宅の要配慮者対策
	第１　(3) 避難行動要支援者対策
	第１　(4) 外国人等に対する対策
第３節 帰宅困難者対策	帰宅困難者対策

第１節　避難所の指定・整備等

第１　町における措置

(1) 避難所等の整備

町は、地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに市町村相互の応援協力体制のバックアップのもとに避難所等の整備を図る。

また、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政界を越えての避難を考慮して整備していくものとする。

なお、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。

(2) 指定避難所の指定

ア　町は、避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の住民に身近な公共施設等を規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定するものとする。

イ　上記アの基準に加え、避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、バリアフリー化しておくことが望ましい。

ウ　避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するものとする。

〈一人当たりの必要占有面積〉

１㎡/人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積
２㎡/人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積
３㎡/人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積

※介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。
また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。

＜新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積＞

一家族が、目安で3m×3m の1 区画を使用し、各区画（一家族）の距離は1～2m 以上空ける（※人数に応じて区画の広さは調整する。）。

エ　指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の

確保、通信設備の整備等を進めるものとする。

オ　必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障害者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。なお、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等に係る医療機器の電源確保等に配慮するよう努めるものとする。

カ　指定に当たっては、原則として、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策に必要な施設を避難所として使用しないこととする。また、災害発生時に複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録することが必要である。

キ　町は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておくものとする。

⑶ 避難所が備えるべき設備の整備

避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

なお、バリアフリー化されていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮説に努める。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。

ア　情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等

イ　運営事務機能の整備：コピー機、パソコン等

ウ　バックアップ設備の整備：投光器、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等

⑷ 避難所の破損等への備え

町は、避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を図る。

⑸ 避難所の運営体制の整備

ア　町は、県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」や「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」などを参考に、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。

イ　町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。

ウ　避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。

エ　町は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。

オ　町は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

カ　新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

キ　新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

第２節　要配慮者支援対策

第１　県（福祉局、保健医療局、観光コンベンション局、県民文化局、防災安全局、教育委員会）、町及び社会福祉施設等管理者における措置

（1）社会福祉施設等における対策

ア　組織体制の整備

施設等管理者は、地震災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。

また、町との連携のもとに、近隣施設間、地域住民やボランティア組織等の協力を得て、入所者の実態に応じた体制づくりに努める。

イ　施設の耐震対策

施設等管理者は、施設全体の耐震対策の強化を図るよう努める。

ウ　緊急連絡体制の整備

町及び施設等管理者は、地震災害の発生に備え、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図るものとする。

エ　防災教育・防災訓練の実施

町及び施設等管理者は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

オ　防災備品等の整備

施設等管理者は、災害に備え、食糧や生活必需品の備蓄を図るよう努める。

カ　非常用電源の確保等

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

⑵ 在宅の要配慮者対策

ア　緊急警報システム等の整備

町は、要配慮者の対応能力を考慮した緊急警報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図るものとする。

イ　応援協力体制の整備

町は、被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民、自主防災組織やボランティア組織、国及び他の地方公共団体等との応援協力体制の確立に努めるものとする。

ウ　防災教育・防災訓練の実施

町は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

⑶ 避難行動要支援者対策

ア　町は、要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理する。また、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、町地域防災計画に定めるとともに、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定めるものとする。さらには、名簿に登載する避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための個別避難計画を、町地域防災計画の定めるところにより作成するよう努めるものとする。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りではない。

なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

イ　避難行動要支援者名簿の整備等

⑺ 要配慮者の把握

町は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障害者、外国人等の情報を把握するものとする。

⑴ 避難行動要支援者名簿の作成

町は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障害者等の情報を把握するものとする。

町は災害対策基本法第 49 条の 10 第 1 項に基づき、避難行動要支援者の避難支援等を実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿を作成する。ただし、

当該名簿が作成されるまでの間は災害時要援護者名簿を同名簿とみなす。

(ｳ) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

ａ　75 歳以上の高齢者のみの世帯で介護保険法に規定する要支援１及び２、要介護１及び２の認定を受けている者

ｂ　要介護認定３から５を受けている者

ｃ　身体障害者手帳１から２級を所持する視覚・聴覚・肢体不自由障害者

ｄ　療育手帳Ａ判定を所持する者

ｅ　精神障害者保健福祉手帳１級を所持する者

ｆ　その他町長が必要と認める者

(ｴ) 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。作成に必要な情報は、町が管理する介護保険受給者台帳及び身体障害者更生指導台帳（以下「介護保険受給者台帳等」という。）から得るものとする。

ａ　氏名

ｂ　生年月日

ｃ　性別

ｄ　住所又は居所

ｅ　電話番号その他の連絡先

ｆ　避難支援等を必要とする理由

ｇ　ａからｆに掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

(ｵ) 避難行動要支援者名簿の更新

名簿に登載される要支援者は、転出・転入、出生・死亡、障害の発現等により絶えず変化することから、避難支援に必要となる情報を適宜更新し、関係者間で共有する。

避難行動要支援者名簿は介護保険受給者台帳等と照合し、最新の状態に保つものとする。新たに町へ転入した者や新たに要介護認定や障害認定を受けた者のうち、避難行動要支援者に該当する者は避難行動要支援者名簿に掲載する。

転居や死亡等住民登録の変更により、避難行動要支援者の移動が確認された場合は、避難行動要支援者名簿から削除する。また、避難行動要支援者が社会福祉施設等への長期間入所を把握した場合も避難行動要支援者名簿から削除する。

(ｶ) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

町は、消防機関、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他避難行動要支援者名簿に登載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者について、情報提供の範囲を町地域防災計画であらかじめ定めておく。ただ

し、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて当該名簿情報によって識別される特定の個人の同意が得られない場合は、この限りではない。

併せて、これらの名簿情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について町地域防災計画であらかじめ定めることとする。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

(ｷ) 災害対策基本法第 49 条の 11 第２項に規定する避難支援等関係者となる者

ａ　西春日井広域事務組合消防本部

ｂ　愛知県警察

ｃ　民生委員

ｄ　豊山町社会福祉協議会

ｅ　町内自主防災会

ｆ　地区委員

(ｸ) 災害対策基本法第 49 条の 12 に規定する名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために町が求める措置及び町が講ずる措置

避難行動要支援者に対し、避難支援等関係者に名簿情報を提供することについて同意の確認を行う。同意方法は、口頭又は書面により行い、本人が実質的に同意していることが判断できるものとする。避難行動要支援者が重度の認知症や障害等により、個人情報の取扱いに関し同意により生ずる結果を判断できない場合は、親権者や法定代理人等から同意を得られれば、その者が同意したものとみなす。避難支援等関係者に情報提供を行う場合は、個人情報が適切に取り扱われるよう指導し、必要に応じて報告させるものとする。

(ｹ) 災害対策基本法第８条第２項第 15 号に規定する要配慮者が円滑に避難するための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

避難指示・指示を行った場合は、避難行動要支援者については、第３章第２節避難行動で定めた方法に加え電話、FAX による情報伝達を行うものとする。

(ｺ) 災害対策基本法第 50 条第２項に規定する避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援を、避難情報に基づき行う。

町は、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを前提として、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

ウ　個別避難計画の作成等

(ｱ)個別避難計画の作成

町は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。

(ｲ)避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

町は、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他個別避難計画に掲載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者について、情報提供の範囲を町地域防災計画であらかじめ定めておく。

併せて、これらの情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について町地域防災計画であらかじめ定めることとする。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても個別避難計画の活用に支障が生じないよう、情報の適切な管理に努めるものとする。また、町は、当該町条例の定めにより又は避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

(ｳ)個別避難計画と地区防災計画の整合

町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

(4) 外国人等に対する対策

県、町及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人町民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。

ア　避難場所や避難所、避難路の標識等については、ピクトグラム（案内用図記号）を用いるなど簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

イ　外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるよう、地域全体で災害時の体制の整備に努めるものとする。

ウ　多言語ややさしい日本語による防災知識の普及活動を推進する。

エ　外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及を図るよう努める。

オ　災害時に多言語情報の提供を行う愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進する。

第３節　帰宅困難者対策

第１　県（防災安全局）及び町における措置

県及び町は、公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性があることから、次の対策を実施する。

⑴ 帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報

「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、平常時から積極的に広報するものとする。

⑵ 事業者による物資の備蓄等の促進

企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

⑶ 一時的に滞在する場所として利用する施設の確保

県及び町は、旅行者や買い物客等、近くに身を寄せるあてのない帰宅困難者等が帰宅を開始するまでの間、一時的に滞在する場所として利用する施設を、公共施設や民間施設を活用し、必要に応じて確保しておく等の対策を行うものとする。

第２　支援体制の構築

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設（滞在場所）の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。

また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

第８章　火災予防・危険性物質の防災対策

■基本方針

○　県及び町（西春日井広域事務組合消防本部）は消防力の強化、火災予防のための指導の徹底、危険物等の安全確保に努めるとともに、危険物施設の自主保安体制充実強化を指導し、地震対策と防災教育の推進を図る。

■町の措置

区分	主な措置
第１節 火災予防対策に関する指導	第１　(1) 一般家庭に対する指導
	第１　(2) 防火対象物の防火体制の推進
	第１　(3) 立入検査の強化
	第１　(4) 建築同意制度の活用
	第２　(1) 危険物等の保安確保の指導
	第２　(2) 震災時の出火防止対策の推進
第２節 消防力の整備強化	第１　(1) 消防力の整備強化
	第１　(2) 消防施設等の整備強化
第３節 危険物施設防災計画	第１　(1) 保安確保の指導
	第２　(1) 施設の保全及び耐震性の強化
	第２　(2) 大規模タンクの耐震性の強化
	第２　(3) 自主防災体制の確立
第５節 毒物劇物取扱施設防災計画	毒物劇物取扱施設に対する立入指導の強化

第１節　火災予防対策に関する指導

第１　町における措置

(1) 一般家庭に対する指導

町（西春日井広域事務組合消防本部）は、消防団、自治会等各種団体を通じて、一般家庭に対し住宅用火災警報器、消火器具及び消火用の水の確保など普及徹底を図るとともに、これら器具等の取扱い方を指導し、初期消火活動の重要性を認識させ地震時における初期消火活動の徹底を図るものとする。

(2) 防火対象物の防火体制の推進

町（西春日井広域事務組合消防本部）は消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させ、震災対策事項を加えた消防計画を作成させ、同計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防用設備等の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する指導を行うとともに、防火対象物について消防法の規定に基づく消防用設備

等の完全設置を行って、当該対象物における防火体制の推進を図るものとする。

⑶ 立入検査の強化

町（西春日井広域事務組合消防本部）は、消防法に規定する立入検査を強化し、防火対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区地域内の防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を行うものとする。

⑷ 建築同意制度の活用

町（西春日井広域事務組合消防本部）は、建築物の新築、増築等に際し、計画の段階で防火の観点からその安全性を確保できるよう消防法第 7 条に基づく建築同意制度の効果的な運用を図るものとする。

第 2　県（防災安全局）及び町における措置

⑴ 危険物等の保安確保の指導

県及び町（西春日井広域事務組合消防本部）は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者又は占有者に対し、自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導するとともに、これら施設等について必要の都度、消防法の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導をするものとする。

なお、町の火災予防条例に規定されている少量危険物、指定可燃物等の管理及び取扱いについても、所有者に対し同様の措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

⑵ 震災時の出火防止対策の推進

県及び町（西春日井広域事務組合消防本部）は、地震時における電気に起因する火災を防止するため、電力会社等と共に、感震ブレーカー等の普及や、自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を図るものとする。

第 2 節　消防力の整備強化

第 1　町における措置

町は、次により消防力の整備強化に努めるものとする。

⑴ 消防力の整備強化

町は、「消防力の整備指針」に適合する消防組織の拡充強化及び消防団の活性化を推進し、団員の確保に努めるとともに、広域消防体制の整備を図るものとする。

資　料⑴ 消防本部（署）（資料編第 4 章 1⑴）

⑵ 消防団（資料編第 4 章 1⑵）

⑵ 消防施設等の整備強化

町（西春日井広域事務組合消防本部）は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう、消防機械器具、消防水利施設、火災通報施設等の整備に努める

とともに年次計画をたてて、その強化を図るものとする。特に、災害時の初期消火活動については、耐震性貯水槽、可搬式動力ポンプの整備を進めるものとする。

第２　県（防災安全局）における措置

県は、町の行う消防力の整備強化に必要な指導、援助を行うものとする。

第３節　危険物施設防災計画

第１　県（防災安全局）及び町における措置

⑴ 保安確保の指導

県及び町は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の所有者、管理者又は占有者に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

⑵ LP ガス対策

LP ガスは住民の生活に密着し、不可欠な存在となっているが、利便性とはうらはらに高度の危険性（引火性、爆発性）を有しているので、消費者に安全措置を呼びかけていく。

ア　使用後は必ず元栓をしめる。

イ　ボンベは鎖などで転倒しないよう固定する。

ウ　必要時に容易にボンベの取り外しができるようにする。

ガスの供給者については、器具等の安全点検を指示するとともに、ボンベ庫の安全管理について指導するものとする。

⑶ 都市ガス対策

ア　ガス供給者のガス会社には、供給に必要な諸設備の耐震化を要請する。

㈠ ガスホルダー、ガバナー、ガス管等の供給設備について、展延性に富む材料の採用、接合部の耐震性の向上を図る。

㈡ 一定震度以上の地震が発生した時、遠隔操作によってガスを遮断する装置を低圧管にも及ぼす。

㈢ 圧力別にブロック化を図り、必要に応じてガスを放散するシステムを推進する。

イ　消費者には都市ガスの性状のほか、正しい使用法に重点をおき指導する。

㈠ 地震時には、ガス栓と器具栓をしめてガスの火を消す。

㈡ 揺れがおさまってから、栓を開いてガスが出ていればそのまま使用してよい。

㈢ 栓を開いてもガスが出ない時は、メーターの元栓もしめる。

㈣ ガスくさい時は、窓をあけて通風をよくし、メーターの元栓もしめたうえ、直ちに供給者たる事業者に連絡する。

第２　危険物施設の管理者における措置

(1) 施設の保全及び耐震性の強化

危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、消防法第 12 条（施設の基準維持義務）、第 14 条の３の２（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震性の強化に努める。

(2) 大規模タンクの耐震性の強化

容量 1,000 kL 以上の特定屋外タンク貯蔵所及び容量 500 kL 以上の準特定屋外タンク貯蔵所の所有者、管理者又は占有者は、当該タンクの基礎、地盤及びタンク本体の構造が危険物関係法令に定められた耐震性に関する基準に適合するよう、必要な改修、補修等を実施し、耐震性の強化に努める。

ア　屋外タンクに接続する配管は、接続部付近において地震により当該配管とタンクの結合部分に損傷を与えないようにし、タンクの元弁は防油堤内部に設けるように指導する。

イ　防油堤は耐震性のもので、防油堤に配管を貫通させないものとし、防油堤容量はタンク容量以上とする。

(3) 自主防災体制の確立

事業所の所有者、管理者又は占有者は、消防法第 14 条の２の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、毎年６月に全国的に実施される「危険物安全週間」等の機会をとらえて、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互応援協定の促進を図るとともに、消火薬剤、排出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

第４節　高圧ガス大量貯蔵所防災計画

第１　高圧ガス製造施設の管理者における措置

(1) 高圧ガス製造施設の対策

ア　貯槽

高圧ガス保安法に基づく耐震構造とするほか、主配管との接合部には可とう性を持たせ、安全弁等の附属品には十分な補強をする。

また、緊急遮断弁は、感震器と連動させる。

イ　塔類

高圧ガス保安法に基づく耐震構造とするほか、主配管との接合部には可とう性を持たせ、液面計等の附属品には十分な補強をする。

ウ　圧縮機及びポンプ

本体と駆動部は同一の基礎上に乗せ、不等沈下を防止する。

エ　配管

機器との接続部や埋設配管の地上立ち上がり部など、強い応力のかかる部分には可とう性を持たせる。

オ　防液堤

必要な容量を確保し、耐震構造とするほか、配管貫通部が地震動により損傷を受けない構造とする。

カ　防消火設備

河川の利用等による水源の分散のほか、配管のループ化を検討する。

また、遠隔操作ができる構造とする。

キ　計装関係

自動制御装置、緊急遮断装置等は、フェイル・セーフ構造とする。

また、操作パネルには、地震時にも操作ができるよう手すり等を設ける。

ク　通報設備

緊急時の連絡及び情報の伝達を速やかに実施するため、構内電話、構内放送、無線設備等を設置する。

⑵ 高圧ガス製造設備の緊急停止対策

石油精製工場や化学工場等の重要機器は、大規模地震が発生した場合、機器保護緊急停止が自動的に作動するが、装置全体の緊急停止は人の操作によって行われている。

このため、これら事業所の高圧ガス設備と感震器とが連動して自動的に装置全体を緊急停止するよう検討する。

⑶ 防災活動対策

地震による災害を防止するため、漏えい防止対策、防消火活動、除害活動等に必要な防災資機材の整備を図る。

また、緊急操作、防災行動をシステム化し、これを周知徹底するための定期的な操作訓練及び防災訓練を実施する。

第５節　毒物劇物取扱施設防災計画

第１　県（保健医療局）及び町における措置

毒物劇物取扱施設については、その取扱いに係る保健衛生上の危害を防止するために、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）に基づいて、監視指導を行っている。

地震により毒物劇物多量保有施設の損傷があった場合には、周辺地域に重大な影響を及ぼすことになるため災害予防対策を講じさせなければならないが、毒物劇物取扱施設であって、消防法あるいは高圧ガス保安法によって規制を受けている施設については、その法令により災害予防対策が指導されているので、前 2 法により規制を受けない施設について、立入指導の強化により災害予防対策を推進する。

次の事項を重点として立入指導を強化する。

⑴ 毒物劇物屋外貯蔵タンクについては、事故時の流出を防止するため防液堤、貯留槽等

の設置を推進する。

⑵ 毒物劇物の貯蔵施設については、可能な限り耐火構造の専用施設とし、やむを得ず同一施設内に他の物品と混在する場合は、防火区画とする。

⑶ 毒物劇物を貯蔵し、又は保管する施設の表示については、見やすい場所に「保管管理責任者氏名・電話番号等連絡方法」、「医薬用外」、「毒物」、「劇物」等の表示をする。

⑷ 毒物劇物の多量保有施設については、保有する毒物又は劇物に応じた危害防止対策の確立を図る。

⑸ 毒物劇物の保有施設については、応急措置に必要な設備器材等の配備の促進を図る。

第９章　広域応援・受援体制の整備

■基本方針

○　県、町等の防災関係機関は、大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るとともに、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れるための受援体制の整備に努めるものとする。

なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。

■町の措置

区分	主な措置
第１節 広域応援・受援体制の整備	第１　(1) 応援要請手続きの整備
	第１　(2) 応援協定の締結等
	第１　(3) 受援体制の整備
	第１　(4) 南海トラフ地震等発生時の受援計画
第２節 応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備	第１　(1) 緊急消防援助隊
	第１　(2) 広域航空消防応援
	第１　(3) 県内の広域消防相互応援
第３節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備	第１　(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討
	第１　(2) 訓練・検証等
第４節 防災活動拠点の確保等	防災活動拠点の確保等

第１節　広域応援・受援体制の整備

第１　県（防災安全局、各局）及び町における措置

(1) 応援要請手続きの整備

県及び町は、国又は他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えるものとする。

(2) 応援協定の締結等

ア　相互応援協定の締結

県及び町は、災害対策基本法第 49 条の２に基づき、県、市町村等との相互応援に関する協定の締結に努めるものとする。

イ　技術職員の確保

県及び町は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

ウ　民間団体等との協定の締結等

県及び町は、災害対策基本法第 49 条の３に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、訓練を通じて、発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意すること。

⑶受援体制の整備

県及び町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

また、県及び町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

（4）　南海トラフ地震等発生時の受援計画

南海トラフ地震発生時の広域応援については、国が、緊急輸送ルートや応援部隊等の活動、物資調達、燃料供給、防災拠点について具体的な計画を定めているところである。

なお、東海地震、東南海・南海地震発生時の対応についても同様とする。

第２　防災関係機関における措置

防災関係機関は災害応急対策又は災害復旧の実施に際し、相互応援や民間団体等の協力を得るため、災害対策基本法第 49 条の２及び同条の３の規定等により、応援協定を締結するなど必要な措置を講ずるよう努める。

第２節　応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備

第１　県（防災安全局、保健医療局）及び町における措置

⑴ 緊急消防援助隊

県及び町は、大規模災害の発生時に人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて消防活動能力の向上及び受援体制の確立に努めるものとする。

特に、南海トラフ地震等における国全体の運用方針等や最大震度に応じた迅速出動により、地震発生直後から本町への応援出動が行われることを考慮して、受援体制を早急に整えるための準備に努めるものとする。

⑵ 広域航空消防応援

県及び町は、大規模特殊災害が発生した場合において、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援が、円滑、迅速に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。

⑶ 県内の広域消防相互応援

町は、愛知県下に大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。

第３節　支援物資の円滑な受援供給体制の整備

第１　県（防災安全局、各局）及び町における措置

⑴ 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討

県及び町は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。

また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、県及び町は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。

⑵ 訓練・検証等

県及び町は、災害時に支援物資を円滑に搬送するため、連携して物資拠点等における訓練を行うとともに、訓練検証結果や国、県、町、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。

第４節　防災活動拠点の確保等

第１　県（防災安全局、各局）及び町における措置

県及び町は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。また、県は、広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する「愛知県基幹的広域防災拠点」を空港と高速道路網の二つに直結する「名古屋空港北西部」（豊山町・青山地区）において整備する。当該拠点には、臨空消防学校（仮称）と愛知県防災公園を整備し、拠点の本部機能を確保するとともに、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、自衛隊、TEC-FORCE のベースキャンプ用地や、国からのプッシュ型支援物資の受け入れ、県内全域への供給に必要な物資ターミナルとする。なお、平常時は消防学校、防災啓発施設及び公園として活用する。

なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。

また、国（国土交通省）、県及び町は、防災機能を有する関連施設を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。

第 10 章　防災訓練及び防災意識の向上

■基本方針

○　地震災害を最小限に食い止めるには、県・町等の防災関係機関による災害対策の推進はもとより、町民の一人ひとりが日ごろから地震災害についての認識や地域の災害リスク、正常性バイアス等の必要な知識を深め、災害から自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要であるため、県及び町は、防災訓練、教育、広報、県民相談等を通じて防災意識の向上を図る。

○　国、県及び町は、防災週間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。

○　特に稀にしか発生しない大規模かつ広域的な災害に備え、町民・民間企業等が、防災・減災対策に自ら取り組むためには、動機付けやコスト等の障害があるため、自助・共助の必要性を適切に伝え、行動に結びつけるための取組を行う。

○　防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。また、防災訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るように努めることとする。

○　様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努める。

■町の措置

区分	主な措置
第１節 防災訓練の実施	第１　(1) 総合防災訓練
	第１　(4) 浸水対策訓練
	第１　(5) 動員訓練
	第１　(6) 広域応援訓練
	第１　(7) 防災訓練の指導協力
	第１　(8) 訓練の検証
	第１　(9) 図上訓練等
	第２　防災関係機関における措置
	第３　(1) 計画策定及び周知徹底
	第３　(2) 訓練の実施
	第３　(3) 訓練の反省
第２節 防災のための教育	第１　(1) 防災意識の啓発
	第１　(2) 防災に関する知識の普及
	第１　(3) 自動車運転者に対する広報

	第１　(4) 家庭内備蓄等の推進
	第１　(5) 地震保険の加入促進
	第１　(6) 過去の災害教訓の伝承
第３節 防災のための教育	第１　(1) 児童生徒等に対する安全教育
	第１　(2) 関係職員の専門的知識のかん養及び技能の向上
	第１　(3) 防災思想の普及
	第１　(4) 登下校（登降園）の安全確保
第４節 防災意識調査及び 地震相談の実施	第１　(1) 防災意識調査の実施
	第１　(2) 耐震相談及び現地診断の実施
	第１　(3) 地震に関する相談の実施

第１節　防災訓練の実施

第１　県（防災安全局、各局）及び町における措置

(1) 総合防災訓練

町は、毎年８月 30 日から９月５日の防災週間を中心に、町の地域における防災関係機関、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた町民等の協力、連携のもとに大規模な地震に関する総合防災訓練を実施する。

訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震規模や被害の想定を明確にするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、より実践的な内容となるように努め、次のとおり実施する。

ア　阪神・淡路大震災の教訓をもとに、防災関係機関相互の緊密な連携体制づくりや地域住民と一体となった訓練とするため、現地指揮本部訓練、広域消防応援体制訓練、さらには避難所の機能確保訓練やボランティアの受入体制の訓練などを実施する。

イ　災害応援に関する協定に基づき、他市町村県等との訓練の相互参加及び共同訓練の実施に努める。

(2) 地域、職場における基礎訓練

地震に関する展示会、講習会、映写会、初期消火、避難訓練等を地域、職場の自主防災組織を中心に実施し、災害時における住民の心得等により、知識の啓発と認識の高揚を図る。

自主防災組織における訓練について、防災機関は最大限の協力を行い防災組織の育成強化を図るものとする。

(3) 防災機関における基礎訓練

町災害対策本部に定める関係職員の非常招集訓練、図上訓練、各種実地訓練を実施し、地震時における人的、物的の初動体制の確立に努めるものとする。

⑷ 浸水対策訓練

県及び町は、浸水対策の一環として、水防関係機関及び一般住民と一致協力して水災の警戒及び防御にあたり、万全を期するとともに、水防思想の普及徹底を図るため、各種水防工法その他の訓練を実施する。

また、水防計画に位置付けられた水防上重要な施設のうち、管理者の自主管理に委ねられる施設（ため池等）について、訓練要領等を作成し、必要な訓練を実施するよう指導・要請する。

なお、水防訓練は、次の項目について行うものとし、実施にあたっては、特に住民の参加を得て、水防思想の高揚に努めるものとする。

ア　観測（水位、潮位、雨量、風速）
イ　通報（電話、無線、インターネット、電子メール、携帯電話、口頭伝達）
ウ　動員（水防団、消防団、居住者、ボランティア）
エ　輸送（資機材、人員）
オ　工法（水防工法）
カ　角落し等の操作
キ　避難（避難情報の放送・伝達、居住者の避難）

⑸ 動員訓練

県及び町は、地震災害時における災害対策の万全を期するため、職員の動員訓練を適宜実施する。

⑹ 広域応援訓練

県及び町は、町が被災し、十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥った場合を想定し、県と他の市町村が連携し、広域的な応援を行う防災訓練を実施する。

⑺ 防災訓練の指導協力

県及び町は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

また、防災関係機関あるいは自主防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

さらに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

⑻ 訓練の検証

県及び町は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

⑼ 図上訓練等

県及び町は、職員の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部及び方面本部等において応急対策活動に従事する本部要員及び方面本部要員等に対し、実践的な図上訓練や実際的な災害対処訓練（ロールプレイング方式）等を実施するものとする。

第 2　防災関係機関における措置

防災関係機関は、地震による災害時においては、有線設備、特に地下ケーブル、架空ケーブル等が潰滅的な被害を受けるほか、無線設備においても少なからず被害を被ることが考えられ、通信の途絶の事態が予想される。このような事態に対処し、通信の円滑な運用を確保するためには、各機関ごとに災害時における情報の収集及び伝達の要領、さらには内部処理の方法、通信設備の応急復旧等についての訓練を繰り返し行う必要がある。

なお、これら訓練は、同一機関が設備する通信施設及び複数の他機関が設備する通信施設の相互間において実施する。

第 3　県（教育委員会）、町及び私立学校管理者における措置

児童生徒等及び職員の防災に対する意識の高揚を図り災害発生時に迅速かつ適切な行動をとり得るよう、必要な計画を樹立するとともに訓練を実施する。

⑴ 計画の策定及び周知徹底

災害の種別に応じ、学校等の規模、所在地の特性、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。計画策定に際しては、県（防災安全局）や町防災担当部局等の関係機関との連絡を密にして専門的立場からの指導・助言を受ける。

⑵ 訓練の実施

学校における訓練は、教育計画に位置づけて実施するとともに、児童会・生徒会等の活動とも相まって、十分な効果をあげるよう努める。

⑶ 訓練の反省

訓練実施後は、十分な反省を加えるとともに、必要に応じ計画の修正・整備を図る。

第 2 節　防災のための意識啓発・広報

第 1　県（防災安全局、関係局）、町、県警察及び名古屋地方気象台における措置

⑴ 防災意識の啓発

県は、地震発生時等に県民が的確な判断に基づき行動できるよう、町や防災関係機関、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。

また、地震体験車を町･消防本部等に貸し出すとともに、地震災害に関するビデオな

どを町、学校等に貸し出して、防災教育の推進を図る。

名古屋地方気象台は、町民が津波警報等や地震に関する情報（緊急地震速報、南海トラフ地震に関連する情報、長周期地震動に関する観測情報含む。）を容易に理解し、適切な避難行動をとることができるよう、県、町、及び防災関係機関と協力して、次の事項のうちア～エ、クについて解説に努め、正しい知識について啓発を図る。

さらに、県及び町は、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

ア　地震に関する基礎知識

イ　県内の活断層や活断層地震への対策に関する知識

ウ　予想される地震及び津波に関する知識、地域の危険度に関する知識

エ　警報等や避難情報の意味と内容

オ　正確な情報の入手

カ　防災関係機関が講ずる地震防災応急対策等の内容

キ　地域の緊急避難場所、避難路に関する知識

ク　緊急地震速報、津波警報等発表時や避難情報の発令時にとるべき行動

ケ　様々な条件下（建物内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動

コ　避難生活に関する知識

サ　家庭における防災の話し合い（災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと）

シ　応急手当方法の紹介、平素から町民が実施すべき水、食料その他生活必需品の備蓄、家具等の転倒防止、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容

⑵ 防災に関する知識の普及

県及び町は、防災週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、地震災害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。この際、愛知県防災教育センターの活用を図る。

また、県及び町は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、次の事項に留意し、町民の一人ひとりが正しい知識と判断をもって行動できるよう、地震防災に関する啓発用パンフレット、チラシ等を作成し、各種防災行事等を通じて配布する。

ア　平常時の心得に関する事項

イ　地震発生時の心得に関する事項

ウ　緊急地震速報の利用の心得に関する事項

⑶ 自動車運転者に対する広報

県、町及び県警察は、警戒宣言が発せられた場合又は地震が発生した場合において、運転者として適切な行動がとれるよう事前に必要な広報等を行うこととする。

⑷ 家庭内備蓄等の推進

県及び町は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等について、可能な限り 1 週間分程度、最低でも 3 日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計等の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。

⑸ 地震保険の加入促進

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災者が住宅再建する際の有効な手段の一つとなる。そのため、県、町は、被災した場合でも、一定の補償が得られるよう、その制度の普及及び町民の地震保険・共済への加入の促進に努めるものとする。

⑹ 過去の災害教訓の伝承

県及び町は、町民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。

また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、町民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

資　料⑴ **過去の町内の災害の記録（資料編第 2 章 2)）**

第 3 節　防災のための教育

第 1　県（教育委員会）、町及び私立学校管理者における措置

学校等での災害を未然に防止するとともに、災害による教育活動への障害を最小限にとどめるため、平素から必要な教育を行う。

また、災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では平素から災害に備えて職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織を整備しておく。

なお、児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先する。

⑴ 児童生徒等に対する防災教育

児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため学校（幼稚園を含む。以下同じ。）において防災上必要な防災教育を行う。災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実し、子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮するとともに、消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めるものとする。

⑵ 関係職員の専門的知識のかん養及び技能の向上

関係職員に対する防災指導資料の作成・配布・講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識のかん養及び技能の向上を図る。

⑶ 防災思想の普及

PTA、青少年団体、女性団体等の研修会及び各種講座等、社会教育の機会を活用して、防災思想の普及を図る。

⑷ 登下校（登降園）の安全確保

児童生徒等の登下校（登降園を含む。以下同じ。）途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに樹立し、平素から児童生徒等及び家庭等への徹底を図る。

ア　通学路の設定

(ｱ) 通学路については、警察署、建設事務所、消防署等関係機関及び地元関係者と連携を図り、学区内の様々な状況下における危険箇所を把握して点検を行う。

(ｲ) 平常の通学路に異常が生じる場合に備え、必要に応じて緊急時の通学路を設定するなどしておく。

(ｳ) 異常気象時における通学路の状況の把握についてその情報収集の方法を確認しておく。

(ｴ) 児童徒の個々の通学路及び誘導方法等について常に保護者と連携をとり確認しておく。

(ｵ) 幼児の登降園については原則として個人又は小グループごとに保護者が付き添うものとする。

(ｶ) 高等学校及び特別支援学校における登下校については、児童生徒等の安全が確保できるよう、学校ごとに(ｱ)から(ｴ)までに定める事項を考慮しながら具体的な方法を点検し確認しておく。

イ　登下校の安全指導

(ｱ) 異常気象時の児童生徒等の登下校について指導計画を綿密に確認する。

(ｲ) 通学路における危険箇所については、児童生徒等への注意と保護者への周知徹底を図る。

(ｳ) 登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項をあげて指導する。

第４節　防災意識調査及び地震相談の実施

第１　県（防災安全局、関係局）及び町における措置

県及び町は住民の地震についての正しい知識の普及と防災意識の高揚を図るため、次の事項を防災関係機関と有機的な連携のもとに実施するものとする。

⑴ 防災意識調査の実施

町民の地震災害対策に関する防災意識を把握するため、アンケート調査等による防災意識調査を必要に応じ実施する。

⑵ 耐震相談及び現地診断の実施

地震が起きたとき、はたして我が家は大丈夫かという町民の不安を解消するため、無料で耐震相談を町内各地で実施する。

また、住宅の現地診断についても適宜実施するものとする。

⑶ 地震に関する相談の実施

地震についての不安を持っている町民のために、県及び町並びに防災関係機関は、相談に応ずるものとする。

第 11 章　震災に関する調査研究の推進

■基本方針

○　様々な災害が同時に、広域的に多発する地震災害に対して、地震予知や被害想定の実施のほか、新たな知見や発想を積極的に取り入れた被害低減策の検討を継続的に実施するなど総合的な地震防災対策の実施に結び付けていく。

また、地域の災害危険性を的確に把握し、それに対する効果的な対策を調査するための防災アセスメントを実施するとともに、それに基づき地域住民への防災広報活動の充実を図っていく。

■町の措置

区分	主な措置
第 1 節 震災に関する調査研究の推進	第 1　(1) 基礎的調査
	第 1　(2) 被害想定に関する調査研究
	第 1　(3) 災害の防止、都市の防災化に関する調査
	第 1　(4) 防災カルテ等の整備
	第 1　(5) 地籍調査

第 1 節　震災に関する調査研究の推進

第 1　県（防災安全局、関係局）及び町における措置

国等の調査研究等の結果を積極的に取り入れ、地震防災対策の充実強化を図ることとする。

(1) 基礎的調査（本町の自然・社会的条件に関する調査）

本町の自然的・社会的条件についての調査は、調査研究の基礎をなすものである。社会的条件については、既存の一般的な調査が利用できる部分が多い。県の調査では自然条件について、昭和 53 年度以来、地形・地質・地盤の構造、沖積層の分布、活断層、流砂現象危険度などについて調査研究を行ってきた。町は、これに基づき、防災計画に役立てるものとする。

(2) 被害想定に関する調査研究

震災に関する総合的被害想定（被害の発生態様及び程度の予測）は、震災対策を適切に具体化するための目標を設定することを目的とするものであり、震災対策の総合的かつ効果的な推進を図るために重要である。町においては、基礎的調査を始め、地震の発生、規模及び予知に関する調査等のうえに、現在までに①建物倒壊予測、②火災予測、③人的被害予測、④上水道被害予測の調査を行ったが、今後引続いて⑤重要公共構造物の耐震診断の実施と被害予測、⑥危険物等施設破壊予測等を実施することが必要である。

⑶ 災害の防止、都市の防災化に関する調査

被害想定に関する調査研究を基礎に、地震による被害を最小限に食い止めるための効果的な対策を調査研究する。調査項目は複雑多岐にわたるが、①大震火災対策、②避難場所及び避難路、③自主防災組織等について重点的に実施することとする。

⑷ 防災カルテ等の整備

町は、防災アセスメントを実施することにより、その成果を活用して、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、コミュニティレベル（集落単位、自治会単位、学校区などの単位）でのきめ細かな防災カルテの作成を積極的に推進する。防災カルテ等に記載すべき事項は、①災害危険箇所、②避難場所、③避難路、④防災関係施設、⑤土地利用の変遷、⑥災害履歴などである。

また、災害危険性を総合的に把握した防災マップの周知を図る。

⑸ 地籍調査

町は、防災事業の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を世界測地系による数値情報により正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。

⑹ 職員の初動対応マニュアルの整備

町は、震災時に迅速かつ的確な初動対応を実施するため、職員の初動対応マニュアルを整備する。

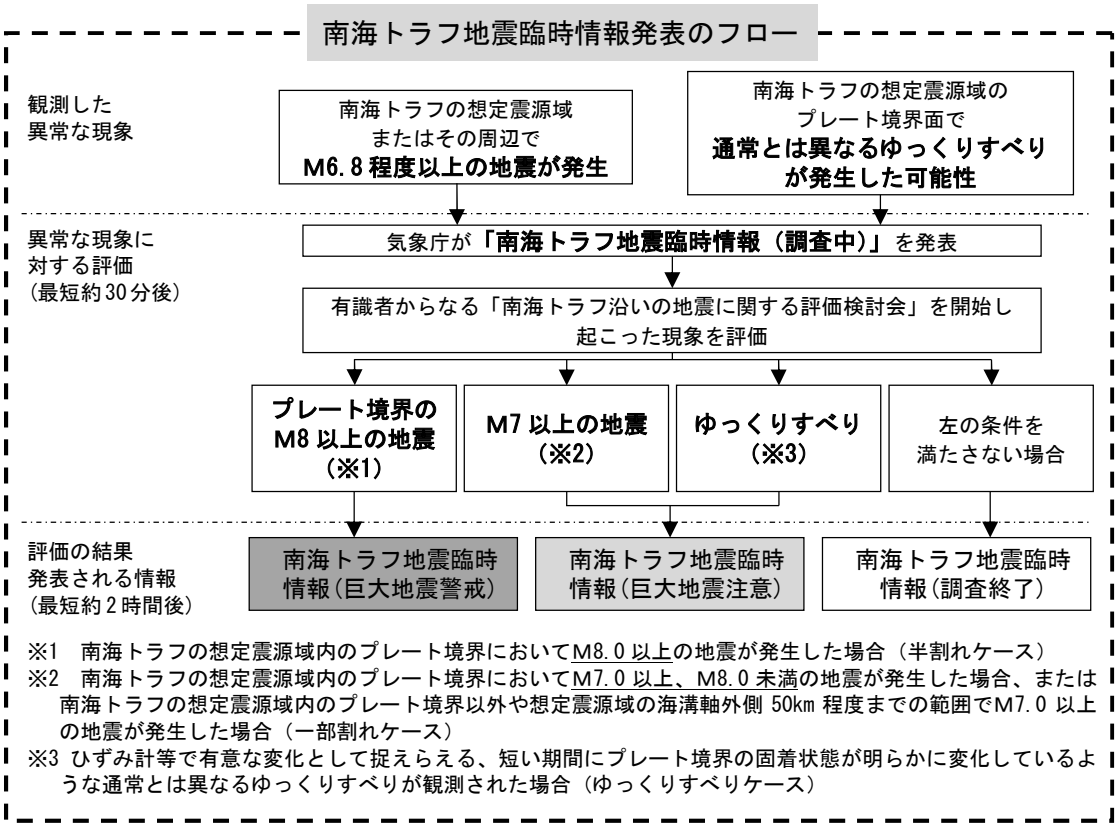
南海トラフ地震臨時情報発表のフロー
観測した
異常な現象
南海トラフの想定震源域
またはその周辺で
M6.8 程度以上の地震が発生
南海トラフの想定震源域の
プレート境界面で
通常とは異なるゆっくりすべり
が発生した可能性
異常な現象に
対する評価
（最短約30分後）
気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」を発表
有識者からなる「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開始し
起こった現象を評価
プレート境界の
M8 以上の地震
（※1）
M7 以上の地震
（※2）
ゆっくりすべり
（※3）
左の条件を
満たさない場合
評価の結果
発表される情報
（最短約２時間後）
南海トラフ地震臨時
情報（巨大地震警戒）
南海トラフ地震臨時
情報（巨大地震注意）
南海トラフ地震臨時
情報（調査終了）
※1　南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0 以上の地震が発生した場合（半割れケース）
※2　南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生した場合、または
南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲でM7.0 以上
の地震が発生した場合（一部割れケース）
※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えらえる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているよ
うな通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

第３編　災害応急対策

第３編　災害応急対策

第１章　活動態勢（組織の動員配備）

■基本方針

○　町長は、災害対策基本法第 23 条の２の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織としてそれぞれの災害対策本部を速やかに設置し、その活動態勢を確立する。
○　各防災関係機関は、地震災害の発生を防御し、応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための活動態勢を整備する。
○　各防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えるものとする。
○　要員（資機材も含む。）の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。

■町の応急活動

発災	３日	１週間	復旧対応期
○災害対策本部の設置			
○災害対策要員の確保			
○国又は他市町村職員の派遣要請			

■町の措置

区分	主な措置
第１節 災害対策本部の 設置・運営	第１　(1) 災害対策本部の設置及び廃止
	第１　(2) 災害対策本部設置及び廃止の公表
	第１　(3) 災害対策本部員会議の開催
	第１　(4) 災害対策本部職員の所掌事務
	第１　(5) 災害対策本部職員の動員
	第２　(1) 所掌する災害応急対策の速やかな実施・体制整備
第２節 職員の派遣要請	第１　(1) 国の職員の派遣要請
	第１　(2) 他市町村職員の派遣要請
	第１　(3) 職員派遣のあっせん要求
	第１　(4) 被災市町村への県職員の派遣

第１節　災害対策本部の設置・運営

第１　町における措置

町長を本部長として法第２３条の２に基づき組織する。

その所掌事務は、人命救助、被災者生活支援、警察が行う災害警備の協力その他の災害応急活動を包括している。

豊山町の地域における防災行政を総合的に運営するための組織として豊山町防災会議があり、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、災害対策本部を設置して応急対策活動を実施する。

(1) 災害対策本部の設置及び廃止

災害対策本部は、町に震度５弱以上の地震が発生したとき及び東海地震注意情報は発表された場合に設置し、災害発生のおそれが解消し、又は災害応急対策活動を概ね終了したと災害対策本部長が認めたときに廃止する。

(2) 災害対策本部設置及び廃止に伴う公表

本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を次の表の区分により通知及び公表するとともに災害対策本部標識を設置場所に掲示する。

通知及び公表先	方法	担当者
愛知県知事（尾張県民事務所経由）	情報システム又は電話	企画調整部長
西枇杷島警察署	電話	企画調整部長
豊山町役場内	庁内放送	総務部長
町出先機関及び学校	電話	各主管部長
西春日井広域事務組合消防本部	直通電話	企画調整部長
消防団	電話又はその他の迅速な方法	企画調整部長
報道機関	電話	企画調整部長
一般町民	ケーブルテレビ 役場のサイレン 町防災行政用無線 町広報車	企画調整部長
中部電力㈱北営業所	電話	総務部長
東邦ガス㈱北営業所		
西日本電信電話㈱名古屋支店		

資　料(1) 豊山町災害対策本部条例（資料編第 12 章）

(2) 豊山町災害対策本部組織図（資料編第 9 章 1）

⑶ 災害対策本部員会議の開催

災害対策本部員会議（以下「本部員会議」という。）は、本部長、副本部長及び部局長で組織し、災害対策の基本的な事項について協議し、又は本部長の指示を受ける。

ア　本部員会議の協議（指示）事項

(ｱ) 本部の配備体制の切り替え及び廃止に関すること。

(ｲ) 災害情報、被害状況の分析と、それに伴う対策活動の基本方針に関すること。

(ｳ) 救援物資等供与の基準に関すること。

(ｴ) 避難指示・勧告に関すること。

(ｵ) 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。

(ｶ) 国、県の機関、公共機関、他市町村又はその他の機関、団体等に関する応援の要請に関すること。

(ｷ) 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。

(ｸ) その他災害対策に関する事項

イ　本部員会議の開催

(ｱ) 本部長は、必要に応じて本部員会議を招集する。

(ｲ) 本部員は、それぞれの所掌事項について本部員会議に必要な資料を提出しなければならない。

(ｳ) 本部員は、必要により所要の職員をともなって本部員会議に出席することができる。

(ｴ) 本部員は、本部員会議の招集を必要と認めたときは、本部長にその旨を申し出るものとする。

(ｵ) 本部員は、本部員会議に出席できないときは、代理の職員を出席させなければならない。

(ｶ) 本部長は、必要によりその他防災関係機関を同席させることができる。

ウ　決定又は指示事項の周知

決定又は指示事項のうち職員に周知を要する事項について、部長は速やかにその徹底を図るものとする。

エ　本部の組織及び運営

本部の組織、所掌事務、非常配備体制及び勤務時間外等における職員の動員方法については、町の各行政組織における平常時の事務及び業務を基準とし、災害に即応できるよう定めるものとする。

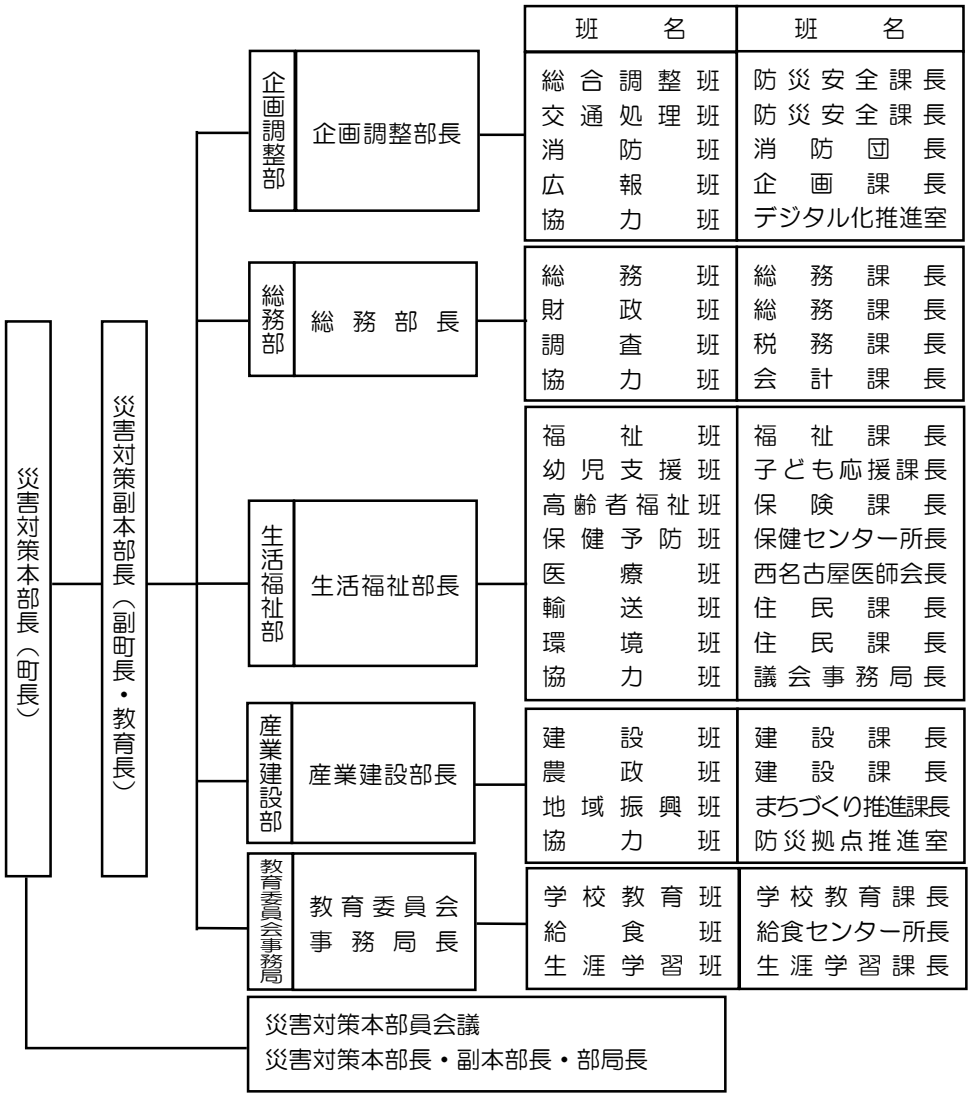

オ　庁舎機能の確保

庁舎管理者は庁舎機能の被災状況について、次の事項を優先に確認する。

また、庁舎管理者は庁舎機能について迅速に復旧見込みを出し、代替施設・設備、燃料等を確保するとともに、ライフライン機関等に必要な協力を要請する。

(ｱ) 庁舎における電気、水道、ガスの稼働状況

(ｲ) 非常用電源設備の稼働状況及び燃料確保状況

(ｳ) 通信施設の稼働状況

(ｴ) 暖房・冷房等空調設備の稼働状況

(4) 災害対策本部の所掌事務

各部長は、本部長の命を受けて、部内の事務又は業務を掌握し、所属の職員を指揮監督する。班長は部長の命を受け、班の事務又は業務を掌握する。

各部の編成及び班別分掌事務は次のとおりである。

部（部長）	班（班長）	所　掌　事　務
企画調整部 （企画調整部長）	総合調整班 （防災安全課長）	１　防災会議及び本部員会議の庶務に関すること。 ２　町内の異常状況その他に関する緊急情報及び被害の速報の受領に関すること。 ３　非常配備に関すること。 ４　県知事（自衛隊の派遣要請を含む。）及び他市町村への救援要請に関すること。 ５　被害状況の総括に関すること。 ６　気象警報、注意報、情報及び対策通報の受領並びに伝達に関すること。 ７　消防本部との連絡調整に関すること。
	交通処理班 （防災安全課長）	１　交通不能箇所の調査及び通行路線の決定に関すること。 ２　警察署との連絡調整に関すること。 ３　交通諸団体への協力要請に関すること。
	消　防　班 （消防団長）	１　消防、水防に関すること。 ２　消防団の活動に関すること。 ３　罹災者の救出に関すること。 ４　行方不明者及び遺体の捜索に関すること。 ５　避難者の誘導に関すること。
	広　報　班 （企画課長）	１　町民の心身安定のための広報、住民の問合せ等対応に関すること。 ２　避難勧告又は指示の伝達に関すること。 ３　災害対策記録写真等の整備、保管及び提供に関すること。 ４　報道対応及び記者会見等に関すること。
	協　力　班 （デジタル化推進室長）	１　部内各班への協力に関すること。
総務部 （総務部長）	総　務　班 （総務課長）	１　本部長及び副本部長の庶務全般に関すること。 ２　職員等の動員及び調整に関すること。 ３　庁舎内外の警備に関すること。 ４　庁舎内外の被害調査及び修繕に関すること。 ５　庁舎内外の使用統制に関すること。
	財　政　班 （総務課長）	１　災害の応急復旧費の予算措置に関すること。 ２　応急救助に要する経費の経理に関すること。 ３　災害関係物品購入の各種契約に関すること。 ４　災害応急復旧に要する資金の調達に関すること。
	調　査　班 （税務課長）	１　人的、物的被害の調査確認に関すること。 ２　罹災証明発行に関すること。
	協　力　班 （会計課長）	１　義援金等の出納に関すること。 ２　部内各班への協力に関すること。

部（部長）	班（班長）	所　掌　事　務
福　祉　部 （生活福祉部長）	福　祉　班 （福祉課長）	１　被災者に対する食料、被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に関すること。 ２　救援物資及び義援金品の受入及び分配に関すること。 ３　救援物資の集積、保管及び整理に関すること。 ４　災害救援費の予算経理に関すること。 ５　公用令書の発行に関すること。 ６　被災者証明書の受付発行に関すること。 ７　避難所（福祉課所管施設）の開設に関すること。 ８　福祉避難所（しいの木）の管理、運営に関すること。 ９　生活福祉資金の貸付けに関すること。 10　社会福祉施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 11　避難行動要支援者（障害関係）の安否確認及び移送に関すること。 12　災害ボランティアセンターの開設に関すること。
	幼児支援班 （子ども応援課長）	１　避難所（子ども応援課所管施設）の開設に関すること。 ２　児童福祉関係施設（保育園、児童館、なかよし会クラブ棟）の被害調査及び応急復旧に関すること。 ３　保育園等の園児の安全対策。 ４　部内各班への協力に関すること。
	高齢者福祉班 （保険課長）	１　避難行動要支援者（高齢者関係）の安否確認及び移送に関すること。 ２　高齢者への応急措置及び生活相談に関すること。 ３　遺体の処理（安置・輸送含む。）に関すること。 ４　部内各班への協力に関すること。
	保健予防班 （保健センター所長）	１　感染症の予防に関すること。 ２　医療品その他衛生資材の確保及び配分に関すること。 ３　医療関係の被害調査及び応急復旧に関すること。 ４　医療機関との連絡調整及び協力要請に関すること。 ５　救護所の開設・運営に関すること。
	医　療　班 （西名古屋医師会長）	１　災害救助法による医療及び助産等医者派遣に関すること。 ２　応急医療行為に関すること。
	輸　送　班 （住民課長）	１　配車計画の作成及び車両輸送力の確保に関すること。 ２　救助物資及び義援物資の輸送に関すること。
	環　境　班 （住民課長）	１　災害に伴う産業公害の調査及び応急措置に関すること。 ２　衛生関係施設の被害調査及び応急措置に関すること。 ３　ごみ、汚物の除去及び死亡獣畜の処理に関すること。 ４　衛生組合との連絡調整に関すること。 ５　飲料水の供給に関すること。 ６　水道企業団との連絡調整に関すること。 ７　ペットの救援に関すること。

部（部長）	班（班長）	所　掌　事　務
建　設　部 （産業建設部長）	建　設　班 （建設課長）	１　ライフライン（ガス、電気、ＮＴＴ）関係機関との連絡調整に関すること。 ２　下水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 ３　河川、用排水路の水防に関すること。 ４　土木施設の応急復旧及び緊急措置に要する諸資材の調達及び供給に関すること。 ５　土木施設の被害調査及び取りまとめ並びに応急復旧に関すること。 ６　土木関係機関との連絡調整に関すること。 ７　土木業者への協力要請に関すること。 ８　避難所、応急仮設住宅等の建設に関すること。 ９　公共建物の応急復旧に関すること。 １０　建設資機材の調達及びあっせんに関すること
	農　政　班 （建設課長）	１　農産物及び農業用施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 ２　農作物種苗、生産資材、飼料、肥料等の調達及びあっせんに関すること。 ３　病害虫の駆除に関すること。 ４　家畜伝染病の予防及び防疫に関すること。 ５　農政関係機関との連絡調整及び協力要請に関すること。
	地域振興班 （まちづくり推進課長）	１　被災建築物の応急危険度判定に関すること。 ２　商工業の金融事情調査に関すること。 ３　中小企業に対する復旧資金のあっせん及び助成に関すること。 ４　商工関係被害調査の取りまとめ及び連絡調整に関すること。 ５　商工関係機関との連絡調整及び協力要請に関すること。
	地域振興班 （防災拠点室長）	１　避難所、応急仮設住宅等の用地に関すること。
	協　力　班 （議会事務局長）	１　町議会との連絡調整に関すること。 ２　部内各班への協力に関すること。
教育委員会事務局 （教育委員会事務局長）	学校教育班 （学校教育課長）	１　教職員の動員に関すること。 ２　学校教育施設の災害調査及び応急復旧に関すること。 ３　避難所（教育委員会所管施設）の開設に関すること。 ４　避難所の管理・運営及び避難者受入に関すること。
	給　食　班 （給食センター所長）	１　緊急炊き出し、配分に関すること。
	生涯学習班 （生涯学習課長）	１　社会教育施設の災害調査及び応急復旧に関すること。 ２　文教関係の義援物資の受領、配布に関すること。 ３　社会教育団体への連絡調整に関すること。 ４　避難所（教育委員会所管施設）の開設に関すること。 ５　避難所の管理・運営及び避難者受入に関すること。

⑸ 災害対策本部職員の動員

町長は、以下の基準によりあらかじめ職員の非常配備体制を定め、迅速な動員を図る。

（非常配備体制）

区分	参集基準	配置内容	摘要
第１次非常配備	・東海地震に関連する調査情報（定例・臨時）が発表されたとき ・南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき ・その他の地震が発生するおそれのあるとき ・本町で震度４を観測した地震が発生したとき	職員の少人数をもって情報収集にあたる。状況によっては、直ちに第２次非常配備体制に移行し得る態勢とする。	災害対策本部が設置されない場合でも平常時の組織として配備につくものである。
第２次非常配備	・東海地震注意情報が発表されたとき ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき ・本町で震度５弱を観測した地震が発生したとき	災害の状況に応じ、開庁時は災害応急対策活動に必要な所要人員をもって各部が実施し、閉庁時は非常配備班員により各活動を行う。また事態の推移に伴い速やかに第３次非常配備体制に移行し得る態勢をとる。	災害対策本部が設置され、連絡体制を強化し、必要により本部員会議が行われる。
第３次非常配備	・東海地震予知情報が発表されたとき ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき ・本町で震度５強以上を観測した地震が発生したとき ・県下及び近隣市町村で大規模地震が発生し、町長が必要と認めたとき	全職員をもって災害応急対策活動にあたる。	災害対策本部が設置され、本部員会議が行われる。

※平成29年11月1日から「南海トラフ地震に関連する情報」の運用に伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行わない。

ア　第１次非常配備体制下の活動

(ｱ) 企画調整部長は防災安全課員を参集させ非常配備体制を構成する。状況により他の部課職員の参集を求めることができる。

(ｲ) 主に情報収集活動を行う。

(ｳ) 県及び防災関係機関との通報連絡等を行う。

イ　第２次非常配備体制下の活動

(ｱ) 災害対策本部を設置する。

(ｲ) 本部長は、必要に応じて本部員会議を開催する。

(ｳ) 開庁時の各部長（閉庁時は第２次非常配備班長）は、防災関係機関と相互連絡を密にし、客観情勢を判断し緊急措置について、本部長に指示を仰いだのちに必要な応急活動を行う。

(ｴ) 第２次非常配備班長は、必要に応じ第２次非常配備班の追加又は第３次非常配備への移行を、本部長に進言し行うことができる。

ウ　第３次非常配備体制下の活動

(ｱ) 本部長は直ちに本部員会議を招集し、事後の体制の整理と災害対策活動の方針を確立する。

(ｲ) 各部長は所属の職員を総動員して災害対策活動に全力を集中し、早期復旧に努める。

第２　防災機関における措置

(1) 組織及び活動体制

防災関係機関は、災害発生時においてその所掌する災害応急対策を速やかに実施するとともに、他の防災関係機関が実施する災害応急対策が円滑・的確に行われるよう、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の緊密な協力体制を整える。また、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

(2) 勤務時間外における体制の整備

防災関係機関は、休日及び夜間の勤務時間外における災害発生に備えた情報連絡体制をあらかじめ整えておくものとする。

(3) 惨事ストレス対策

ア　捜索、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

イ　消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するも

のとする。

第２節　職員の派遣要請

第１　町における措置

⑴ 国の職員の派遣要請（災害対策基本法第 29 条）

町長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり当該機関の職員のみでは不足する場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

⑵ 他市町村の職員の派遣要請（地方自治法第 252 条の 17）

町長は、町の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の市町村長に対して、職員の派遣を要請することができる。

⑶ 職員派遣のあっせん要求（災害対策基本法第 30 条）

町長は、知事に対し災害対策基本法第 29 条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、町長は、知事に対し地方自治法第 252 条の 17 の規定による他の市町村職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

⑷ 被災市町村への町職員の派遣

町は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

別図　激甚災害（震度５強以上）発生時における豊山町の初動体制

◎ 職員の初動体制
（非常配備伝達・一斉指令伝達）

◎ 災害対策本部の初動体制

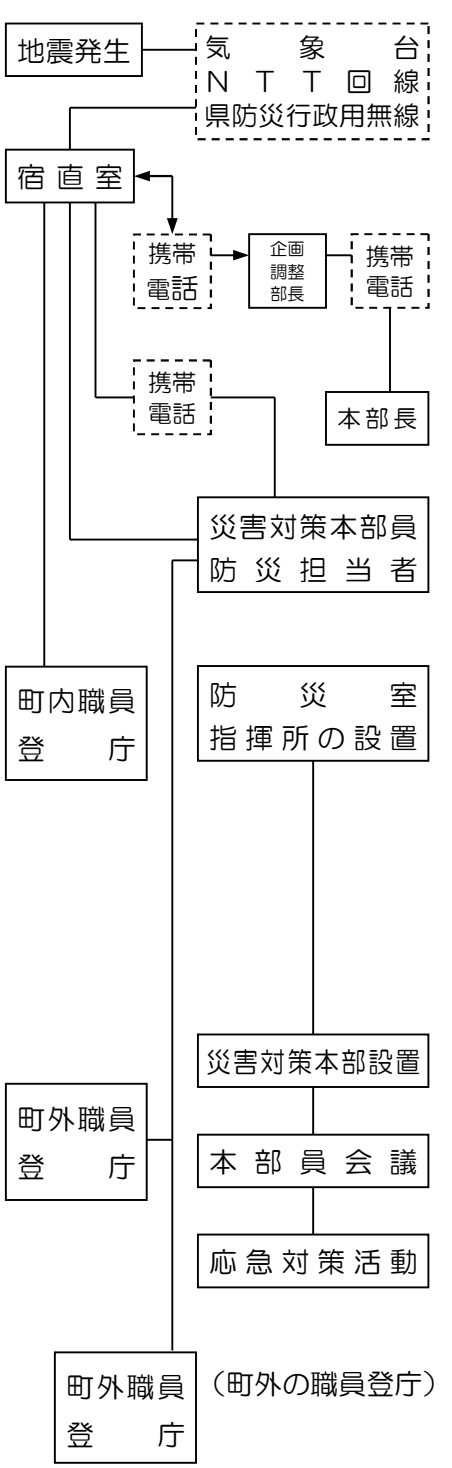

0:00
- TV・ラジオによる情報察知
- 状況確認

0:05
第三次非常配備指令
- 宿直者は、企画調整部長に連絡する（携帯電話）。
  企画調整部長に連絡不能の場合は、次の順位により連絡をする。
  ①総務部長
  ②生活福祉部長
  ③産業建設部長
  ④教育委員会事務局長
- 宿直者から連絡を受けた企画調整部長は、本部長へ連絡をする（携帯電話）。
- 災害対策本部員会議の招集
- 当直者は、火災の発生確認或いは、通報があった場合は、サイレンを鳴らす（同報無線）。

0:15
指揮所の設置
- 災害対策本部員及び防災担当者登庁
  被害状況等の情報収集活動を行う。
- 自衛隊への災害派遣要請
- 町内の職員登庁　30 分以内集合

0:30
災害対策本部設置
- 本部長不在の場合は、副本部長が災害対策本部を設置することができる。
- 本部長会議
  - 状況報告･救助法適用要請
  - 応急対策活動
  - 避難所の開設準備

1:00
- 町外の職員登庁１時間以内集合
- 避難所の開設

＊事務局の職務
職員の参集状況報告及び職員の動員状況の把握。尾張県民事務所との連絡及び報告。

第３節　災害救助法の適用

第１　県（防災安全局、県民文化局、福祉局、保険医療局、建築局、教育委員会）における措置

⑴ 災害救助法の適用

知事は、災害救助法に定める程度の災害が発生した町の区域について、災害救助法を適用する。なお、災害が発生するおそれがある場合、国に設置された特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部の所管区域内においても、災害救助法を適用することができる。

⑵ 救助の実施

知事は、災害救助法が適用された町において、現に救助を必要とする者に対して応急的に必要な救助を行う。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。ただし、この基準により救助を適切に実施することが困難な場合は、知事は内閣府に協議し、その同意を得て特別基準により実施するものとする。

また、災害が発生するおそれがある場合に、当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とするものに対して行う主な救助の種類は、次表のとおり

救助の種類	実施者	
	局地災害の場合	広域災害の場合
避難所の供与	町（県が委任）	
要配慮者の輸送	町（県が委任）	

⑶ 町への委任

知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長に委任する。

なお、委任は災害救助法が適用された都度、町に通知することにより行うものである。

事務委任により想定している各救助事務の実施者は次表のとおり。

救助の種類	実施者	
	局地災害の場合	広域災害の場合
避難所の供与	町（県が委任）	
要配慮者の輸送	町（県が委任）	
応急仮設住宅の設置	県（建築局）	
食品の給与	町（県が委任）	
飲料水の供給	町（県が委任）	
被服、寝具の給与	町（県が委任）	
医療、助産	町 （県が委任）	県（福祉局、保健医療局） 日本赤十字社愛知県支部

被災者の救出	町（県が委任）	
住宅の応急修理	町（県が委任）	県（建築局）
学用品の給与		
町立学校児童生徒分	町（県が委任）	
県立学校、私立学校等児童生徒分	県（県民文化局、教育委員会）	
埋葬	町（県が委任）	
死体の捜索及び処理	町（県が委任）	
住居又はその周辺の土石等の障害物の除去	町（県が委任）	

⑷ 救助の委任の留意点

町へ事務を委任した場合であっても、その救助の実施責任は県にあるので、県は常にその状況把握に努め、万一、町において、事務の遂行上不測の事態が生じた場合等には、県において委任元としての責任を持って町に対する助言を行う等、適切な事務の遂行に努めることとする。

⑸ 日本赤十字社愛知県支部への委託

知事は、医療及び助産等の実施に関して必要な事項を日本赤十字社愛知県支部に委託する。ただし、必要がある場合は、知事は委任に関わらず医療及び助産等のために必要な措置を講じる。

第２　町における措置（災害救助法第 13 条）

⑴ 救助の実施

町長は、当該町の区域に災害救助法が適用され、知事の委任を受けた場合、災害救助法に基づく救助を行う。

⑵ 県が行う救助の補助

町長は、知事から委任を受けた救助以外に県が行う救助の補助を行う。

第４節　災害救助法の適応基準

災害救助法が適用された場合の救助は、県が実施機関となり、町はその補助機関として行うこととなるが、県が救助を迅速に行うため必要があると認め、災害救助法第 13 条第１項及び同法施行令第 17 条第１項の規定により、町が行うこととする事務の内容及び事務を行う期間を通知してきた場合においては、町は当該期間において当該事務を行わなければならない。

第１　災害救助法による救助の種類及び期間

災害救助法に基づく救助の種類及び期間は、次のとおりである。

⑴ 収容施設の供与

避 難 所 の 設 置　　災害発生の日から　７日以内

応急仮設住宅の供与	工事完了の日から	２年以内
⑵ 炊出しその他による食品の給与	災害発生の日から	７日以内
⑶ 飲料水の供給	〃	７日以内
⑷ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	〃	10 日以内
⑸ 医療及び助産		
医　　療	災害発生の日から	14 日以内
助　　産	分べんした日から	７日以内
⑹ 被災者の救出	災害発生の日から	３日以内
⑺ 被災住宅の応急修理	〃	１か月以内
⑻ 学用品の給与		
教　科　書	〃	１か月以内
文房具及び通学用品	〃	15 日以内
⑼ 埋　　葬	〃	10 日以内
⑽ 遺体の捜索	〃	10 日以内
⑾ 遺体の処理	〃	10 日以内
⑿ 土石・竹木等障害物の撤去	〃	10 日以内

（注）救助期間について、これにより難い特別の事情がある場合は、事前に内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

第２　災害救助法の適用基準

本町内の被害の状況が、次の適用基準のうちいずれかに達したとき、町長は直ちに知事に災害救助法の適用を要請するものとする。

⑴ 被害件数が下記基準に達したとき。

本町内の全壊（焼）、流失等による住家の滅失した世帯数がそれぞれ次の世帯数以上に達したとき。

町人口	被害世帯数
15,000 人以上 30,000 人未満	50 世帯

⑵ 被害件数が上記基準に達しないが、県の被害世帯数が 2,500 世帯以上で町の被害世帯数が、次に示す世帯以上に達したとき。

町人口	被害世帯数
15,000 人以上 30,000 人未満	25 世帯

⑶ 被害件数が⑴又は⑵に達しないが、県下の被害世帯数が 12,000 世帯以上に達した場合であって、町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあったとき。

⑷ 町の被害が⑴、⑵及び⑶に該当しないが、県において特に救助を実施する必要があると認めた場合。

⑸ 被害世帯数の算定

適用の基準となる被害世帯数の計算は次の方法による。

ア　住家の被害程度は、住家の滅失した世帯、即ち全焼、全壊流失等の世帯を標準とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯は 2 世帯をもって、また床上浸水、土砂堆積等により一時的に居住することのできない状態になった世帯は 3 世帯をもって 1 世帯とする。

イ　被害世帯数は棟数、戸数とは関係なく、あくまでも世帯の数で計算する。

ウ　飯場、下宿等の一時的寄留世帯については、生活根拠の所在その他周囲の事情を考慮して実情に即した決定をする。

この法律による救助は、見舞金制度とは異なり、被災者の保護を応急的に実施する必要があるときにのみ行われるものであって、被災者に対し、救護する義務があり、またその救護を受けている場合及び個々の被災者が知人、親戚により救助を受け困窮状態を解決している場合は法を適用することはできない。

第 3　罹災者の記録

⑴ 災害が発生したとき町長は、様式第４（その１）被害状況調査用紙及び様式第４（その２）道路、橋梁その他公共施設の被害状況調査表によって被害状況を調査し、これを被災者台帳とする。

⑵ 町長は、災害による罹災証明書の発行の必要があるときは、次の要領により行う。

ア　被害状況の確認ができないときは、とりあえず本人の申し出により仮罹災証明書（様式第５）を発行する。

イ　被災者の被害状況の調査確認を終了した後は、被災者台帳に記載されている者には申出により、罹災証明書（様式第６)、仮罹災証明書を発行した者については、被災者台帳に記載されている者に限り、申出により、罹災証明書に切替え発行する。

資　料⑴ 被害状況調査用紙（被災者台帳）（様式編様式第 4（その１））
⑵ 道路、橋梁その他公共施設の被害状況調査表（様式編様式第 4（その２））
⑶ 仮罹災証明書（様式編様式第 5）
⑷ 罹災証明書（様式編様式第 6）

第 4　災害救助法の適用事項

⑴ 避難所の設置

災害発生の日から 7 日以内の避難所の開設について、設置、維持及び管理に要する人件費、消耗器材費、建物及び器物の使用謝金、燃料費、仮設炊事場及び仮設便所等の設置費並びに輸送費は、災害救助法施行細則（昭和 40 年愛知県規則第 60 号。以下「県施行細則」という。）に定める範囲内で、県の負担による。

⑵ 救　出

災害発生の日から 3 日以内の救出について、救出に要する機械器具の借上費又は購

入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

⑶ 食品の供給

災害発生の日から７日以内の炊出しその他食品の給与について、給与に要する主食費、副食費、燃料費、器物等の使用謝金、消耗器材費及び雑費は、県施行細則の定める限度額の範囲内で、県の負担による。

⑷ 飲料水の供給

飲料水の供給を実施する期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。ただし、県知事の承認を得て延長することができる。また、供給のため支出する費用は、ろ水機その他給水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに浄水用の薬品費及び資材費で町域内における通常の実費は県の負担による。

⑸ 被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与

災害発生の日から 10 日以内に給与又は貸与したものに要した費用は、県施行細則の定める限度額の範囲内で、県の負担による。

⑹ 医療、助産

ア　災害発生の日から 14 日以内の医療について、医療に要する次の費用は、県の負担による。

㈠ 保健予防班による場合は、使用した薬剤、治療材料及び医療器具修繕費の実費

㈡ 病院又は診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内

㈢ あん摩マッサージ指圧師、柔道整復師等の施術者による場合は、協定料金の額以内の額

イ　災害発生の日から 7 日以内の助産について、助産に要する次の費用は、県の負担による。

㈠ 保健予防班等による場合は、使用した衛生材料等の実費

㈡ 助産師による場合は、慣行料金の１００分の８０以内の額

資　料(1) **助産台帳（様式編様式第 28）**

⑺ 遺体の捜索・処理・埋火葬

ア　災害発生の日から 10 日以内の遺体の捜索・処理及び埋火葬について、次に掲げる費用は、県の負担による。

㈠ 遺体の捜索に要する舟艇その他機械器具等の借上費、修繕費及び燃料費で通常の実費

㈡ 遺体の処理に要する洗浄、縫合、消毒等に係る費用、一時保存に係る費用等で、県施行細則に定める限度額の範囲内の額

㈢ 遺体の埋火葬に要する費用（輸送費及び人件費を含む。）で、県施行細則に定める限度額の範囲内の額

資　料(1) **遺体捜索状況記録簿（様式編様式第 45）**

(2) **遺体捜索用機械、器具、燃料受払簿（様式編様式第 46）**

(3) 遺体捜索用機械、器具修繕簿（様式編様式第 47）

(4) 遺体処理台帳（様式編様式第 48）

(5) 埋火葬台帳（様式編様式第 49）

(8) 住宅の仮設・応急修理及び障害物の除去

ア　仮設の住宅

１戸当たり平均 29.7 ㎡（９坪）を基準とする。

イ　着工期間及び供与期間

着工期間は災害発生の日から 20 日以内とし、供与期間は工事が完了した日から２か年以内とする。

ウ　費　用

原材料費、労務費、附帯工事費、輸送費、事務費等は、県施行細則に定める限度額の範囲で、県の負担による。

エ　応急修理

災害発生の日から１か月以内に完了した住宅の応急修理に係る原材料費、労務費、輸送費、事務費等は、県施行細則に定める限度額の範囲で、県の負担による。

オ　災害発生の日から 10 日以内の障害物の除去について、除去に要するロープ・スコップその他除去に必要な機械器具等の借上げ費、輸送費、人件費等は、県施行細則に定める限度額の範囲内で、県の負担による。

資　料 **(1) 住宅応急修理記録簿（様式編様式第 35）**

(2) 障害物除去の状況記録簿（様式編様式第 36）

(3) 修繕費支払簿（様式編様式第 39）

(9) 文教災害対策

学用品の給与に要する次に掲げる費用については、県の負担による。

ア　災害発生の日から１か月以内に給与する教科書代の実費

イ　災害発生の日から 15 日以内に給与する文房具費及び通学用品費で、県施行細則に定める限度額の範囲内の額

(10) 輸　送

ア　輸送及び移送の範囲

災害救助法による救助実施のための輸送は、次の範囲とする。

(ｱ) 被災者を避難させるための移送

町長、警察官等避難指示者の指示に基づく、長距離避難のための移送

(ｲ) 医療及び助産のための移送

重傷患者で保健予防班で処置できないもの等の移送及び保健予防班の仮設する病院への患者移送又は保健予防班関係者の移送等

(ｳ) 被災者救出のための輸送等

救出のため必要な人員、資材等の輸送及び救出した被災者の移送

(ｴ) 飲料水供給のための輸送

飲料水の直接輸送及び飲料水確保のため必要な人員、ろ水器その他機械器具資材の輸送

(ｵ) 遺体処理のための輸送

遺体処理のための保健予防班員又は衛生材料等輸送及び遺体を輸送させるため必要な人員及び遺体の移送

(ｶ) 救助物資の輸送

被災者に支給する被服、寝具、その他生活必需品、炊出用食糧、学用品、及び救助に必要な医療衛生材料、医薬品等の輸送

イ　輸送の期間及び費用

応急救助の輸送が認められる期間は、各救助の実施が認められる期間内とし、輸送費は通常の実費とする。

資　料(1) 輸送記録簿（様式編様式第 37）

(2) 燃料及び消耗品受払簿（輸送関係）（様式編様式第 38）

第２章　避難行動

■基本方針

○　地震情報等の内容や伝達の方法等を定め、関係機関の防災対策に資するものとする。
○　町長は、災害対策基本法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命及び身体の安全の確保に努めるものとする。

■町の応急活動

発災	３日	１週間	復旧対応期
○伝達された情報等の住民への周知徹底	→	→	→
○立退きの指示			
○避難行動要支援者の安否確認・避難誘導			

■町の措置

区分	主な措置
第１節 緊急地震速報の伝達	第３　(1) 情報等の内部伝達組織の事前整備
	第３　(2) 伝達された情報又は町計測震度計等の情報を住民その他関係機関へ周知徹底
	第３　(3) 緊急地震速報の住民等への伝達
第２節 避難の指示	第１　(1) 避難の指示等
	第１　(2) 知事等への助言の要求
	第１　(3) 報告（災害対策基本法第 60 条第４項）
	第１　(4) 他市町村又は県に対する応援要求
第３節 住民等の避難誘導等	第２　(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導
	第２　(2) 避難行動要支援者の避難支援

第１節　緊急地震速報の伝達

第１　気象庁及び名古屋地方気象台における措置

(1) 地震に関する情報等

ア　緊急地震速報

気象庁は、震度５弱以上の揺れが予想された場合に、震度４以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。（震度６弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報、震度５弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は地震動警報に位置づけられる。）

また、最大震度３以上又はマグニチュード 3.5 以上と予想等されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が６弱

以上のものを特別警報に位置付けている。

イ　地震に関する情報

地震発生約１分半後に震度３以上の地域名等を発表する震度速報を始め、震源に関する情報、震源・震度に関する情報及び各地の震度に関する情報などを発表する。

第２　県（防災安全局）における措置

⑴ 気象庁及び名古屋地方気象台から伝達された情報を、県が受領し、関係市町村に通知（緊急地震速報を除く）するものとする。

⑵ 震度情報ネットワークシステムにより計測した震度情報については、防災安全局防災部災害対策課において収集し、名古屋地方気象台及び県内市町村に伝達する。なお、震度３以上を計測した場合は、県警察にも伝達するものとする。

第３　町における措置

⑴ 町長は、情報等の受領に当たっては、関係部課に周知徹底し得るよう、あらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておくものとする。

⑵ 町長は、情報等の伝達を受けたとき、又は町に設置した計測震度計等により地震発生を知ったときは、町地域防災計画に定めるところにより、正確かつわかりやすい情報として、速やかに住民その他関係のある公私の団体に周知徹底するものとする。

⑶ 町は、受信した緊急地震速報を地域衛星通信ネットワーク、町防災行政無線等により住民等への伝達に努めるものとする。伝達にあたっては、町防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

資　料⑴ **通信施設・設備等（資料編第４章２）**

第４　報道機関における措置

日本放送協会は、気象庁から緊急地震速報（警報）が通知されたときは、直ちに当該情報の放送を行う。

また、報道機関は、気象庁又は名古屋地方気象台から情報等が伝達されたときは、速やかに放送等を行うよう努めるものとする。

第５　その他防災関係機関における措置

気象庁又は名古屋地方気象台から直接情報等を受けない防災関係機関は、ラジオ放送、テレビ放送に留意し、さらに県、町と積極的に連絡をとり、関係機関相協力して情報等の周知徹底を図るものとする。

第６　地震情報等情報の伝達

（1）地震情報等は、関係機関は次の伝達系統により迅速かつ的確に伝達する。

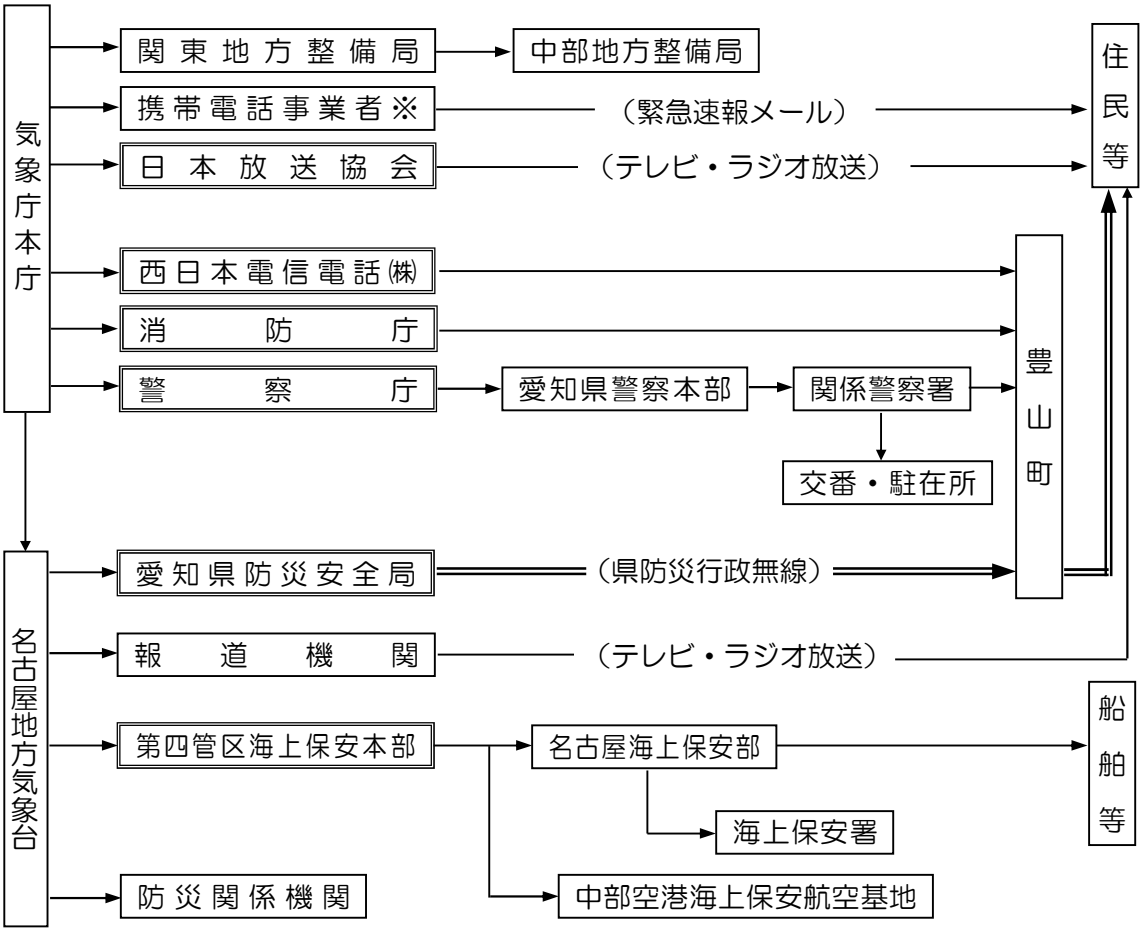

※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される

注）　二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第８条第１号の規定に基づく法定伝達先。
注）　二重線の経路は、気象業務法施行令第１５条の２によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

⑵ 注意報、警報の内容を全文伝達することは、相当時間を要し、災害防止に機を失することもあるので、気象通報票により受伝達の迅速化を図るものとする。また、受伝達については、送信者、受信者の氏名を確認し合うものとする。

⑶ 県において震度情報ネットワークシステムにより収集した震度情報については、次の伝達系統図のとおりとする。

震度情報の伝達系統図

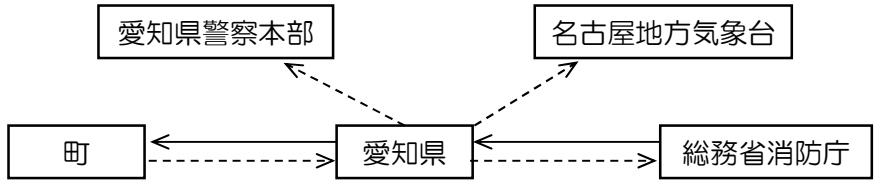

凡例
――――　県・消防庁に集まった震度の情報の流れ
------　町で計測した震度情報の流れ

第７　発見者の通報義務

地震に伴う災害が発生し、又は拡大するおそれのある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、直ちに町長又は警察官に通報するものとする。なお、警察官が通報を受けた場合は、その旨を速やかに町長に通報するものとする。

第２節　避難情報

第１　町における措置

(1) 避難の指示等

ア　地震に伴うその他の災害

地震に伴うその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示する。

(2) 知事等への助言の要求

町長は、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、名古屋地方気象台、中部地方整備局又は知事に対し助言を求めることができる。さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断するものとする。

(3) 報告（災害対策基本法第 60 条第４項）

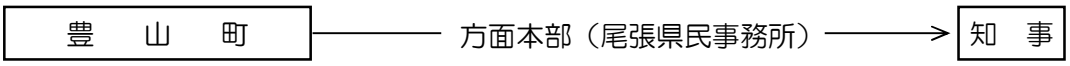

(4) 他市町村又は県に対する応援要求

町は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

第２　県警察（警察官）における措置

(1) 警察官職務執行法第４条による措置

災害で危険な事態が生じた場合、警察官は、その場に居合せた者、その事物の管理

者、その他関係者に必要な警告を発し、及び危害を受けるおそれのある者を避難させ、又は必要な措置をとる。

⑵ 災害対策基本法第 61 条による指示

町長による避難のための立退き若しくは「緊急安全確保」の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し、避難のための立退き又は「緊急安全確保」の安全確保措置を指示する。

⑶ 報告・通知等

ア　⑴の場合（報告・警察官職務執行法第４条第２項）

警　察　官 ──────→ 公安委員会

イ　⑵の場合（通知及び報告・災害対策基本法第 61 条第３項及び第４項）

警　察　官 ──→ 豊　山　町 ──→ 方面本部（尾張県民事務所）──→ 知　事

第 3　避難指示の内容

⑴ 避難の指示等

町長等避難指示をする者は、次の内容を明示して実施するものとする。

ア　避難先

イ　避難経路

ウ　避難指示の理由

エ　その他の必要な事項

⑵ 高齢者等避難

一般住民に対して避難準備（家屋被害に対する事前対策や避難場所で滞在するための衣類や食料品等の準備）を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備・高齢者等避難開始を伝達する。

また、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定避難所を開設する。

⑶ 屋内避難

周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保に関する措置を指示する。

⑷ 対象地域の設定

周囲の状況により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ない時は、屋内での待避等の安全確保に関する措置を指示する。

第 4　避難の措置と周知

避難指示をした者又は機関は、速やかに関係各機関に対して連絡するとともに、当該地域の住民に対してその内容の周知を図るものとする。

(1) 住民への周知徹底

ア　避難指示等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線を始めとした伝達手段を複合的に利用し、対象地域の住民に迅速・的確に伝達する。

イ　伝達手段としては、防災行政無線（屋外拡声器)、ケーブルテレビ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。)、広報車の巡回、警鐘、吹き流しあるいは自主防災組織・自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達による。

このほか、災害情報共有システム（Ｌアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話インターネット等の多様で身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるよう努める。

ウ　避難指示は、できる限り、その理由、対象地域、避難先、避難経路及び避難上の留意事項の伝達に努める。

(2) 関係機関の相互連絡

県、県警察、町、消防、自衛隊は、避難の措置を行ったときは、その内容につき相互に通報連絡するものとする。

第３節　住民等の避難誘導等

第１　住民等の避難誘導等

(1) 町職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努めるものとする。

(2) 誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織・自治会・町内会ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。

(3) 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の実施にあたっては、社会福祉施設を含め、民生委員・児童委員や地域住民と連携して行うものとする。

なお、町は、広域避難場所等に避難した者のうち、住居等が喪失するなど、引き続き救助を要する者に対して、資料編第４章４(4)の「指定避難所」に掲げるところにより避難所を開設し収容保護するものとする。

ア　移送の方法

避難者が自力により立退き不可能な場合において、町において車両、舟艇等によって行うものとする。

イ　携帯品の制限

避難所管理者は携帯品を必要に応じ制限をし、円滑な立退きについて適宜の指導をするものとする。

ウ　避難誘導

避難場所に誘導する場合は、万一の安全を考えその地域の実情に応じ、避難路を２

か所以上選定しておき、安全度及び道路の状況を適宜判断して安全な経路を誘導する。避難所が危険等で不適当となった場合は別の避難所に移送する。

⑷ 町は、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

第２　避難行動要支援者の支援

⑴ 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

地域住民、自主防災組織、民生委員等の避難支援者の協力を得つつ、避難行動要支援者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施するものとする。

⑵ 避難行動要支援者の避難支援

ア　避難のための情報伝達

要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対しては、防災無線や広報車、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障害者等にあってはその障害区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。

イ　避難行動要支援者の避難支援

平常時から名簿情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。

また、平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものとする。

ウ　避難行動要支援者の安否確認

避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿を有効に活用する。

エ　避難後における避難行動要支援者への対応

地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者とともに避難場所から避難所への移送を行うこと。

第３章　災害情報の収集・伝達・広報

■基本方針

○　発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努める。
○　県及び町は、災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるよう努める。
○　県、町及び防災関係機関は、重要通信の疎通を確保するとともに、効果的な通信の運用を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話･電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行う。
○　被災者等へ的確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、住民等からの問い合わせに対応する。
○　各防災関係機関は、広聴活動を通じて災害地域住民の動向と要望事項の把握に努める。

■町の応急活動

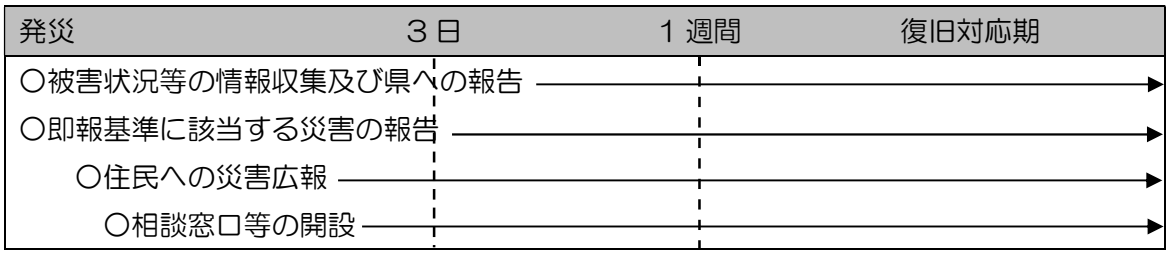

■町の措置

区分	主な措置
第１節 被害状況等の収集・伝達	第１　(1) 被害情報の収集
	第１　(2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告
	第１　(3) 行方不明者の情報収集
	第１　(4) 火災、災害即報要領に基づく報告
	第１　(5) 被災者台帳の作成
第２節 通信手段の確保	第１　通信手段の確保
第３節 広報	第２　(1) 報道機関が行う災害報道のための取材活動への協力
	第２　(2) 住民への災害広報

第１節　被害状況等の収集・伝達

第１　町の措置

⑴ 被害情報の収集

町長は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物の被害、火災の発生状況等の情報を収集する。

特に災害発生直後においては、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。なお、収集に当たっては 119 番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するとともに、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行う。

⑵ 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告は、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。報告にあたり、町長は県防災情報システムを有効に活用するものとする。

⑶ 安否不明者・行方不明者の情報収集

捜索・救助体制の検討等に活用するため、町は、住民登録の有無にかかわらず、当該区域内で安否不明者・行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、安否不明者・行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等）に連絡するものとする。

⑷ 火災、災害即報要領に基づく報告

ア　町は、火災・災害即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日消防災第 267 号。以下「即報要領」という。）に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、その第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。（第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する。）また、一定規模以上の災害（即報要領「第３直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知したときは、第一報を、直接消防庁に対しても原則として、30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行う。

なお、消防機関への119 番通報が殺到した場合については、即報要領様式に関わらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。

イ　確定報告にあっては、災害応急対策完了後 15 日以内に文書により県に報告する。

⑸ 被災者台帳の作成

被災した住民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配

慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。

第２　県（防災安全局、関係局）の措置

⑴ 町への職員派遣による情報収集

県は、町において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断される場合等、必要に応じ町に職員を派遣し、町の被災状況等の情報収集に努め、派遣された職員は、逐次、県へ連絡するものとする。

⑵ 方面本部構成機関による情報収集

方面本部構成機関は、管内区域の被災状況及び応急対策実施状況に関する情報の収集に努め、関係局及び方面本部へ連絡する。

⑶ 町への連絡

県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を町に連絡する。

⑷ 人的被害の数の一元的な集約・調整

県は、人的被害の数（死者・行方不明者の数）について一元的な集約・調整を行う。その際県は、町、警察、自衛隊を始めとする防災関係機関が把握している人的被害の数について収集し、整理・突合・精査を行う。

また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、町と密接に連携しながら適切に行うものとする。

⑸ 県災害対策本部の設置又は廃止の通知

県は、愛知県災害対策本部が設置又は廃止されたときは、直ちに関係機関に通知する。

第３　被害状況等の一般的収集、伝達系統

⑴ 被害状況等の一般的収集、伝達系統は次のとおりである。

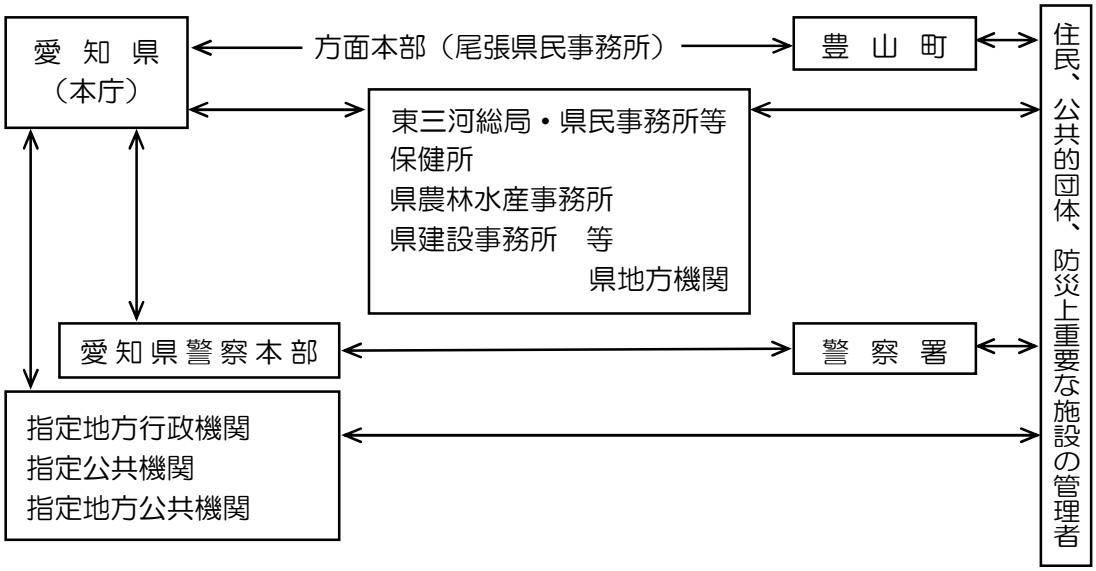

⑵ 各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報（画像情報を含む）及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等に当たる職員等の安全を最優先として情報収集に当たるものとし、特に大津波警報の発表中など、津波災害の恐れがある場合は、津波浸水想定区域内に立ち入らないこと。

⑶ 情報の収集伝達については、第 2 節「通信手段の確保」に記載した各種の方法を有効に活用するものとし、防災行政無線及び一般電話（FAX を含む。）のほか、あらかじめ災害時優先電話を登録した上での非常通話や緊急通話の取り扱い、あるいは、携帯電話を利用する。

⑷ 同時多発的に災害が発生した場合には、電話が輻輳するので直接電話、災害時優先電話により防災関係機関相互の回線を確保する。

⑸ 通信連絡用機器の設置に当たっては、非常用電源を備えるとともに、災害時に途絶しないように設置箇所等に留意する。

⑹ 災害時に住民へ確実に情報を提供するため、複数の情報伝達手段を利用することとし、地域性やそれぞれの手段の特性を考慮しながら整備を進める。

⑺ 報道機関と緊密な連携を図り、効率的な情報の伝達に努める。

第 4　重要な災害情報の収集伝達

⑴ 国に対する逐次の情報伝達

関係機関は、自己の所管する事項について、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を、逐次、電話等により県又は国（内閣総理大臣）に対して速やかに伝達を行う。

⑵ 災害の規模の把握のために必要な情報

町、県、指定公共機関の代表者又は指定行政機関の長は、非常災害であると認められるときは、災害の規模の把握のために必要な情報の収集に特に留意する。

資　料⑴ **防災関係機関及び連絡窓口（資料編第 11 章 2）**

⑶ 安否情報

県、町は、被災した住民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該住民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報の収集に努める。

ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供にあたっては、被災住民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。

第 5　報告の方法

⑴ 被害状況等の報告は、最も迅速確実な通信手段を活用するものとするが、県防災情報システムを有効に活用するとともに、県防災行政無線設置機関にあっては、原則、県防災行政無線により報告するものとする。

また、県防災行政無線未設置機関にあっては、原則、有線電話を使用するものとする。県防災行政無線が途絶した場合は、有線電話を使用するものとする。町は被災状況等の情報収集のため、必要に応じ派遣される県の災害情報員等を受け入れるものとする。受け入れた県の災害情報員等は情報を町に伝達するとともに、逐次、尾張方面本部へ報告する。

なお、火災による被害状況等の収集は、西春日井広域事務組合消防本部が行うものとする。

ア　報告責任者

災害情報及び被害報告は、災害対策業務執行上極めて重要であるので、あらかじめ報告責任者を定めておき、責任のある報告に当たるものとする（なお報告責任者は、部長級とする。）。

イ　報告の種別

㈠ 災害情報

災害が発生し、又は災害が予想される危険な状況に至った場合の現地の状況を報告するもので、その様式は様式 55 のとおりである。

㈡ 被害報告

災害情報により現地の状況を報告している期間において被害が発生した場合、知事（尾張県民事務所）に報告するもので、次の 3 種類に区分してその様式は様式 55 から様式 62 までのとおりとする。災害調査は、調査班により行うものとす

る。

ａ　発生報告（尾張県民事務所防災保安課へ防災行政用無線 FAX で）
被害発生直後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で。

ｂ　中間報告（尾張県民事務所防災保安課へ防災行政用無線 FAX で）
被害状況の変動に伴う応急対策の変更等判明した事項から、逐次報告する。
被害がほぼ確定した後は１日２回程度時間を定めて報告する。

ｃ　確定報告（尾張県民事務所防災保安課へ公文書で）
災害に対する応急措置が完了し被害状況も確定した後 15 日以内に報告するものである。

⑵ 県防災行政無線及び有線電話等が途絶した場合は、各防災関係機関が所有する専用電話の利用や警察無線等他機関の無線通信施設を利用するものとする。

⑶ すべての通信施設が不通となった場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段を尽くして報告するよう努めるものとする。

第 6　被害状況の照会・共有

⑴ 各機関は、他機関所管の被害状況を把握する必要があるときは、原則としてそれぞれを所管する関係機関に照会する。

⑵ 全県的な被害状況については、県防災情報システムを有効に活用して把握・共有するとともに、愛知県災害対策本部災害情報センター（河川、道路被害、水道施設被害については、関係課）へ照会する。

第 2 節　通信手段の確保

第 1　県（防災安全局、関係局）、町及び防災関係機関における措置

⑴ 通信連絡の方法・種類

ア　通信窓口

災害時における通信連絡は、有線電話、無線電話のうち最も迅速な方法により行うが、有線電話の場合、災害時の通信の錯綜を避けるため災害用電話（0568-28-0001）を指定し窓口の統一を図る。この電話は、災害時には平常業務の使用を制限する。

イ　町の通信連絡

災害時における県と町との通信連絡は愛知県防災行政用無線を原則とするがやむを得ない理由により使用できないときは、警察電話のほか一般加入電話を使用する。この場合『非常電話』で行うことができる。また、町内の非常電話は一般電話の不通を考え豊山町防災行政用無線を使用して行う。

資　料⑴ 通信施設・設備等（資料編第 4 章 2）

⑵ 専用通信の使用

防災関係機関は、情報連絡手段として、無線を利用した専用通信を使用することとし、県は、災害情報の収集伝達のための中核施設として設置した防災行政無線網を使用する。

なお、通常は、その設備を他人の通信のために使用してはならないこととなっているが、災害時の通信連絡を行うに当たり緊急を要する場合は、所定の手続を経て、これを他人に利用させることができる。

⑶ 防災相互通信用無線局の使用

県、町及び防災関係機関は、防災対策に関する通信を相互に行うために設置した防災相互通信用無線局を活用して、災害現場等での円滑な情報の受伝達を図る。

⑷ 衛星通信施設の使用

県、町及び防災関係機関は、地上系の防災行政無線網に障害、輻輳や混信が発生した場合には、地域衛星通信ネットワークを活用した衛星通信施設により、映像を含む情報の受伝達に努める。

⑸ 移動系無線局の使用

各防災関係機関は、地震に強い移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備するとともに、有効な運用を図り、地域の円滑な情報の受伝達を行う。

⑹ 民間無線局（ハム）の活用

災害発生時の情報の収集、被害の報告等について民間無線局の活用を図るものとする。

⑺ 非常通信

無線局は、免許状に記載された目的又は、通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならないことになっている。ただし、災害時等において有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信（以下「非常通信」という。）については当該無線局の目的以外にも使用することができる。

ア　非常通信の通信内容

⑺ 人命の救助に関するもの。

⑴ 災害の予警報（主要河川の水位を含む。）及び災害の状況に関するもの。

⑵ 緊急を要する気象に関するもの。

⑶ 秩序維持のために必要な緊急措置に関するもの。

⑷ 遭難者救護に関するもの。（日本赤十字社の本社及び支部相互間に発受するものを含む。）

⑸ 電信電話回線の復旧のため緊急を要するもの。

⑹ 道路の修理、被災者の輸送、救援物資の緊急輸送等のために必要なもの。

⑺ 中央防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部、特定災害対策本部、県・町の防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に要

する労務、施設、設備、物資、資金の調達、配分、輸送等に関するもの。

(ｹ) 電力設備の修理復旧に関するもの。

(ｺ) 知事が医療、土木、建築、工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。

イ　非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関する通報及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断の上、発信する。

ウ　非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。依頼する無線局の選定に当たっては、非常通信協議会構成員所属の無線局を選定することが望ましい。

(ｱ) 電報形式又は文書形式とすること。

(ｲ) 通報は何通でも依頼できるが、1 通の電報文はなるべく本文 200 字以内とする。

(ｳ) あて先は住所・氏名・電話番号をはっきりと書くこと。

(ｴ) 本文の末尾に発信人名を記載すること。

(ｵ) 用紙の余白に『非常』と記載し、発信人の住所・氏名・電話番号を書いておくこと。

エ　通報の配達については、無線局の免許人、着信を予想せられる者、その他関係者が配達に協力し、その配達上適宜の措置を講じなければならないから、利用者はあらかじめ通報のあて先を想定し、関係者と協議しておくことが望ましい。

オ　非常通信はなるべく無料として取扱うようになっているが、通信経路が途中、西日本電信電話株式会社の線を媒介するとき、その他通報の取扱いに関し、実費額の補償が必要となるときは、その費用の補償を考慮し、利用する無線局とあらかじめ協議しておく。

カ　放送の優先性

町長は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があると認めるときは、あらかじめ協議して定めた手続により放送事業者（受託放送事業者を除く。）に、災害に関する通知、要請、伝達、警告、予警報等の放送を依頼することができる。なお、この場合は知事を通じて行うものとする。

(8) 電話･電報施設の優先利用

各防災関係機関は、災害時の予警報の伝達、必要な通知又は警告等を迅速に行うため、電話･電報施設を優先利用し、又は他機関の専用電話を使用することができる。

ア　一般電話及び電報

(ｱ) 災害時優先電話

災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限により、通

常の電話は被災地からの発信や被災地への接続は制限されるが、あらかじめ固定電話・携帯電話事業者に登録された「災害時優先電話」はこうした制限を受けずに発信や接続を行うことができる。また、電話により非常扱いの電報を発信する場合は、市外局番なしの「115 番」にダイヤルし、次の事項をオペレーターへ告げる。

・非常扱いの電報の申し込みであること
・発信電話番号の機関名
・電報の宛先の住所と機関名などの名称
・通知文と発信人名

(ｲ) 非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、すべての電報に優先して取り扱われる。

(ｳ) 緊急扱いの電報

非常扱いの電報で発信できるものを除き、公共の利益のため通報することを要する別に掲げる事項を内容とする電報については、緊急扱いの電報とし、非常扱いの電報の次順位として取り扱われる。また、電話により緊急扱いの電報を発信する場合は、市外局番なしの「115 番」にダイヤルし、次の事項をオペレーターに告げる。

・緊急扱いの電報の申し込みであること
・発信電話番号の機関名
・電報の宛先の住所と機関名などの名称
・通知文と発信人名

イ　専用電話

災害時の通信連絡を行うに当たり緊急を要するときは、各機関の所有する専用電話を利用して行う。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、水防電話、航空保安電話、気象電話、電気事業電話があり、その利用方法としては、一般電話に準じて行う。

(9) 放送の依頼

知事及び町長は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続により放送事業者（受託放送事業者を除く。）に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼（町長は、知事を通して依頼する。）することができる。

なお、放送事業者との連絡にあっては、放送局ホットラインにより、円滑な放送の依頼を確保する。

(10) 県防災情報システムの使用

各防災関係機関は、被害状況等の報告及び把握、応援等の要請などを迅速かつ的確に行うため、県防災情報システムの効果的な使用を行う。

第３節　広　報

第１　防災関係機関の措置

(1) 各防災関係機関が広報活動を行うに当たっては、関係機関との連絡をできる限り密にして行うものとする。

(2) 各防災関係機関は、できる限り相談窓口等を開設し、災害住民からの相談、要望、苦情等を聴取の上、必要な応急対策の推進に当たるものとする。

第２　各機関の措置

(1) 各機関は、報道機関から災害報道のための取材活動を実施するに当たり情報の提供等について依頼を受けた場合、積極的に協力する。

(2) 各機関は、次の広報手段を有効に組み合わせて、住民への災害広報を実施する。

ア　報道機関（テレビ・ラジオ放送局、通信社、新聞社）への情報提供
イ　防災行政無線
ウ　ケーブルテレビの放送
エ　Web サイト掲載及びツイッターなどのソーシャルメディアによる情報提供
オ　携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）による情報提供
カ　広報紙等の配布
キ　広報車の巡回
ク　掲示板への貼紙
ケ　その他広報手段

第３　広報内容

(1) 地域災害広報

町は、次の事項について広報を実施する。

ア　災害発生状況
イ　災害応急対策の状況
ウ　交通状況
エ　給食・給水実施状況
オ　衣料・生活必需品等供給状況
カ　地域住民のとるべき措置
キ　避難の指示
ク　その他必要事項

第４　広報活動の実施方法

⑴ 報道機関への発表

ア　各防災関係機関は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を速やかに提供し、広報活動を要望する。

特に避難情報等については、災害情報共有システム（L アラート）を活用して迅速かつ的確に情報発信を行う。

イ　外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応として、可能な限り多言語による情報提供等も合わせて行う。

⑵ 広報車

各防災関係機関は、他の防災関係機関、報道機関等の車両による広報について協力を要請する。

⑶ 多様な情報伝達手段の活用

各防災関係機関は、臨時広報紙等の配布、掲示板や Web サイト、ソーシャルメディアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。特に、停電や通信障害発生時は、被災者が情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供を行う。

⑷ 災害報道

報道機関は、次の有効適切な災害関係記事又は番組を編成して報道する。

ア　災害関係記事又は番組

イ　災害関係の情報

ウ　災害対策のための解説、キャンペーン、記事又は番組

エ　関係機関の告知事項

第４章　応援協力・派遣要請

■基本方針

○　各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、災害時に当たっては相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施するものとする。

○　被災地の速やかな自立や復興を進めるために、事前に登録されたボランティアグループなどの受入れはもとより、災害時に全国各地から集まるボランティアについての窓口を設置して適切な受入れを行うことにより、ボランティア活動が円滑に行われるよう努めるものとする。

■町の応急活動

発災	３日	１週間	復旧対応期
○知事・他市町村に対する応援要求 ○県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請 ○緊急消防援助隊の要請 ○災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣要請 ○災害ボランティアセンターの設置			

■町の措置

区分	主な措置
第１節 応援協力	第２　(1) 知事に対する応援要求当
	第２　(2) 他の市町村に対する応援要求
	第３　(1) 防災関係機関相互における応援要求又は応急措置の要請
	第３　(2) 災害対策上必要な資料又は調査の成果の相互交換
第２節 応援部隊等による 広域応援等	第１　(1) 緊急消防援助隊等の応援要請
第３節 自衛隊の災害派遣	第３　災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣要請依頼
第４節 ボランティアの受入	第１　(1)災害ボランティアセンターの設置 第４　ボランティア団体等との連携
第５節 防災活動拠点の確保	第１　防災活動拠点の確保
第６節 南海トラフ地震の発生時における広域受援	第１　(1) 緊急輸送ルートの確保
	第１　(2) 救助・救急、消火活動
	第１　(3) 燃料供給

第１節　応援協力

第１　県（防災安全局）における措置

⑴ 町に対する応援

ア　知事は、町から災害応急対策を実施するために応援を求められた場合は、県の災害応急対策の実施との調整を図りながら、必要と認められる事項について最大限協力する。

イ　知事は、町の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、町長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長に対して、町の災害応急対策の実施状況を勘案しながら、市町村相互間の応援について必要な指示又は調整を行う。さらに、県と一体となった応援が効果的であると認められるときは、県市長会及び県町村会の協力を得て、県及び他の市町村が連携した応援の実施について調整を行う。

ウ　知事は、被害状況の現地調査や災害応急対策活動を支援するため、県職員を派遣する。県職員は、被災市町村に赴いた際には、災害対応の進歩状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行られるよう努めるものとする。

⑵ 町の応急措置の代行（災害対策基本法第 73 条）

県は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、被災により町がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため町に与えられた次の権限のうち、実施すべき応急措置の全部又は一部を、町に代わって行う。

ア　警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限

イ　他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限

ウ　現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限

エ　現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限

第２　町における措置

⑴ 知事に対する応援要求等（災害対策基本法第 68 条）

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

⑵ 他の市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第 67 条）

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町の災害応急対

策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対して応援を求めることができる。

なお、町長は、あらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し、その協定に基づき応援を求めるものとする。

また、協定に基づく応援で不足する場合には、協定外の市町村に対して応援を要求する。この場合、応援を求められた町長は、県が行う市町村間の調整に留意するとともに必要な応援をするものとする。

⑶ 「被災市町村広域応援の実施に関する協定」に基づく応援

町長は、当協定に基づき行われる応援について、県、県市長会、県町村会及び他の市町村と調整・連携した上で実施するものとする。

第３　防災関係機関における措置

⑴ 防災関係機関相互においては、あらかじめ定められた手続等に基づき、応援要求又は応急措置の要請を行う。

⑵ 防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査の成果を相互に交換する。

第４　災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、愛知県内が関係地域の全部又は一部となった場合、県、町をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、県の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

第５　経費の負担

国から県又は町に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他県、他市町村から県又は町に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による。（災害対策基本法施行令第１８条）

第２節　応援部隊等による広域応援等

第１　町の措置

⑴ 緊急消防援助隊等の応援要請

ア　町長は、大規模な災害等が発生した場合は、愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行うものとする。

イ　応援活動部隊の野営施設又は宿泊施設及び車両等の保管場所等の活動拠点を確保する。

ウ　消防本部庁舎において緊急消防援助隊指揮支援本部の設置・運営に協力する。

第２　応援要員の受入体制

防災関係機関が災害応急対策を実施するにあたり、各機関が県外から必要な応援要員を導入した場合、知事及び派遣先の町長は、これらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて、可能な限り準備するものとする。

第３節　自衛隊の災害派遣

第１　自衛隊における措置

⑴ 大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。

⑵ 陸上自衛隊第 10 師団長等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害派遣要請者から人命財産の保護のための災害派遣の要請を受けた場合には、その内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等派遣の必要の有無を判断し、適切な措置をとる。

⑶ 災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、部隊等の長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣することができる。この際、要請を待たないで部隊等を派遣した後に、知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

⑷ 災害派遣の活動範囲

項　目	内　容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、救援活動に優先して、捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。

応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和 33 年総理府令第 1 号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
入浴支援	被災者に対し、入浴支援を実施する。

第 2　町又は関係機関における措置

(1) 町長又は関係機関の長は、自ら保有する手段では対応が困難と判断し自衛隊の災害派遣を必要と認めるときには、速やかに災害派遣要請者に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する（様式編　様式 65）。

この場合において、町長は、その旨及び地域に係る災害の状況を関係自衛隊に対して必要に応じ通知する。

(2) 事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話により連絡し、事後速やかに文書を提出する。

(3) 町長は、災害対策基本法第 68 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定により災害の状況等を自衛隊に通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。

(4) 町長又は関係機関の長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、速やかに災害派遣要請者に対して撤収要請を依頼する（様式編　様式 66）。

第 3　災害派遣要請等手続系統

(1) 災害派遣要請等手続系統

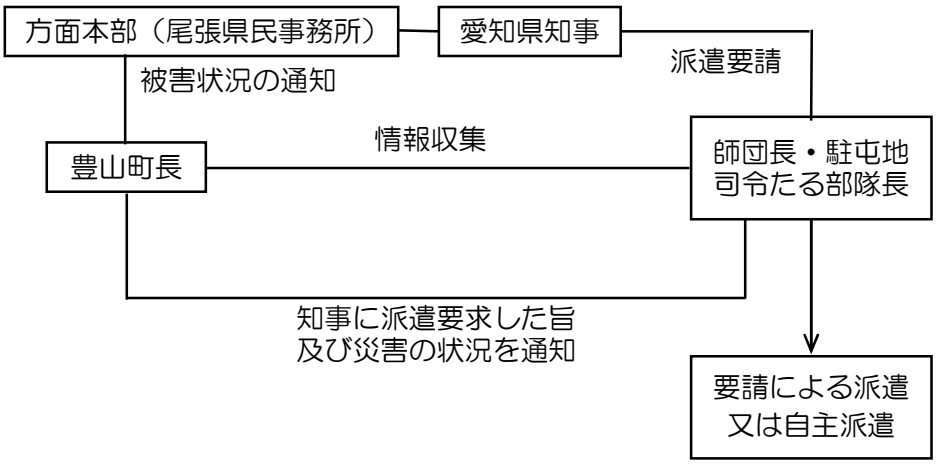

（注）町は、時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事（防災安全局）に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、方面本部（尾張県民事務所）へも連絡すること。

⑵ 災害派遣要請機関

ア　愛知県　　「資料編　第１１章参考資料　２　防災関係機関及び連絡窓口 ⑹ 愛知県」を参照

イ　自衛隊

機関連絡窓口	災害派遣命令者	所在地	電話番号
陸上自衛隊第１０師団 第３部防衛班	陸上自衛隊 第 10 師団長	〒463-0067 名古屋市守山区 守山 3-12-1	（052） 791-2191
陸上自衛隊 連隊本部第３科	陸上自衛隊 第 35 普通科連隊長	〒463-0067 名古屋市守山区 守山 3-12-1	（052） 791-2191
航空自衛隊 第１輸送航空隊	航空自衛隊 小牧基地司令	〒485-8652 小牧市春日寺 1-1	（0568） 76-2191

第４　災害派遣部隊の受入れ

⑴ 災害派遣要請者は、自衛隊の災害派遣が決定（自衛隊の自主派遣を含む。）したときは、関係市町村長又は関係機関の長に受入体勢を整備させ、必要に応じて職員を派遣し、派遣された部隊長及び派遣を受けた市町村又は関係機関相互の連絡に当たるとともに、自らも自衛隊と緊密に連絡をとる。

⑵ 町長又は関係機関の長は、次の点に留意して、派遣部隊の活動が充分に達成されるように努めなければならない。

ア　職員の中から派遣部隊との連絡責任者を指名する。

イ　応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。

ウ　部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することがないよう最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。

エ　自衛隊の宿泊施設又は野営施設及び車両等の保管場所を確保する。

オ　ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、次の事項を準備する。

㈠ 事前の準備

ａ　ヘリポート用地として、下記の基準を満たす地積を確保する。その際、土地所有者又は管理者との調整を確実に実施しておく。

ｂ　ヘリポートの位置確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺１万分の１程度のもの）を提供する。

ｃ　夜間等の災害派遣に備えて、ヘリコプターの誘導のための照明器具を配備す

るとともに、緯度・経度によりヘリポート位置を明らかにする。

d　自衛隊があらかじめ行う各ヘリポートへの離着陸訓練の実施に対して協力する。

(ｲ) 受入時の準備

a　着陸点には、H 記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。

b　ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。

c　砂塵の舞い上がるときは散水、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。

d　ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸等について広報を実施する。

e　物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。

f　離着陸時のヘリポートには、関係者以外立ち入らせない。

資　料(1) 緊急時ヘリコプター離着陸可能場所の選定基準（資料編第 6 章 5）

(2) 緊急時ヘリコプター離着陸可能場所（資料編第 6 章 6）

第 5　災害派遣に伴う経費の負担区分

(1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町が負担するものとし、下記を基準とする。

ア　派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

イ　派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む）及び入浴料

ウ　派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借上げ、その運搬、修理費

(2) 負担区分について疑義が生じた場合あるいはその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議して決めるものとする。

第 4 節　ボランティアの受入

第 1　町における措置

(1) 町は社会福祉協議会に対し、災害ボランティアセンターを速やかに設置し、コーディネーターの派遣を協力団体に要請する。併せて、机、椅子及び電話等必要な資機材を確保する。

(2) 災害ボランティアセンターに配置された職員は、ボランティアの受入れに関してコーディネーターの自主性を尊重し、町災害対策本部との間の必要な情報提供や資機材の提供等を行うなどの支援を行うものとする。

第２　コーディネーターの役割

⑴ 町の災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れ（受付、需給調整など）やボランティアへの支援要請の内容把握等を行う。

⑵ コーディネーターは、行政機関、協力団体、ＮＰＯ・ボランティア関係団体等と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、適当な時期以降、被災地の自立をより一層進めるために、ボランティア活動から地元の自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるように努めるものとする。

第３　ＮＰＯ・ボランティア関係団体等との連携

県及び町は、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしているＮＰＯ・ボランティア関係団体等と、情報を共有する場において、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

第４　協力が予想されるＮＰＯ・ボランティア関係団体等

⑴ 県と「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結している団体

日本赤十字社愛知県支部、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会、一般社団法人日本ボーイスカウト愛知連盟、一般社団法人ガールスカウト愛知県連盟、愛知県青年団協議会、公益財団法人愛知県国際交流協会、認定特定非営利活動法人レスキューストックヤード、公益財団法人名古屋 YMCA、公益財団法人名古屋 YWCA、一般社団法人日本アマチュア無線連盟愛知県支部、トヨタボランティアセンター、認定特定非営利活動法人愛知ネット、社会福祉法人愛知県共同募金会、公益社団法人日本青年会議所東海地区愛知ブロック協議会、日本労働組合総連合会愛知県連合会

⑵ その他のボランティア団体等

愛知県防災ボランティアグループ、赤十字奉仕団、青年団、婦人会、高等学校、大学、高等技術専門校、各種団体、県外からのボランティア

ボランティアの受入れの流れ

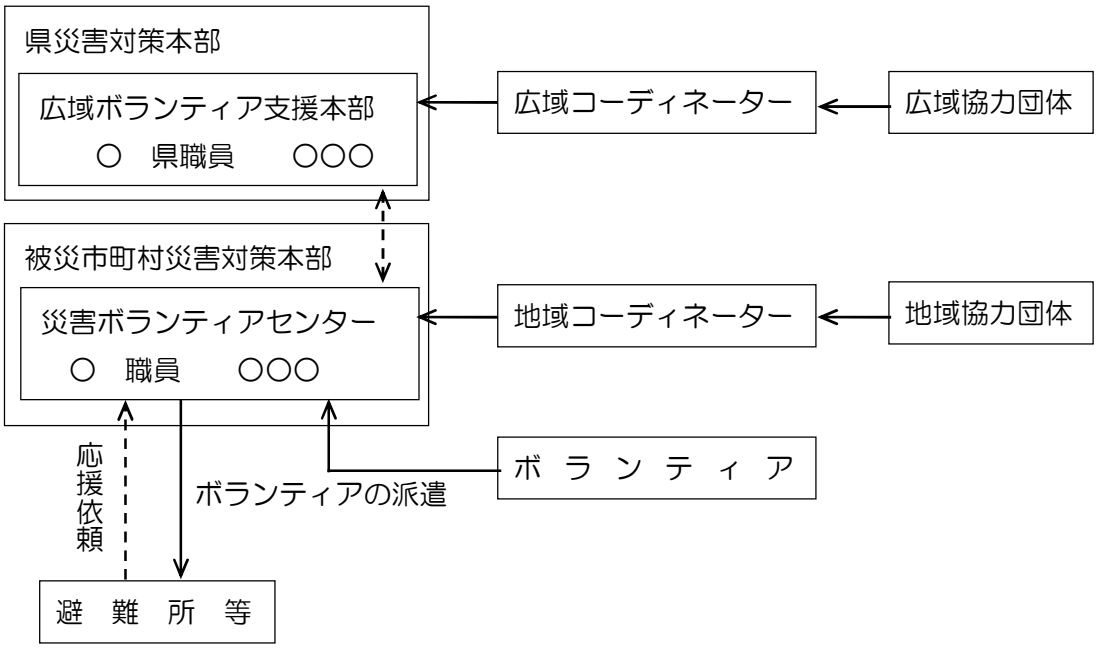

資　料(1) 日赤奉仕団（資料編第７章1）
　　(2) 愛知県防災ボランティアグループ（資料編第７章2）
　　(3) 奉仕団等受入れ記録簿（様式編様式第52）

第５節　防災活動拠点の確保等

第１　県（防災安全局）及び町における措置

(1) 県及び町は、大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点について、関係機関との調整の上、確保を図るものとする。

(2) 当該拠点は、町又は県が応援活動を行う場合の活動拠点としての活用も図るものとする。

第２　防災活動拠点の確保等

町は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、必要な場合は豊山グランド及び神明公園を確保するものとする。

なお、南海トラフ地震、東海地震、東南海・南海地震の発生時の国の応急対策活動に係る拠点については、次表のとおりとなっている。

物資の輸送拠点について、県及び町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手段を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

南海トラフ地震における広域受援計画に定める防災拠点の種類と機能

分　類	機　　能	主な設置主体
救助活動拠点	各部隊が被災地において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う拠点として、都道府県及び市町村があらかじめ想定し、発災後には速やかに確保すべきもの	県・市町村
航空機用救助活動拠点	救助活動拠点のうち、以下に該当する拠点 ①災害応急対策に活用する航空機が駐機、給油できる拠点 ②甚大な津波被害が想定される地域において、大規模な空からの救助活動のために活用が想定されることが予想される拠点	県・市町村
地域内輸送拠点	広域物資輸送拠点において都道府県が受け入れた国による調達物資を、各市町村に配分する際の受入の拠点であり、市町村が設置するもの	市町村

第６節　南海トラフ地震の発生時における広域受援

第１　県（防災安全局、保健医療局、建設局、都市・交通局）、町、防災関係機関における措置

南海トラフ地震の発生時においては、国が、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づき、あらかじめ定められた拠点等に対し、応援部隊等を派遣するとともに、物資の輸送等を行うこととなっている。

県、町、防災関係機関は、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に基づき、国が実施する災害応急対策活動に対し、次の広域的な受援活動を実施するものとする。

(1) 緊急輸送ルートの確保

被害が甚大な地域へ人員・物資・燃料等の輸送活動が迅速かつ円滑に行われるための緊急輸送ルートの確保のための活動

(2) 救助・救急、消火活動

あらかじめ定めた救助活動拠点を開設し、広域応援部隊を迅速かつ円滑に受け入れるための活動

(3) 燃料・電気・ガスの供給

災害応急活動に必要な燃料や、重要施設の業務継続のための燃料・電気・ガスを確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する活動

第５章　救出・救助対策

■基本方針

○　町長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事の事務の一部を行うこととされた町長）、県警察・消防は、災害により生命及び身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に搬送する。
○　救出にあたっては、要配慮者を優先する。
○　発災直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うために、防災ヘリコプターを活用する。

■町の応急活動

発災	３日	１週間	復旧対応期
○救出活動 ○他市町村又は県への応援要求 ○広域的な消防隊の応援要請 ○防災ヘリコプターの応援要請			

■町の措置

区分	主な措置
第１節 救出・救助活動	第１　(1) 救出活動
	第１　(2) 他市町村又は県への応援要求
	第１　(3) 広域的な消防部隊の応援要請
	第１　(4) 派遣された緊急消防援助隊の措置
第２節 航空機の活用	第１　(2) 防災ヘリコプターの応援要請

第１節　救出・救助活動

第１　町における措置

(1) 町は、県警察・消防と緊密な連携のもとに救出を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。
(2) 町は、自ら救出の実施が困難な場合、他市町村又は県へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。
(3) 広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、町（西春日井広域事務組合消防本部）は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより消防相互応援を行う。
(4) 緊急消防援助隊の派遣を受けた被災地の町長（又は委任を受けた消防長）はこれを指

揮し、迅速に重点的な部隊の配置を行う。

⑸ 災害発生事業所等は、自衛消防隊その他の要員により救出活動を実施し、消防機関等救出機関の到着後は、その指揮を受けて救出活動を実施する。

⑹ 応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

第２　県警察における措置

県警察は、町と緊密な連携のもとに救出救助を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。

第３　県（防災安全局）における措置

県は、町の実施する救出につき、特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。

第４　関係機関における措置

応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

第５　災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、「第１　町における措置」は県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務は町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法県施行細則による。

第２節　航空機の活用

第１　愛知県防災ヘリコプターの活用

⑴ 県（防災安全局）及び名古屋市（消防航空隊）における措置

愛知県防災ヘリコプターの活動内容及び出動要件等は、次のとおりとする。

ア　活動内容

ヘリコプターの特性を十分に活用でき、その必要性が認められる次のような内容の活動を行うものとする。

㈠ 被害状況調査等の情報収集活動

㈡ 食糧、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資並びに人員等の輸送

㈢ 災害情報、警報等の広報・啓発活動

㈣ 火災防御活動

㈤ 救急救助活動

㈥ 臓器等搬送活動

㈦ その他防災ヘリコプターによる災害応急対策が有効と認められる活動

イ　災害発生等による出動

県域内において災害等が発生し、又はそのおそれがあるときは、防災ヘリコプターを出動させる。

ウ　町の要請による出動

町長（西春日井広域事務組合消防本部）から防災ヘリコプターの出動要請があったときに、次の要件のいずれかに該当するときは、防災ヘリコプターの出動による応援を行う。

(ｱ) 災害が隣接する市町村等に拡大し、又はそのおそれがあるとき。

(ｲ) 要請のあった市町村等の消防力によっては、防御が著しく困難な場合

(ｳ) その他救急救助活動等において、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

エ　事務委託

ア～ウの措置は、地方自治法第252 条の14（事務の委託）により、名古屋市の規程等に基づき、名古屋市消防航空隊が実施する。

(2) 町における措置

町長は、防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ名古屋市消防航空隊に電話等により次の事項について速報を行ってから緊急出動要請書を提出する。

ア　災害の種別

イ　災害の発生場所

ウ　災害発生現場の気象状況

エ　飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制

オ　災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段

カ　応援に要する資機材の品目及び数

キ　その他必要な事項

(3) 緊急時応援要請連絡先

防災安全局防災部消防保安課防災航空グループ　電 話　0568-29-3121
FAX　0568-29-3123

(4) この節に定めるもののほか、防災ヘリコプターの出動に関して必要な事項は、「愛知県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「愛知県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによる。

第 6 章　消防活動・危険性物質対策

■基本方針

○　大地震発生時には、火災の多発により極めて大きな人命危険が予想されるので、消防団員はもとより町民、事業者あげて出火防止と初期消火を行う。

○　消防機関は、関係消防機関と連携を保ちつつその全機能をあげて避難の安全確保を始め、重要な地域、対象物の防御と救助・救急及び地震による水災の防御等に当たり、激甚な大規模災害等から町民の生命、身体及び財産を保護する。

○　地震により危険物施設等が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止するための適切かつ迅速な緊急措置を実施し、周辺住民等に被害を及ぼさないように努めるとともに、それらの情報等を提供し、周辺住民等を早急に避難させる。

■町の応急活動

発災	３日	１週間	復旧対応期
○火災全体状況の把握・対応 ○大震火災防御計画の樹立 ○広域的な消防部隊の応援要請 ○被害状況の把握及び県への連絡 ○応援の必要性等の県への連絡 ○周辺住民等への情報提供			

■町の措置

区分	主な措置
第１節 消防活動	第１　(3) 火災の全体状況の把握・対応
	第１　(4) 大震火災防御計画の樹立
	第１　(6) 広域的な消防部隊の応援要請
第２節 危険物施設対策計画	第２　(1) 被害状況の把握及び県への連絡
	第２　(2) 応援の必要性等の県への連絡
第３節 高圧ガス大量貯蔵所対策計画	第２　(1) 被害状況の把握及び県への連絡
	第２　(2) 応援の必要性等の県への連絡
第４節 毒物劇物取扱い施設対策計画	第２　(1) 被害状況の把握及び県への連絡
	第２　(2) 応援の必要性等の県への連絡
	第２　(3) 事故処理剤確保の県への要請
	第２　(4) 周辺住民等への情報提供

第１節　消防活動

第１　町（西春日井広域事務組合消防本部）の措置

⑴ 総合災害に対処可能な装備等の組みかえ

平常時の災害は単発的であり、内容についても単純であるが、震災は救出、救護、消火などの必要性が一時に噴出するので、1 車両当たりの積載器具、人員配置について、予想し得るあらゆる要請に対処できるよう配慮する。

⑵ 水利の活用と制約

防火水槽、自然水利に比較して、消火栓は使用が著しく困難になることが予想されるので、消火栓を除外した火災防御対策が必要である。

活用上制約のある水利として、軟弱な地盤にある水利、木造建築物の至近にある水利、進入路が狭く進入不可能となる水利が予想される。

今後は耐震性防火水槽の設置、河川等の水量、使用可能限界の実態の把握や工業用水等の利用計画を推進するものとする。

⑶ 町は、速やかに町内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行うものとする。特に、大規模な震災の場合は、最重要防御地域等の優先順位を定め迅速に対応するものとする。

⑷ 町は、災害事象に対応した防御活動を展開し、町民の生命、身体及び財産を保護するとともに、発災害時の被害を軽減するため、大震火災防御計画を樹立しておくものとする。

ア　大震火災防御計画の目標

地震による災害は、地震そのものの強さやその他の条件によって大小さまざまであるので、被害発生の規模により物的被害の軽減から人命の安全確保まで、段階的に防御対象と範囲を定め、最も効率的な被害軽減を目標として計画する。なお、激甚な大規模災害が発生した場合、消火栓の使用不能、道路寸断等により、早期に消防力が投入できないことも考えられるため、そうしたことを踏まえた防御計画とする。

(ｱ) 火災が比較的少ない場合は、すべての火災に出動し、全火災を鎮圧する。

(ｲ) 火災が多い場合は、重要地域及び重要対象物を優先的に防護する。

(ｳ) 火災が著しく多発し、最悪の条件下においても避難路等の確保により、人命の安全だけは確保する。

イ　大震火災防御計画の推進

(ｱ) 防御方針

ａ　火災発生が少ないと判断したときは、積極的な防御を行い一挙鎮滅を図る。

ｂ　火災件数が消防力を上回るような場合は、重要かつ消防効果の大きい火災を優先的に防御する。

ｃ　火災が随所に発生し、消防隊個々の防御では効果を収め得ない場合は、部隊

を集中して人命の確保と最重要地域の確保のための防御に当たる。

d　火災が著しく多発、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして避難者の安全確保のための防御に当たる。

e　大量の人命救助事象が発生した場合は、火災状況により優先的にこれを実施する。

f　大量の消防部隊を必要とし、他への延焼危険が少ない火災は、他の延焼火災を鎮圧した後に部隊を集中して防御に当たる。

g　大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火した場合、あるいは既に延焼してしまった場合は、初期においては市街地への延焼危険のある部分のみを防御し、後に上記の要領により防御する。

h　火災・水災等の災害が同時に発生した場合は、原則として、火災防御を優先とする。

(ｲ) 重要対象物の指定

消防署長は、避難所、救援物資の集積場所、救護施設、応急復旧に直接必要な災害対策の中枢機関、町民生活に直接影響を及ばす公共機関及び報道機関等の施設を、地震時における重要対象物として指定する。

(ｳ) 延焼阻止線

延焼阻止線は、火災発生地域の延焼火災及び消火不能地域からの延焼拡大した火災を延焼阻止効果のある所で集中的に防御し、阻止しようとするもので地形地物、空地、水利の状況と動員部隊とを勘案して予定する。（25ｍ 以上の道路）

(ｴ) 避難地・避難路

避難地は町決定の「避難場所」とするが、他の機関が定める一時避難地についても熟知しておくものとする。また、避難場所に通ずる幹線道路を一応の避難路とするが、防御の重点は河川に面した所は橋梁付近、その他の地点については避難上特に障害が予想され、混乱を生ずると思われる地点とする。

(ｵ) 消防活動計画図の作成

消防活動計画図は、部隊運用の基本をなすもので、危険区域、木造住宅の密集状況、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難地、避難路などを調査し、署、本庁とそれぞれの立場において検討調整を行い、作成するものとする。

(ｶ) 部隊運用要領

a　消防の組織

(a) 消防部等の設置

大地震の発生により火災等の災害発生が予測された場合は、平常の事務を一時停止して、消防本部に消防部又は消防班を、消防署に消防隊を設置し、災害の活動に専念する。

(b) 消防団本部の設置

消防団長は、消防隊設置とともに消防団本部を設け、所属団員を指揮して所轄区域内の消防団活動に当たる。

b　消防隊の部隊運用要領

(a) 重要な地域の火災を重点とした部隊運用を図る。

(b) 避難命令が出された場合は、人命の安全確保を最大の目的とした避難路確保に全力を尽くして、防御に当たる部隊運用を図る。

(ｷ) 計画の検討・調整

集中防御地点・避難予定路等の決定に当たっては、隣接署（本部）に重大な影響を及ぼすので、木造住宅の密集状況や航空写真などにより検討し、隣接署（本部）との調整を図る。

(5) 木造建築物の密集する本町において、地震に起因する火災の発生に対処する方策は、従来の注水防御法では不十分である。

適応する防御線の設定や消防隊の効率的な運用がその核となる。

ア　主要道路、河川、空地等を防御線とする防御区画の設定

イ　大型破壊用機器の事前調達と破壊消防の実施

ウ　延焼危険の極めて高い地域への消防力の集中的投入

(6) 広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、町は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより消防相互応援を行い、県は、消防庁長官に対して緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行うなど、全国的な消防応援体制の充実を図る。

第２　消防団における措置

(1) 消防団は地域に密着した防災機関として、次により出火防止を始めとする住民指導及び現有装備を活用して、延焼火災その他災害の防御に当たるものとする。

ア　出火防止

発災と同時に居住地付近の住民に対し、出火防止を広報するとともに、出火した場合は住民を督励して初期消火の徹底を図る。

イ　消火活動

消防隊出場が不能若しくは困難な地域における消火活動又は主要避難路確保のための消火活動を単独若しくは消防隊と協力して行う。

ウ　消防隊の応援

消防隊の予備車の応援要員として消火活動に従事するとともに、道路障害の排除及び消防隊の誘導に当たる。

エ　救助救急

要救助者の救助・救出と負傷者に対する止血その他の応急処置を行い、安全な場

所へ搬送を行う。

オ　避難方向の指示

避難の指示等がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら火勢の状況等正しい情報に基づき、住民に安全な方向を指示する。

⑵ 激甚な大規模災害が発生した場合、指揮命令系統の途絶も考えられることから、分団又は班単位で消火・救急救助活動が行えるよう資機材等の整備を検討する。

第２節　危険物施設対策計画

第１　事業所の所有者、管理者又は占有者における措置

⑴ 情報収集及び防災要員の確保

事業所の所有者、管理者又は占有者は、地震発生後直ちに地震に関する情報を収集し、関係者に伝達するとともに、防災要員を確保する。

⑵ 応急措置及び通報

事業所の所有者、管理者又は占有者は、危険物施設の実態に応じ、危険物の流出、出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検を行い、被害状況を把握する。

また、危険物施設が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止するための応急措置を講ずるとともに、直ちに警察、消防機関等へ通報する。

⑶ 情報の提供及び広報

事業所の所有者、管理者又は占有者は、地震による災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが生じた場合は、周辺住民に対し、災害の状況や避難の必要性等に関する正確な情報を速やかに提供するとともに、いたずらに住民の不安を増大させないための災害広報活動を積極的に行う。

資　料⑴ 危険物大量保有事業所（資料編第３章２）

第２　町における措置

⑴ 町は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

⑵ 町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

第３節　高圧ガス大量貯蔵所対策計画

第１　事業所の所有者、管理者又は占有者における措置

⑴ 第２節「危険物施設対策計画」に係る措置のほか、次の⑵以降の措置を実施するものとする。

⑵ 高圧ガス製造施設が被害を受け、ガス漏えい等異常事態が発生した場合には、高圧ガスによる災害の拡大を防止するための適切かつ迅速な緊急措置を実施し、火災、爆発などの二次災害の防止を図ることにより、周辺住民に被害を及ぼさないように努める。

⑶ 地震防災体制の確立

ア　防災組織の確立

地震発生後、地震防災本部を設置し、緊急時の指揮命令系統を確保し、地震の規模に応じて、緊急運転、保安防災、避難救護、広報などの地震防災組織を確立する。

イ　情報の収集伝達

地震防災本部は、地震発生後、事業所内の被害状況、設備の運転状況を把握するとともに、災害報道などにより、地震の規模、地震地域の全般的被害状況、道路被害状況など必要な情報を収集し、事業所内各部署に伝達する。

また、高圧ガス製造施設の被害状況、災害の発生状況について、消防機関等関係機関に通報する。

⑷ 高圧ガス製造設備（貯蔵設備を含む。以下同じ。）の運転停止

大規模な地震が発生した場合又は高圧ガス製造設備の安全な運転に影響を及ぼすと判断される場合は、高圧ガス製造設備の運転を緊急停止する。

⑸ 高圧ガス製造設備の運転再開のための点検

高圧ガス製造設備の運転を停止した場合には、高圧ガス保安法に定める「定期自主検査」に準ずる詳細点検を実施した後、運転を再開する。

⑹ 高圧ガス製造施設の被害状況点検及び応急対策

ア　防災担当及び運転担当は、地震発生後直ちに人身被害、火災、爆発、高圧ガスの大量漏えい等の災害の有無について迅速に一次点検を行い、災害が発生している場合は、災害の拡大防止と安全確保のための防災活動を実施する。

イ　一次点検の結果災害が発生していない場合においても、二次点検としてガスの漏えい点検、運転管理点検、保安設備点検等を実施する。

⑺ 広報

地震により災害が発生し、周辺住民その他第三者に被害を及ぼすおそれがある場合又は不安を与えるおそれがある場合には、災害の状況や避難の必要性等について、迅速かつ正確な情報提供を実施する。

第 2　町における措置

⑴ 町は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

⑵ 町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

第 3　県（防災安全局）における措置

⑴ 県は、町等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。

⑵ 県は、関係省庁から応急対策の実施に当たり必要な情報等を受けた場合、関係市町村、関係機関等へ連絡する。また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を町に連絡する。

第 4 節　毒物劇物取扱施設対策計画

第 1　事業所の所有者、管理者又は占有者における措置

⑴ 第２節「危険物施設対策計画」に係る措置のほか、次の⑵の措置を実施するものとする。

⑵ 毒物劇物貯蔵設備が被害を受け、毒物劇物の流出事故が発生した場合には、それによる被害の拡大を防止するために、第一に当該施設の従業員及び周辺の住民に対し、それらの情報等を提供し、早急に避難させることが重要である。

第 2　町における措置

⑴ 町は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

⑵ 町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

⑶ 災害の状況等により事故処理剤が不足する場合、事故処理剤の確保について県に要請する。

⑷ 地震により災害が発生し、周辺住民等に被害を及ぼしたり不安を与えるおそれがある場合は、災害の状況や避難の必要性等について、速やかに正確な情報を提供する。

第 3　県（保健医療局）における措置

⑴ 県は、町等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。

⑵ 県は、関係省庁から応急対策の実施に当たり必要な情報等を受けた場合、関係市町村、関係機関等へ連絡する。また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を町に連絡する。

⑶ 町から事故処理剤の確保について要請を受けたときは、隣県及び国へ協力要請を行うなど積極的に支援する。

第７章　医療救護・防疫・保健衛生対策

■基本方針

○　医療救護については、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン、医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、国立病院機構の病院、県立病院、市町村等広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。

○　保健医療調整本部及び保健医療調整会議において、医療救護及び保健衛生活動等の保健衛生活動を全体としてマネジメントする総合調整を行うものとする。

○　災害発生時における防疫措置は、生活環境の悪化、罹災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に行われるものであるため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に従い迅速に実施し、感染症流行の未然防止に万全を期するものとする。

■町の応急活動

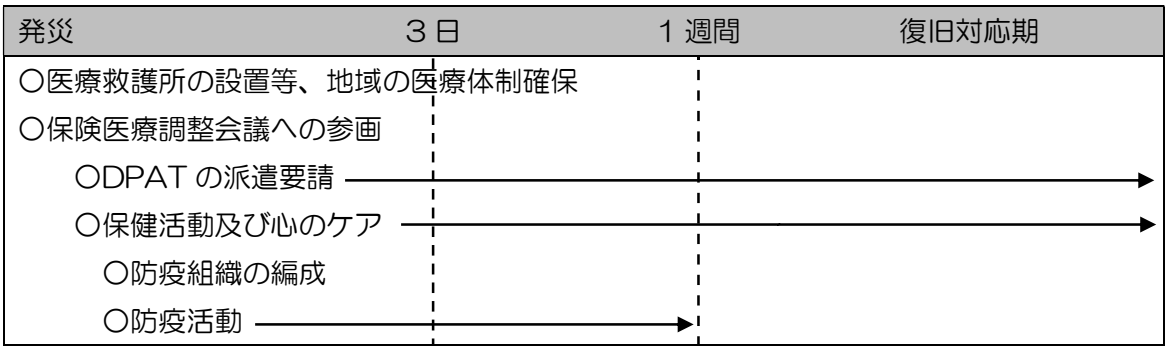

■町の措置

区分	主な措置
第１節 医療救護	第２　(1) 医療救護所の設置等、地域の医療体制確保
	第２　(2) 保健医療調整会議への参画
	第２　(3) 応急手当、技術の指導
	第２　(4) 医薬品等の確保
第２節 防疫・保健衛生	防疫・保健衛生活動の実施

第１節　医療救護

第１　県（保健医療局）における措置

(1) 町、医療機関との情報共有

県は、保健医療調整会議において、２次医療圏等の区域内の医療情報の収集に努め、これらの情報を町、関係機関と共有するとともに、医療の確保に努める。

⑵ 他市町村への応援指示

県は、町の実施する医療、助産につき、特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。なお、応援の要求等を受けた機関は、これに積極的に協力する。

⑶ 地域医療搬送実施のためのＳＣＵの設置

県は、保健医療調整会議の要請等により、地域医療搬送（被災地内外を問わず、都道府県、市町村及び病院が、各防災関係機関の協力を得て、 ヘリコプター、救急車等により患者を搬送する医療搬送（県境を越えるものも含む。）であって、広域医療搬送以外のものをいう。）の実施のため必要と認めるときは、市町村や関係機関と協力して、ＳＣＵを設置する。

第２　町における措置

⑴ 町は、自らの公的医療機関において医療活動を行うほか、医療救護所を設置し、必要に応じて「西名古屋医師会、西春日井薬剤師会」に対して協力を求め、地域の医療体制確保に努めるとともに、管内の避難所等における医療ニーズの把握に努めるものとする。

⑵ 町は、保健医療調整会議に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医薬品供給等の支援を要請する。

⑶ 町は、町民に対して「自分の命は自分で守る」の原則を周知徹底するとともに、応急手当、技術の指導を推進する。

指導内容は止血、骨折、火傷、人工呼吸法等、外傷性のものに重点をおくが、災害の性格上、搬送法等にも意を注ぐものとする。

なお、定期的に医師会の指導による講習会及び日赤指導員による正規の「日赤救急員」養成講習会を開催し、あらゆる職場、学校、地域に救護員を配置し、身近におきる事故に対処できる体制を確立するものとする。

⑷ 町は、平常の医療用と併せ、発生後の医療活動用としての医薬品及びその他衛生材料の備蓄に努めるものとする。

⑸ 医療等の対象者

医療等を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者

⑹ 医療等の範囲

応急的な処置で次のものである。

ア　診察

イ　薬剤又は治療材料の支給

ウ　処置、手術、その他の治療及び施術

エ　病院への搬送

オ　看護

⑺ 医療の方法

ア　医療班による医療

(ｱ) 災害救助法に基づく医療は原則として医療班によって行う。

(ｲ) 医療班の編成

医師会の協力を得て医療班を編成する。

(ｳ) 被害が大きくて現地医療班により救助が困難な場合は、県本部に応援救護班の派遣を要請する。

イ　委託医療機関による医療

医療班による救護ができない者又は医療班による救護が適当でない者は国立及び公立の病院等委託医療機関において救護を行う。

ウ　救急搬送の実施

道路や交通機関の不通時等又は遠隔地への搬送については、要請に基づき県警察又は自衛隊等がヘリコプター等により空輸する。

⑻ 医療の期間

災害発生の日から 14 日以内とする。

⑼ 助産

ア　助産の対象者

災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者で、災害のために助産の途を失った者

イ　助産の範囲

(ｱ) 分べんの介助

(ｲ) 分べん前、分べん後の処置

(ｳ) 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

ウ　助産の方法

(ｱ) 医療班による助産

(ｲ) 委託、助産機関による助産

エ　助産の期間

分べんした日から７日以内とする。

【整備保存すべき帳簿（資料編）】

資　料(1) 医薬品その他衛生材料の調達（資料編第 5 章 4(1)）

(2) 輸血用血液の調達（資料編第 5 章 4(2)）

第 3　救急搬送の実施

(1) 患者の搬送は、原則として地元及び応援消防機関の救急車両等及びヘリコプター等の航空機により行う。

⑵ 消防の救急車両が手配できない場合は、県、町、災害拠点病院及び医療救護班で確保した車両により搬送を実施する。

⑶ 道路や交通機関の不通時等又は遠隔地及び SCU へ搬送する場合については、要請に基づき県、県警察、自衛隊等がヘリコプター等により空輸する。

⑷ 重症患者の緊急空輸については、ドクターヘリを活用する。

第 4　医薬品その他衛生材料の確保

⑴ 医療救護活動に必要な医薬品等は、最寄りの医薬品等販売業者から調達することを原則とし、災害の状況等により不足する場合は、町は 2 次医療圏等の区域ごとに設置される保健医療調整会議に調達の要請をする。

⑵ 県薬剤師会は、県又は町の要請に基づき医薬品等の供給及び支援薬剤師の派遣に協力する。

資　料⑴ 薬剤救護に関する協定書（資料編第 12 章）

第 5　医薬品等の適正使用に関する活動

県薬剤師会は、県、町、県医師会及び県歯科医師会と協力して、避難所等において被災者に対する医薬品等の服薬指導及び医薬品等に関する相談を行う。

第 6　災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、当該事務は町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。また、当該災害が広域災害の場合は、日本赤十字社愛知県支部への救助事務の委託を想定している。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法県施行細則による。

第 2 節　防疫・保健衛生

第 1　県（保健医療局・感染症対策局）における措置

⑴ 防疫措置

ア　生活環境に対する措置

県は次に掲げる事項の指示を災害の規模、様態に応じ範囲及び期間を定めて速やかに町に対し行うほか、必要に応じこれを実施する。

イ　患者等に対する措置

県は被災地域において、一類感染症等が発生し、まん延を防止するため必要があると認める時は、患者に対して感染症指定医療機関に入院すべきことを勧告し、当該患者の移送を行う。

⑵ 器具器材の整備

ア　県及び町の防疫用器具器材の保有状況を把握し、町からの借上要請に対応する。
イ　町からの薬剤購入あっせん要請に応じて、薬剤の調達に努める。
ウ　必要に応じて、県内非罹災市町村や近隣県市を始めとする他の都道府県等から、器具器材及び薬剤を調達する。

⑶ 予防教育及び広報活動

県は、町、報道機関等の協力を得て、被災地の地域住民に対し、感染症予防のための指導及び広報に努める。

⑷ 臨時予防接種

県は、まん延予防上緊急の必要があると認めるとき、又は国から予防接種を行うよう指示を受けた場合は、臨時に予防接種を行い、又は町に行うよう指示する。

⑸ 応援体制

被災市町村を管轄する保健所は、防疫活動を実施するに当たり、人的能力に不足があると認めた場合は、健康福祉部に対し、隣接又は全保健所の職員の派遣依頼をする。

⑹ 自宅療養者等の避難確保

ア 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。
イ 市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

第２　町における措置

⑴ 防疫組織

町は、県に準じて、町災害対策本部の中に防疫組織を設ける。

⑵ 防疫活動

ア　県の指示及び指導に基づき感染症の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。
イ　感染症法による生活の用に供される水の供給を実施する。
ウ　避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努める。
エ　防疫用資器材の点検、備蓄に努める。
オ　予防教育を実施する。
カ　広域避難場所、避難施設などを重点に実施する。

⑶ 広報及び健康指導

町は、県が行う被災地域住民に対する感染症予防の指導及び広報活動に協力する。

⑷ 臨時予防接種の実施

町は、知事から臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い適確に実施する。

第３　食品衛生指導

県は、炊き出しの施設等における食品の衛生的取扱等について、指導する。

第４　栄養指導等

⑴ 県及び町は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

⑵ 町は、避難所等における被災者に対する健康対策のうち、巡回栄養相談等を必要とする場合は、「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定」に基づき、県を通じ公益社団法人愛知県栄養士会へ支援の活動を要請するなど、避難所等における適切な食事の確保及び提供について、専門性を有した支援の協力が得られるよう努める。

第５　健康管理

⑴ 県及び町は、必要に応じ、避難所等に保健師、歯科衛生士等を配置し、被災者等の健康相談や口腔ケアを行うとともに、保健師、歯科衛生士による巡回健康相談を行う。

⑵ 要配慮者の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、医療を確保するとともに、福祉施設等での受入れや介護職員の派遣等、保健・医療・福祉・介護関係者と協力し、健康維持に必要な支援を行う。

第６　健康支援と心のケア

⑴ 被災状況の把握と避難所・地域の保健活動

ア　町は、地域の被災状況を把握し、避難所等へ保健活動方針と方法を決定し、それに基づき避難所・地域での巡回健康相談及び家庭訪問を実施するなど、住民の健康状態の把握と対応を行う。

イ　県は、保健活動に必要な災害情報を収集し、町に情報提供と支援を行う。

⑵ 長期避難者等への健康支援

ア　避難生活が長期にわたるとストレスが蓄積し、心身ともに様々な問題が生じやすいため、健康増進への支援、ストレスなど心の問題等を含めた健康相談体制の充実、自治活動の支援等を行う。

イ　ストレス症状の長期化・悪化、あるいは PTSD・うつ病・アルコール依存症の人を適切に専門機関への橋渡しを行うなど、住民のニーズに沿った精神保健福祉相談

体制を充実させる。

⑶ 子供たちへの健康支援活動

ア　学校において健康診断を実施するとともに、スクールカウンセラーによる学校内でのカウンセリングや家庭訪問等で心のケアを行う。

イ　児童相談センターでも相談窓口を設置する。

⑷ 職員等支援活動従事者の健康管理

支援活動従事者が過重勤務等から心身のバランスを崩すことを未然に防ぐため、定期的なミーティング等により心身の健康状態を把握し、適切な勤務体制を整える。

第７　避難所の生活衛生管理

県及び町は、避難所の生活衛生を確保するため、飲料水等の衛生指導を行う。

第８　災害時健康危機管理の全体調整

⑴ 県は、県の行う防疫・保健活動及び町の行う防疫・保健活動の支援といった健康危機管理に必要な情報収集・分析や全体調整を行う。

⑵ 県は、必要があると認められるときは、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）を編成・派遣する。

第９　応援協力関係

⑴ 町は、県の実施する臨時予防接種について対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をする。

⑵ 町は、自ら防疫・保健活動の実施が困難な場合、他市町村又は県へ防疫・保健活動の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要求する。

⑶ 県は、町の実施する防疫・保健活動につき、必要があると認めたときは自ら応援し、また他市町村に応援するよう指示する。

⑷ 県は、自ら防疫活動の実施又は町からの応援要求事項の実施が困難な場合、臨時予防接種については国立病院機構、日本赤十字社愛知県支部、自衛隊、他都道府県へ、その他の防疫措置については自衛隊、他都道府県へこれらの実施又はこれに要する資機材につき応援を要請する。

⑸ 県は、保健師等の派遣について、必要に応じて、国や近隣県市を始めとする他の都道府県等に応援を要請するものとする。

⑹ 町は、保健活動により、心のケア対応が必要と認める場合は、県に対して DPAT の派遣要請を行う。

⑺ 県は、町からの求めに応じ、又は、必要と認めるときは、DPAT を派遣する。

⑻ 県は、DPAT の派遣について、必要と認めるときは、国及び他都道府県に対し、DPAT の派遣を要請するものとする。

⑼ 県は必要に応じて、保健所設置市に対して DHEAT の編成・派遣等を依頼するとともに、必要と認めるときは、国、他の都道府県及び救助実施市に対し、DHEAT の派遣を要請するものとする。また、県は、DHEAT の派遣を要請した場合、その受入に係る調整等を行うものとする。

⑽ 応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

資　料⑴ 防疫用資機材の備蓄（資料編第 4 章 6⑴）

⑵ 防疫用資材の調達（資料編第 4 章 6⑵）

第８章　交通の確保・緊急輸送対策

■基本方針

○　災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、道路交通法及び災害対策基本法に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。
○　災害時においては、対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うことが必要であり、このための交通の円滑を期するよう道路、空港等交通施設に対する応急復旧活動を実施するとともに、輸送機能の確保に努める。
○　緊急輸送道路の復旧作業等を他の道路に優先して実施する。
○　県、町及び関係機関は、応急対策の実施に当たり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して、緊急輸送体制を確保するものとする。

■町の応急活動

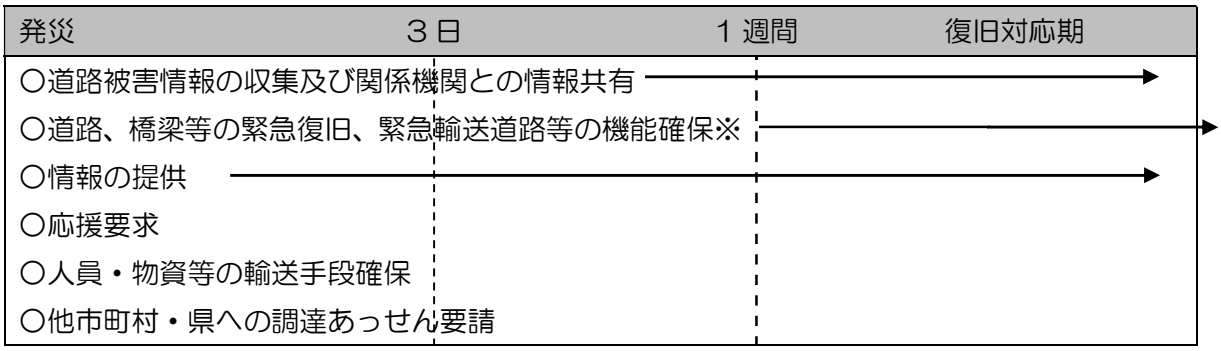

※　地元協定業者、県と災害対策支援に関する協定を締結する建設業団体（愛知県土木研究会、愛知県建設業協会、日本建設業連合会中部支部）により実施

■町の措置

区分	主な措置
第２節 道路施設対策	第１　(3) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有
	第１　(4) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保
	第１　(6) 情報の提供
第４節 緊急輸送手段の確保	第１　(1) 人員・物資等の輸送手段の確保
	第１　(2) 他市町村・県への調達あっせん要請

第１節　道路交通規制等

第１　県警察における措置

県警察は、危険防止又は災害の拡大防止を図るとともに、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、被災地域

周辺の県警察の協力により、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。

(1) 緊急交通路の確保

ア　人命救助、災害の拡大防止、政府・自治体・インフラ関係、負傷者搬送等に要する人員及び物資の輸送を優先した交通規制を行う。

イ　緊急交通路として交通規制を実施する範囲は、道路の交通容量（復旧状況）、交通量等に応じて段階的に見直しを行う。

ウ　通行を認める車両の範囲は、交通状況、被災地のニーズ等を踏まえ、優先度を考慮しつつ段階的に見直しを行う。

(2) 規制の標識等

規制の標識は、総理府令に定める場所に設置するものとし、緊急のときは適宜の方法により明示し必要に応じ警察官等の現地指導を求める。

ア　表示の様式は次のとおりである。

道路法第 45 条（道路標識の設置等）によるもの

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第９条（道路標識の設置等）によるもの

災害対策基本法施行規則第２条（通行の禁止又は制限についての標示の様式等）によるもの

イ　規制標識に次の事項を明示する。

(ｱ) 禁止及び制限の対象

(ｲ) 区　間

(ｳ) 期　間

(ｴ) 理　由

この場合、通行の禁止又は通行の制限に係る規制については、適当なまわり道を明示し、一般の交通の支障のないように努める。

ウ　報告、通知は次のことを明示して行う。

(ｱ) 禁止、制限の種別と対象

(ｲ) 区　間

(ｳ) 期　間

(ｴ) 理　由

(ｵ) う回路、その他の状況

エ　災害対策基本法施行令第 32 条に基づく緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する場合の対象、区間等及び期間を定める標示

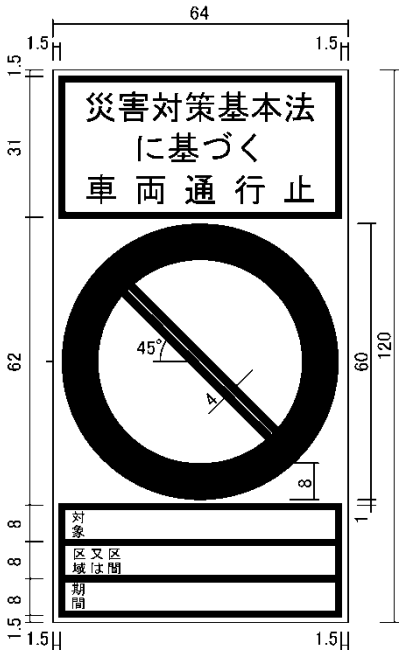

1　色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。

2　縁及び区分線の太さは、１センチメートルとする。

3　図示の長さの単位はセンチメートルとする。

4　道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の２倍まで拡大し、又図示の寸法の２分の１まで縮小することができる。

(3) 強制排除措置

ア　緊急交通路を確保するため必要な場合は、緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置等を行う。

イ　緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置命令に従わない場合

　又は当該車両その他の物件の運転者等が現場にいないことから措置命令をすることができない場合は、警察官自ら当該措置を行うことができる。この場合やむを得ない限度で当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

ウ　警察官の措置命令では車両等の移動ができないとき、一般社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部との「災害時における車両等の除去活動についての協定」に基づきレッカー車等による車両等の除去活動の協力を要請することができる。

エ　県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請することができる。

(4) 緊急通行車両の確認等

ア　公安委員会が災害対策基本法第 76 条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第 33 条の規定により緊急通行車両の確認を行う。

イ　緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両等届出書」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。

ウ　緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申請者に交付する。

エ　規制除外車両に対する確認事務については、県公安委員会が行う。

資　料(1) 輸送用車両等の保有状況（資料編第 6 章）

(2) 輸送記録簿（様式編様式第 37）

⑸ その他

県警察は、緊急交通路の障害物の除去について、道路管理者、消防機関及び自衛隊と協力し、状況に応じて必要な措置をとる。

第 2　自衛官及び消防吏員における措置

派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急交通路において災害対策基本法第 76 条の 3 の規定により緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件に対して必要な措置をとることができる。その場合、措置命令・措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は警察本部交通規制課経由で通知しなければならない。

第 3　一般社団法人愛知県警備業協会

一般社団法人愛知県警備業協会は、大規模な災害が発生し、警察本部長から要請があった場合には、「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき、緊急交通路の確保のための交通誘導活動を行う。

第 4　自動車運転者の措置

(1) 車両を運転中に大地震が発生したときは、一般車両の運転者は、次の措置をとることとし、原則として徒歩で避難すること。

ア　急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止すること。

イ　停止後は、カーラジオ等により地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。

ウ　引き続き車を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物などに十分注意すること。

エ　車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。

オ　やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

カ　駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) 災害対策基本法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行

われた場合、同法第 76 条の 2 の規定により、緊急交通路内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

ア　速やかに車両を次の場所に移動させること。

(ｱ) 緊急交通路に指定された区間以外の場所

(ｲ) 緊急交通路の区域に指定されたときは、道路以外の場所

イ　速やかな移動が困難なときは、車両をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

ウ　警察官又は道路管理者の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って車両を移動等すること。

第 5　相互協力

(1) 車両の通行を禁止し、又は制限する場合には、できるだけ道路管理者及び関係機関が相互に緊密な連絡を保ち、適切な交通規制を行うようにする。

(2) 交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、関係機関が協力し、必要な対策を講ずるものとする。

第 2 節　道路施設対策

第 1　町における措置

道路は路面の陥没、亀裂、橋梁、電柱、街路樹、沿道建築物の倒壊、火災、地下埋設物の破損等により、交通が不能あるいは困難となることが予想される。

事前に復旧資器材の備蓄に努めるとともに、関係機関と協力して、避難救出、緊急物資の輸送、消防、警察活動の円滑な実施のため交通の確保を図る。

(1) 緊急道路の確保

災害対策活動を円滑に行うため、病院、浄配水場、広域避難場所等の緊急度を考慮し、緊急道路を優先に確保を図る。

(2) 交通規制の実施

緊急輸送車両の通行、避難者の安全確保のため、警察と協議のうえ交通規制の実施をする。

規制内容について、運転者等には適宜広報するとともに、報道機関に対しても通知するものとする。

(3) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有

ア　巡視等の実施により、被害情報及び交通状況を速やかに把握する。

イ　道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。

(4) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保

ア　道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。

イ　管理道路における緊急輸送道路指定路線及び重要物流道路（代替路及び補完路を

含む。）について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。

また、南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意する。

ウ　放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。

エ　応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求する。

オ　重要物流道路（代替・補完路を含む。）において、道路啓開の実施が困難な場合、国に代行を要請する。

⑸ 橋梁の安全点検

落橋しなくても橋梁は、相当の被害を受けていると予想されるので、一斉点検を実施し安全確認のうえ通行させる。

資　料⑴ 道路、橋梁その他公共施設の被害状況調査表（様式編様式第４（その２））

⑹ 情報の提供

緊急輸送道路の確保状況、通行規制、迂回路等の情報について関係機関、道路利用者等に対して情報提供を行う。

第３節　空港施設対策

愛知県名古屋飛行場

第１　県（名古屋空港事務所）における措置

⑴ 施設の使用停止及び応急工事

県（名古屋空港事務所）は、滑走路、誘導路、エプロン又は航空保安施設等が被害を受けた場合、航空機が安全に利用できることが確認できるまでは、滑走路等の利用を停止する措置を講じるとともに、応急復旧工事を実施する。

なお、自衛隊は、必要に応じてこれに協力する。

⑵ 輸送機能の確保

被災時における医薬品、その他救援物資等の緊急輸送に重要な役割を果たすものと想定されるので、その機能回復措置を速やかに講ずる。

⑶ 道路管理者への空港アクセス道路（緊急輸送道路）の機能確保要請（飛行場復旧資機材の調達や帰宅困難者の帰宅支援に限る。）

第２　自衛隊における措置

自衛隊は、県（名古屋空港事務所）が施設の利用を停止する措置を講じた場合、又は台風、荒天等により空港内の航空機に被害が発生するおそれがある場合には、航空機（乗組員）に対し、必要な情報を提供する等により航空交通の安全確保及び混乱の回避に努

める。

第４節　緊急輸送手段の確保

第１　町における措置

⑴ 災害輸送は次のもののうち最も適切な方法によるものとする。

ア　貨物自動車、乗合自動車等自動車による輸送

イ　舟艇による輸送

ウ　飛行機、ヘリコプターによる輸送

エ　労務者による輸送

⑵ 町は、人員・物資等の輸送手段を確保する。災害輸送のための自動車等の確保、借上げは次の順位とする。

ア　町所有の車両

イ　公共的団体所属の車両

ウ　営業者所有の車両

エ　その他自家用車両

⑶ 町が運用又は調達する輸送車両等で不足が生じた場合は、次の事項を明示して他市町村又は県に調達あっせんを要請する。

ア　輸送区間及び借上げ期間

イ　輸送人員又は輸送量

ウ　車両等の種類及び台数

エ　集結場所及び日時

オ　その他必要事項

第２　配車措置

⑴ 各部は自動車による輸送が必要となったときは、次の事項を明示して輸送班に要請するものとする。

ア　輸送の目的

イ　輸送の区間及び期間

ウ　輸送量及び輸送品目、必要車両台数

エ　集合の場所及び日時

オ　その他車両の使用について参考事項

⑵ 輸送班は常に車両の活動状況を把握し、町所有の車両（消防用車両については消防本部と協議し）の効果的な使用を図るものとし、その輸送力でなお不足する場合には、営業用等の車両借上げの措置をとるものとする。

　なお町内輸送業者に対してはあらかじめ災害時の車両借上げについて協議しておくものとする。

⑶ 車両により輸送できないような事態になったときは、県又は自衛隊に対し、ヘリコプターによる輸送を要請するものとする。

⑷ 車両による輸送が不可能な場合は前号のほか労務者等、人力による輸送を行うものとする。

資　料⑴ 輸送記録簿（様式編様式第 37）

⑵ 車両、機械類借上記録簿（様式編様式第 53）

第 3　緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲

⑴ 応急（復旧）対策作業に従事する者

⑵ 医療、通信、調達等で応急（復旧）対策に必要とされる者

⑶ 食糧、飲料水等、その他生活必需物資

⑷ 医薬品、衛生機材等

⑸ 応急（復旧）対策用資材及び機材

⑹ その他必要な人員及び物資、機材

⑺ 被災者（滞留者、要配慮者、傷病者等）及びボランティア

資　料⑴応急給水施設・設備等（資料編第 4 章 5）

⑵医薬品その他衛生材料（資料編第 5 章 4⑴）

⑶臨時雇用労務者勤務状況表（様式編様式第 51）

第 4　緊急通行車両の事前届出及び確認

⑴ 緊急輸送等を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等にあっては、緊急通行車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会（県警察）が別に定めるところにより、県公安委員会（県警察）へ緊急通行車両の事前届出を行うこととする。

⑵ 災害対策基本法第 76 条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限が行われた場合の、緊急通行車両であることの確認については、第 1 節第 1⑷「緊急通行車両の確認等」に定めるところによる。

第 9 章　浸水対策

■基本方針

○　県、町及び関係機関は、堤防の崩壊・き裂、高圧又は高位部の水路等の決壊による浸水のおそれがある場合又は浸水による水災に対し、水防上必要な警戒活動、広報活動、応急復旧活動を適切に実施し、氾濫水による被害の拡大防止に努める。

○　浸水対策については、「愛知県水防計画」及び「豊山町水防計画」に準拠した上で実施する。

○　避難行動要支援者の避難支援などの応急対策を実施するにあたっては、消防職団員、水防団員、警察官、町職員など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮するものとする。

■町の応急活動

発災	３日	１週間	復旧対応期
○河川の点検及び応急復旧	→	→	→
○情報の伝達	→	→	→
○避難指示等の発令、河川の監視、巡回			

■町の措置

区分	主な措置
第１節 浸水対策	第１　(1) 河川の点検及び応急復旧
	第１　(2) 浸水対策資機材の確保
	第１　(3) 可搬式ポンプによる応急排水

第１節　浸水対策

第１　県（建設局、農林基盤局）、町及び関係機関における措置

(1) 点検及び応急復旧

地震が発生した場合は、あらかじめ定めた基準により河川の点検を行い、被災後の降雨による二次災害の可能性が認められる箇所においては、すみやかに応急復旧を行うものとする。

(2) 浸水対策資機材

ア　町は、町内における浸水対策を十分果たせるよう資機材を整備すると共に、資機材の緊急調達の方法について、あらかじめ定めておくものとする。

イ　県は、町の備蓄する水防用資機材に不足を生ずるような緊急事態に際し、応急支援するため水防資機材を確保するものとし、町長から要請があった場合には、状況を勘案して応急支援する。

⑶ 漏、溢水防止応急復旧活動

ア　各管理者は、堤防の状況を確認し、必要に応じて応急復旧対策を実施するほか、被害状況に応じて可搬式ポンプによる応急排水を実施する。

イ　県は、町から要請があった場合、可搬式ポンプの貸付けを行う。

第 10 章　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

■基本方針

○　町は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者への支援体制を整備するものとする。

○　帰宅困難者対策は、帰宅困難者等の発生による混乱を防止することが重要であり、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則の徹底を図るものとする。また、行政、事業所、学校、防災関係者が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

■町の応急活動

発災	３日	１週間	復旧対応期
○避難所の開設・運営			
○他市町村・県への応援要求			
○避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保	→	→	→
○福祉避難所の設置			
○外国人への情報提供	→	→	→
○帰宅困難者に対する情報提供	→		
○帰宅困難者の救助・避難所等対策の実施			
○事業者等に対する一斉帰宅の抑制呼びかけ			

■町の措置

区分	主な措置
第１節 避難所の開設・運営	第１　(1) 避難所の開設
	第１　(2) 多様な避難所の確保
	第１　(3) 他市町村又は県に対する応援要求
	第１　(4) 避難所の運営
	第３　(1) 広域一時滞在に係る協議等
第２節 要配慮者支援対策	第１　(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導
	第１　(2) 避難行動要支援者の避難支援
	第１　(3) 障害者に対する情報提供
	第１　(4) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保
	第１　(5) 福祉避難所の設置等
	第１　(6) 福祉サービスの継続支援

	第１　(7) 県に対する広域的な応援要請
	第１　(8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握
第３節 帰宅困難者対策	第１　(1)「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び一時滞在施設（滞在場所）の確保等
	第１　(2) 災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供
	第１　(3) その他帰宅困難者への広報
	第１　(4) 帰宅途中で救援が必要となった人等の対策

第１節　避難所の開設・運営

第１　町における措置

(1) 避難所の開設

町は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。また、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県はその情報を国に共有するよう努めるものとする。

(2) 多様な避難所の確保

要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。

(3) 他市町村又は県に対する応援要求

町は、自ら避難所の開設が困難な場合、他市町村又は県へ避難所の開設につき応援を要求する。

(4) 避難所の運営

町は、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には町の職員等を配置するとともに、避難所の運営に当たっては、次の点に留意する。

ア　避難所運営マニュアルに基づく避難所運営

県や町が作成した避難所運営マニュアルに基づき、避難所の円滑な運営を図ること。

イ　避難者の把握

必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、避難所ごとに避難している人員の把握に努めること。なお、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずること。

また、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず、適切に受け入れるものとする。

ウ　避難所が危険になった場合の対応

避難所が万一危険になった場合、再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講ずること。

エ　避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮

避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。

オ　避難所運営における女性の参画等

避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

カ　避難者への情報提供

常に町の災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて、流言飛語の流布防止と不安の解消に努めること。

特に、自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するように努めること。

また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等へ情報提供方法について、「愛知県避難所運営マニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮すること。

キ　要配慮者へ支援

避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員・児童委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずること。なお、必要に応じて福祉施設への入所、保健師、ホームヘルパーなどによる支援を行うこと。

ク　物資の配給等避難者への生活支援

給食、給水、その他当面必要とされる物質の配給等、避難者への生活支援にあっては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。

なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「愛知県避難所運営マニュアル」を参考に配慮すること。

ケ　避難所以外の場所に滞在する被災者への対応

避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。

コ　避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営

避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPOやボランティア等の協力が得られるよう努めること。

サ　ペットの取扱

必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

シ　公衆衛生の向上のための事業者団体への要請

町は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生共同組合へ要請する。避難所の衛生的な環境の確保が困難となった場合は、「災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定」に基づき、県を通じ一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会へ業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。

ス　感染症対策

町は、被災地において、感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

第２　県（防災安全局）における措置

県は、町の実施する避難所の開設につき、特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

第３　広域一時滞在に係る協議等

⑴ 町における措置

町は、災害が発生し、被災した住民の、町の区域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。

⑵ 県における措置

県は、県域を越える避難について、避難先である都道府県と協議を行う。県は、町

から求められたときは、広域一時滞在に関する事項について助言を行う。

また、県は災害により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であって、避難の必要があると認める場合には、町に代わって協議を行う。（県もその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、必要に応じて国が協議等を代行する。）

第 4　災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務は町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法県施行細則による。

第 2 節　要配慮者支援対策

第 1　町における措置

⑴ 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

第２章 第３節 住民等の避難誘導 第１ 住民等の避難誘導 参照

⑵ 避難行動要支援者の避難支援

第２章 第３節 住民等の避難誘導 第２ 避難行動要支援者の支援 参照

⑶ 障害者に対する情報提供

障害者には災害情報や支援情報等が伝達されにくいことから、複数の手段を組み合わせるなど伝達方法を工夫して、情報の提供を行う。

⑷ 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保

町は被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供するものとする。

⑸ 福祉避難所の設置等

自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。

また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

⑹ 福祉サービスの継続支援

福祉サービス提供者等と連携を図り、福祉サービスが継続されるよう支援するものとする。

⑺ 県に対する広域的な応援要請

保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、広域的な応援が必要な場合は、県へ要請するものとする。

⑻ 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握

次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。

ア　市町国際交流協会や各種ボランティア団体との連携

イ　愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用

ウ　通訳ボランティア等の避難所等への派遣

第 2　災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については町長への委任を想定している避難所の供与等の事務については、町が実施することとなる。ただし、災害派遣福祉チーム（ＤＣＡＴ）の編成・派遣については、県が実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第 3 節　帰宅困難者対策

第 1　県（防災安全局）及び町における措置

⑴ 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び一時滞在施設（滞在場所）の確保等

県及び町は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。

また、必要に応じて、一時滞在施設（滞在場所）の確保等の支援を行うものとする。

⑵ 災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供

県及び町は、安全な帰宅のための災害情報を提供するほか、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの徒歩帰宅支援ステーションの情報提供に努める。

⑶ その他帰宅困難者への広報

県及び町は、各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業者の責務等、必要な広報に努める。

⑷ 帰宅途中で救援が必要となった人等の対策

町は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所での受入れが必要になった人への

救助対策、避難所等対策を図る。

第 2　事業者、学校等における措置

事業者や学校などは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。

第 11 章　水・食品・生活必需品等の供給

■基本方針

○　被災住民に対し、最低限必要な水、食料、生活必需品を供給する。

○　被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。

○　被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

■町の応急活動

発災	３日	１週間	復旧対応期
○水・食料・生活必需品等の供給	→	→	→
○他市町村・県への応援要求			

■町の措置

区分	主な措置
第１節 給水	第１　(2) 被災者等対する飲料水、生活用水等の供給
	第１　(3) 断水が生じた場合の措置
	第１　(4) 応急給水に係る医療施設等への優先的配慮
	第１　(5) 取水及び浄水方法
第２節 食品の供給	第１　(2) 炊出しその他による食品の供給
	第１　(3) 他市町村又は県への応援要求
	第１　(4) 米穀の原料調達
第３節 生活必需品の供給	第１　(1) 生活必需品の供給
	第１　(2) 他市町村又は県に対する応援要請

第１節　給　水

第１　町における措置

(1) 対象者は飲料水が枯渇、汚染又は水道の水源地が破壊され、ほかに飲料水を求める方法のない者とする。

(2) 被災者等へ飲料水、生活用水等を供給する。

(3) 断水が生じた場合、目標水量を目安にし、必要な措置を講じる。

(4) 応急給水は、公平に行うものであるが、医療施設や避難所等を優先的に行うよう配慮する。

⑸ 取水する水源については、最寄りの非被災水道事業者と協議して確保し、これによることが不可能の場合は比較的汚染の少ない井戸水、河水等をろ水機によりろ過したのち、塩素剤により滅菌して給水する。

第 2　県（保健医療局、企業庁）における措置

⑴ 町から要請があった場合、又は必要と認める場合には、応急給水の応援を行う。

⑵ 企業庁においては、県水受水市町村等に対して、可能な限り所要の給水量を確保する。

第 3　北名古屋水道企業団の措置

住民の生命に直結した飲料水の確保は、地震時においても最小限の供給が維持できるよう、北名古屋水道企業団は万全の対策をとるものとする。

⑴ 配水管路は液状化をはじめ、軟弱地盤の震動、地盤状況の変化部の複雑な震動が被害の原因となるので、管材質の改良、曲管、立ち上り部分の防護など耐震構造化に努める。

⑵ 浄配水場には自家発電機を備え、停電時における送水体制を確保する。

⑶ ろ水機を使用し、プール水、河川水からのろ水体制を取る。

⑷ 給水車、キャンバス水槽、ポリ缶を備蓄し、住民への配水に万全を期す。

⑸ 地下水の新規確保に努める。

⑹ 町域内の井戸水の使用状況の実態調査を行う。

⑺ 隣接地域からの応受援のため、緊急連絡管及び相互応援協定を締結する。

⑻ 通報、連絡、応急的作業完遂のため、無線通信の整備を推進する。

⑼ 応急的作業のため水道給水工事公認業者と協定を締結し、早期給配水に努める。

第 4　応急給水

⑴ 実施主体は、町長であり、県はこれを応援する。

⑵ 県及び町は、給水体制の組織についてあらかじめ編成を考慮して、それぞれの分担を明確化しておくものとする。

⑶ 給水の対象は、災害により水道・井戸等の給水施設が損壊して、水道水等が得られない被災者を対象とする。

⑷ 応急給水量は、下表に示すとおり被災後の経過日数ごとに、目標水量、運搬距離を定め、確保するよう努める。

地震発生からの日数	目標水量（L/人･日）	住民の水の運搬距離	主な給水方法
発生～3 日	3	おおむね 1 km 以内	耐震性貯水槽、タンク車
4 日～10 日	20	おおむね 250 m 以内	配水幹線等からの仮設給水栓
11 日～21 日	100	おおむね 100 m 以内	同上
22 日～28 日	被災前給水量（約 250）	おおむね 10 m 以内	仮配管からの各給水共用栓

⑸ 給水の方法は、目標水量に基づく非常用水源からの「拠点給水」あるいは給水車等で輸送する「搬送給水」とするが、内容等により臨機に対応する。

第 5　応援体制

⑴ 町は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ飲料水の供給の実施又はこれに要する要員及び給水資機材につき応援を要求する。

⑵ 市町村相互の応援体制については「水道災害相互応援に関する覚書」に定める内容を基本として給水活動を実施する。

⑶ 県は、町への応援事項について、自衛隊あるいは国等への応援を要請する。特に近隣県からの応援は初動に有効となるため、応援体制と緊急時の窓口を整え、その実効性を確保するものとする。

第 6　災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務は町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法県施行細則による。

第 2 節　食品の供給

第 1　町における措置

⑴ 対象者

ア　避難所に避難している者

イ　住家の被害が全壊（焼）流失、半壊（焼）又は床上浸水であって、炊事のできない者

ウ　旅人、一般家庭の来訪者、旅客等であって、食糧品の持ち合わせがなく、調達できない者

エ　被害を受け一時縁故先等に避難する者で、食糧品を喪失し、持ち合わせのない者

⑵ 炊き出しその他による食品の供給

町は、炊出し、その他による食品の供給を概ね次のとおり実施するものとする。

ア　備蓄物資、自ら調達した食品、⑶の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引き渡された食品を、状況に応じて被災者に供給する。

イ　熱源の使用不可能時には、調理が不要な食品及び飲料水（ペットボトル等）を供給する。

第１段階　乾パン、ビスケットなど

第２段階　パン、おにぎり、弁当など

ウ　熱源の使用可能時には、簡単な調理を前提とした即席めん、乾めん、生めん、レトルト食品、包装米飯等の食品を供給する。

エ　高齢者や乳幼児等に対しては、雑炊、おじや、粉ミルク等の食品を供給する。また、食物アレルギー等にも配慮し、食品を供給する。

オ　在宅での避難者、応急仮設住宅として供給される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者にたいしても物資等が提供されるよう努める。

⑶ 他市町村又は県への応援要求

備蓄物資や自ら調達した食品では、被災者への食品の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要求するものとする。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

炊き出し用として米穀を確保する手順図

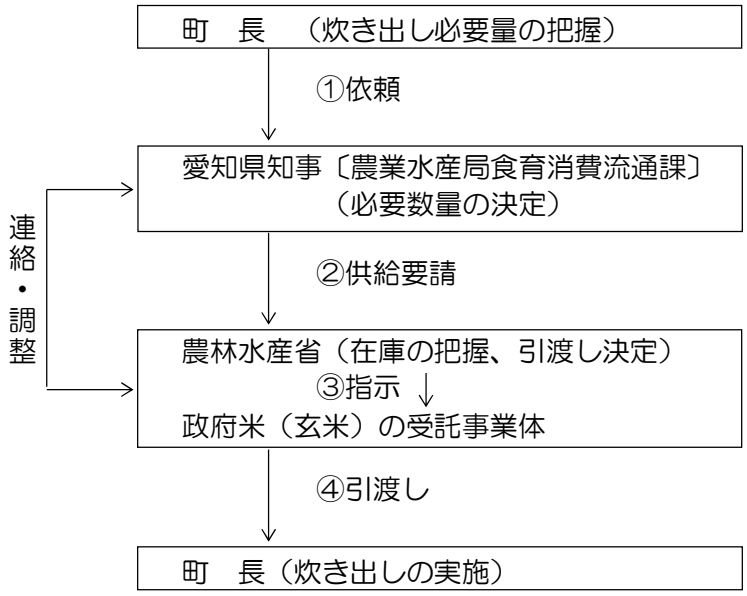

⑷ 米穀の原料調達

ア　町は、炊き出しを実施する場合の米穀の原料（玄米）調達にあたっては、「愛知県応急用米穀取扱要領」に基づき実施する。

イ　町は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第４章　Ⅰ　第１１の２に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」

により調達を図る。

ウ　町は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（農政局長）に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。

エ　町は、活用可能な精米施設を確保する。なお、長期停電により県内に稼働施設がない場合は、他県施設の活用を申し入れる。

資　料(1) 炊出し給与簿（様式編様式第 14）
(2) 炊出しその他による食品給与物品受払簿（様式編様式第 15）
(3) 炊出し用物品借用簿（様式編様式第 16）
(4) 飲料水供給記録簿（様式編様式第 17）
(5) 物資受払簿（様式編様式第 21）
(6) 物資給与及び受領簿（様式編様式第 22）

第 2　災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務は町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法県施行細則による。

第 3 節　生活必需品の供給

第 1　町における措置

(1) 町は、被災者に対して生活必需品の供給を行うこととする。生活必需品は、備蓄物資、自ら調達した物資、(2)の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された物資から、状況に応じて被災者に供給する。

(2) 供給することが困難な場合は、他市町村又は県に対して必要な応援を要請する。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

【整備保存すべき帳簿（資料編）】

資　料(1) 生活必需品の調達（資料編第 5 章 2）

第 2　県（防災安全局、農業水産局、経済産業局）における措置

(1) 生活必需品の輸送

県は、災害の状況により、必要な生活必需品の確保に努め、町の要請に応じて迅速に生活必需品を輸送する。

なお、被災した町における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災した町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、被災した町に対する生

活必需品を確保し輸送する。

⑵ 生活必需品の確保

輸送する生活必需品は、県の備蓄物資のほか、次の方法で確保する。

ア　協定締結事業者等からの調達、事業者団体からの調達あっせん

イ　他の地方公共団体、国（中部経済産業局、自衛隊）等への応援要請

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

⑶ 燃料の優先供給に係る調整

県は、被災市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町村への燃料の供給に係る調整に努める。

第 3　災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務は町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法県施行細則による。

第 12 章　地域安全対策

■基本方針

○　災害発生時には、災害現場の混乱、心身の動揺等により不測の事案の発生が予想されるので、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪等の予防、警戒活動を推進する。

■町の措置

区分	主な措置
第１節 地域安全対策	第２　県警察の実施する地域安全活動に対する協力

第１節　地域安全対策

第１　県警察における措置

⑴ 社会秩序の維持対策

ア　被災地及びその周辺において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。

イ　地域防犯団体等に対して、盗難の予防、交通整理、関係機関が行う諸活動の補助、情報の伝達に関する事項等について、協力を要請する。

ウ　災害に便乗した犯罪、生活必需物資等の欠乏に伴う悪質業者の買占め、売り惜しみ、暴利販売等については、取り締まりを強化する。

エ　災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び県民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

⑵ 広報、相談活動

ア　広報活動

被災者の不安を解消し、混乱を防止するため、被害の規模･区域、避難場所、避難経路、救護所の設置場所、高潮等の気象情報、交通規制状況等について積極的な広報を行う。

イ　相談活動

警察本部、警察署に災害相談窓口を開設し、又は避難所等を訪問しての各種相談活動を推進する。

⑶ 行方不明者発見・保護活動

行方不明者を早期に発見・保護するための活動拠点として、警察署等に行方不明者相談窓口を設置する。

⑷ 一般社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請

警察本部長は、被災地の被害拡大の防止を図るとともに、救援活動、救護活動等を円滑に実施するため一般社団法人愛知県警備業協会との「災害時における交通の確保

等の業務に関する協定」に基づき警備員の出動要請を行うものとする。

第 2　町における措置

町は、県警察の実施する地域安全活動に対し、積極的に協力する。

第 13 章　遺体の取扱い

■基本方針

○　周囲の状況から判断して、災害により死亡したと思われる者は、速やかに捜索・収容し、所要の処理をした後、埋葬又は火葬（以下「埋火葬」という。）する。
○　遺体の取扱いに当たっては、礼意を失わないように注意するとともに、遺族等の心身の状況、その置かれている環境等について適切な配慮を行う。

■町の応急活動

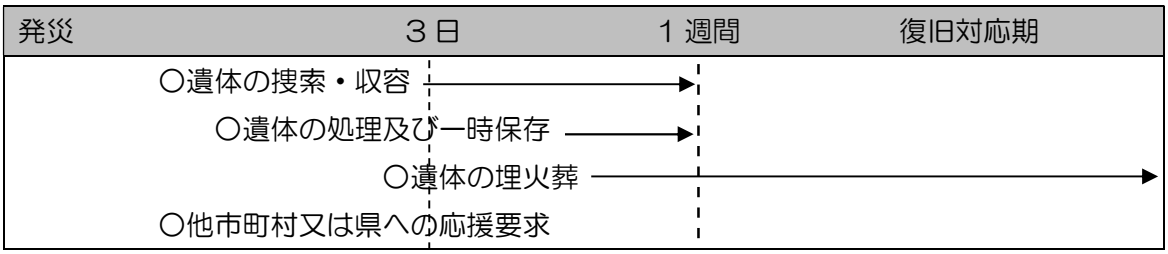

■町の措置

区分	主な措置
第１節 遺体の捜索	第１　(1) 遺体の捜索
	第１　(2) 検視（調査）
	第１　(3) 応援要求
第２節 遺体の処理	第１　(1) 遺体の収容及び一時保存
	第１　(2) 遺体の検視（調査）及び検案
	第１　(3) 遺体の洗浄等
	第１　(4) 遺体の身元確認及び引き渡し
	第１　(5) 応援要求
第３節 遺体の埋火葬	第１　(1) 死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付
	第１　(2) 遺体の搬送
	第１　(3) 埋火葬
	第１　(4) 棺、骨つぼ等の支給
	第１　(5) 埋火葬相談窓口の設置
	第１　(6) 応援要求

第１節　遺体の捜索

第１　町における措置

(1) 遺体の捜索

県警察と緊密に連絡をとりながら遺体の捜索を実施する。捜索の対象者は災害によ

り行方不明の状態にある者で、周囲の事情により既に死亡していると推定される者とする。

⑵ 検視（調査）

遺体を発見したときは、警察官の検視（調査※）を得る。

現場での検視（調査）を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にする。

※「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき、警察等が死因及び身元を明らかにするために行う調査（外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等）

⑶ 応援要求

自ら遺体の捜索の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の捜索の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。

第 2　災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務は町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法県施行細則による。

第 2 節　遺体の処理

第 1　町における措置

⑴ 遺体の収容及び一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合等においては、遺体安置所（寺院などの施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設）を確保するとともに、棺、ドライアイス等を調達し、埋火葬等の措置をするまで遺体を一時保存する。

なお、遺体安置所は、十分な広さがあり、遺体安置に適した施設をあらかじめ選定しておくよう努めるものとする。

⑵ 遺体の検視（調査）及び検案

警察官の遺体の検視（調査）を得るとともに、医師による遺体（医師の診療中に死亡した者を除く）の検案（死亡の確認及び死因その他の医学的検査）を受ける。

⑶ 遺体の洗浄等

検視（調査）及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引き渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

⑷ 遺体の身元確認及び引き渡し

身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。身元が判明し、引き取り人があるときは、速やかに遺族等へ引き渡す。

⑸ 応援要求

自ら遺体の処理の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の処理の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。

第 2　災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務は町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法県施行細則による。

第 3 節　遺体の埋火葬

第 1　町における措置

⑴ 死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付

死亡診断書又は死体検案書が添付された死亡届書を受理するとともに、火葬（埋葬）許可証を交付する。

⑵ 遺体の搬送

遺体安置所又は火葬場までの遺体の搬送を行う。

⑶ 埋火葬

火葬（埋葬）許可証を確認し、遺体を埋火葬する。

⑷ 棺、骨つぼ等の支給

棺、骨つぼ等を現物で遺族に支給する。

⑸ 埋火葬相談窓口の設置

速やかな埋火葬を要望する遺族のため、必要に応じ、埋火葬相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送体制等に関する適切な情報を提供することにより、円滑な埋火葬の実施を支援する。

⑹ 応援要求

自ら遺体の埋火葬の実施が困難な場合、他市町村へ遺体の埋火葬の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。

さらに、必要に応じて県へ応援を要求する。

資　料⑴ **火葬場（資料編第 4 章 9）**

第 2　災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務は町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法県施行細則による。

第 14 章　ライフライン施設等の応急対策

■基本方針

○　被害復旧対策にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、災害発生後は被害状況を早期的確に把握し、要員及び資機材を確保するとともに機動力を発揮し、応急復旧を迅速に実施するものとする。

○　ガス供給施設に甚大な被害を受けた場合、的確な情報の把握により災害規模を迅速に総合判断し、被災地域へのガスの供給を停止して、火災、爆発など二次災害の防止を図るとともに、早期復旧の措置を講じる。なお、都市ガスにおいては、被災地域以外へは、可能な限りガスの供給を継続する。

○　水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民が必要とする最小限の飲料水の応急給水を実施するとともに、被害施設を短期間に復旧するため取水、導水及び浄水施設の充分な機能を確保する。

○　復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

■町の応急活動

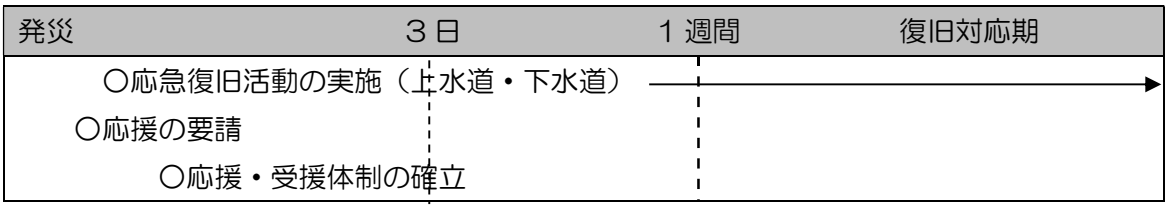

■町の措置

区分	主な措置
第３節 上水道施設対策	第１　(1) 応急復旧活動の実施
	第１　(6) 応援の要請
	第１　(7) 応援・受援体制の確立
第４節 下水道施設対策	第１　(1) 応急復旧活動の実施
第５節 通信施設の応急措置	専用通信施設の応急措置

第１節　電力施設対策

第１　中部電力パワーグリッド株式会社北営業所における措置

(1) 危険防止措置の実施

災害時において危険があると認められるときは、直ちに当該範囲に対し、送電遮断等の適切な危険予防措置を講ずる。

⑵ 応急復旧活動の実施

ア　優先的に復旧する設備、施設

(ｱ) 電力会社側

ａ　火力設備

ｂ　超高圧系統に関連する送変電設備

(ｲ) 利用者側

ａ　人命にかかわる病院

ｂ　災害復旧の中枢となる災害対策本部、官庁、警察、自衛隊、ガス、水道、交通、通信などの機関・民心の安定に寄与する報道機関、避難施設

イ　復旧方法

(ｱ) 発変電設備

発電所は供給力確保を重点に災害発生後の需給状況、被害状況等を勘案し、また、変電所は重要度、被害状況等を勘案して早期復旧を図る。

(ｲ) 送配電設備

被害を受けた線路の重要度、被害状況等を勘案し、保安上支障のない限り仮設、他ルートからの送電、移動用発電機の利用等で順次送電区域を拡大しながら早期復旧を図る。

ウ　関係機関との連携

路上障害物により被害箇所への到着や復旧作業が困難な場合には、道路啓開について関係機関と連携、協力し、迅速な復旧に努める。

⑶ 要員、資機材等の確保

ア　要員の確保

発災後、復旧要員を確保するとともに必要に応じ、請負会社等及び他電力会社へ応援を依頼する。

イ　資機材の確保

発災後、復旧資機材が不足する場合は、他電力会社へ融通を依頼する。また、大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機車等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

⑷ 広報活動の実施

ア　利用者に対する広報

(ｱ) 災害時における PR

電気の復旧状況、公衆感電事故防止 PR を主体とした広報 PR を広報車及びテレビ、ラジオ、Web サイト等の広報機関その他を通じて PR する。

(ｲ) 臨時電気相談窓口の設置

被災地域における需要家の電気相談を実施し、公衆感電事故防止を図るため、臨時電気相談窓口の設置を検討・実施する。

イ　地域防災機関との協調

地域復旧体制への協力と被害状況の把握のため地域防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。

⑸ 広域運営による応援

電力広域的運営推進機関と協調すると共に、必要に応じて他電力会社へ応援を依頼する。

第 2　県（防災安全局、関係局）における措置

県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。

また、国、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定するよう努める。

第 2 節　ガス施設対策

第 1　東邦瓦斯株式会社北営業所における措置

⑴ 緊急対応措置の実施

導管等のガス施設の被害箇所付近では、必要に応じて供給停止を行う。また、火災発生等により被害が集中して発生する地域にあっては、低圧ブロック単位での供給停止を行う。

また、被害が著しく集中している地域を中心に、広域的な中圧ブロック単位でのガスの供給停止を行い、二次災害の防止を図る。

⑵ 応急復旧活動の実施

供給を一時停止した地域に対しては、直ちに次の順序で復旧する。

ア　需要家の閉栓の確認

イ　導管の被害箇所の調査及び修理

ウ　需要家の内管、消費機器の被害箇所の調査及び修理

エ　需要家の開栓、試点火

なお、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。

また、復旧用資機材置場や仮設用地等が必要となる場合は、関係機関と連携し、迅速な確保に努める。

⑶ 広報活動の実施

ガス施設の被害状況、ガス供給停止のお知らせ、復旧の見通し、ガス使用上の注意、マイコンメーターの復帰方法等を広報車等により周知、さらに報道機関を通じて呼びかける。

第 2　一般社団法人愛知県 LP ガス協会における措置

(1) 緊急対応措置

愛知県 LP ガス災害対策マニュアルに基づき、被害状況の確認と二次被害の発生防止の措置を講じる。二次災害のおそれがある施設に対しては、使用停止又は容器撤去を行うとともに、安全確認が完了するまで、容器バルブを閉止してガスの使用を中止するよう消費者に要請する。

(2) 応援の要請

被害の状況により、特定の地域に被害が集中した場合は、本部長の指示により他の現地対策本部は相互支援体制に移行する。

必要に応じ、一般社団法人全国 LP ガス協会に対し、速やかに全国規模で救援隊派遣を要請する。同時に、他地域からの応援要員がその機能を十分発揮できるよう受入体制を整備する。

(3) 応急復旧活動の実施

愛知県 LP ガス災害対策マニュアルに基づき、緊急対応措置の後、応急的な使用のための安全確認をして、可能な限り速やかに使用再開の措置を講じる。

なお、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。

(4) 広報活動の実施

地震後の LP ガスによる二次災害防止の措置、使用再開に当たっての注意、設備一斉点検の実施等について、チラシ類の配布及び報道機関等を通じて呼びかける。

第 3 節　上水道施設対策

第 1　県（保健医療局）、水道事業者（企業庁及び町（北名古屋水道企業団））における措置

水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民が必要とする最小限の飲料水を応急給水する必要がある。

断水が長時間にわたると住民生活に重大な影響を与えるので、北名古屋水道企業団が被害施設を短期間に復旧するため取水、導水及び浄水施設の充分な機能を確保し、浄水場から主要給水所に至る送配水幹線を最優先として配水本管、配水支管、給水装置の順に復旧を進め、給水の再開に努める。なお、給水拠点までの各管路も最優先管路として復旧する。

(1) 応急復旧活動の実施

ア　配管設備破損の場合

(ｱ) 応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網からの給水を図る。

(ｲ) 大規模な配水管が破損し、復旧が困難な地区に対しては、応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。

(ｳ) 県（企業庁）の施設に大きな被害が発生し、県水受水市町村等への送水ができない場合は、浄水場や広域調整池等を拠点とした給水と連絡管による給水を図る。

イ　水源破壊の場合

復旧が困難な水源では、河川水路の最寄り地点に応急的ポンプ設備を設けて、仮設配管によって導水路へ連絡する。

(2) 停電のための給水不能を予想して、自家発電装置を設置する。

(3) 応急復旧工事協力工事店

水道施設の復旧工事については、北名古屋水道企業団が直接又は請負により行う。

(4) 応急資器材の確保

ア　応急修理にあてるための資材は、台帳を整備し常に保有する。

イ　応急に飲料水を供給するための器材を保有する。

(5) 拠点給水箇所

災害により配管等施設に支障が生じ、給水が不可能になった場合は拠点給水を行う。

(6) 応援の要請

ア　水道事業者は、応急復旧作業等を自己の力で処理し得ないと判断される場合、「水道災害相互応援に関する覚書（昭和 53 年３月 29 日締結）」により、地域水道連絡協議会長、県企業庁長、日本水道協会愛知県支部長、県の順序に従い応援を要請する。

イ　県は、被害状況により必要があると認めたときは、応援可能な県内水道事業者等へ応援するよう指示する。

ウ　さらに県は、水道事業者への応援事項について、自衛隊あるいは国等への応援を要請する。

(7) 応援・受援体制の確立

被災した県内の水道施設を早期に復旧するため、県内水道事業者等の被災情報等を一元的に管理し、県内外からの応援活動の迅速かつ円滑な調整を図ることを目的として、「愛知県水道震災復旧支援センター」を設置し、愛知県水道震災広域応援体制を整える。

第 4 節　下水道施設対策

第 1　下水道管理者（県（建設局）及び町）における措置

下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、次の措置を講ずる。

(1) 応急復旧活動の実施

ア　下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い、排水機能の回復に努める。

イ　ポンプ場、終末処理場

各施設の被害状況に応じて、関係機関に情報伝達の上、緊急措置を講ずる。また、停電、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるように努める。

なお、排水機能や処理機能に影響が出た場合、まず市街地から下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。

次に、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限にとどめるため、処理場内の使用可能な池等を沈殿池や塩素消毒池に転用する等により、簡易処理を弾力的に行うとともに、早急に高級処理機能の回復に努める。

第 5 節　通信施設の応急措置

第 1　県（防災安全局、総務局）、町及び防災関係機関における措置

大地震の発生により、電気通信が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた専用通信である。特に、県、町、県警察、気象台、国土交通省、さらに電力・ガス会社等の防災関係機関の情報連絡網は極めて重要な役割をもっているので、適切な応急措置が要求される。各機関においては、あらかじめ具体的な応急対策計画を作成しておく必要があるが、なかでも次のような点に格別留意して有効、適切な対応が図られるようにすべきである。

また、携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態が想定される。その際に避難所等を兼ねる県有施設に整備された無料公衆無線 LAN サービス（フリーWi-Fi）を活用し、避難者が被災情報の収集等を行える状態にすることは有効である。

(1) 要員の確保

専用通信施設の点検、応急復旧に必要な要員の確保を図る。

(2) 応急用資機材の確保

非常用電源（自家発電用施設、電池等）、移動無線、可搬型無線機等の仮回線用資機材などの確保を図る。また、基地局の使用不能事態に備え、屋外に応急無線基地局を速やかに設置できる体制をとる。

(3) 訓練の実施

各機関は、定期的又は随時に通信訓練を実施し、発災時に備えるよう努力する。

(4) 無料公衆無線 LAN サービス（フリーWi-Fi）の活用

ア　県（総務局）の連絡

県は大地震の発生により無料公衆無線 LAN を認証フリーとすべきであると判断した場合は、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」について、通信事業者（株式会社ワイヤ・

アンド・ワイヤレス）に災害時モードへの切替えを指示する。

イ　通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）の災害時モードへの切り替え

通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）は、県との事前の取り決めに従って指示内容を確認後、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」の災害時モードへの切替えを行い、認証フリーでインターネットに接続できるよう設定情報を変更する。

第 6 節　郵便業務の応急措置

第 1　日本郵便株式会社の措置

(1) 郵便物の送達の確保

ア　被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路若しくは方法の変更、郵便物の区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずるものとする。

イ　災害時において、重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、災害の規模及び郵便事業施設の被災状況に応じ、地域及び期間を限って郵便物の運送若しくは集配便を減便し、又は運送業務若しくは集配業務を休止するものとする。

(2) 郵便局の窓口業務の維持

災害時において、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった店舗について、仮店舗による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずるものとする。

なお、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱いを実施するものとする。

ア　被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。

イ　被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。

ウ　被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。

第 7 節　ライフライン施設の応急復旧

第 1　県、町及びライフライン事業者における措置

(1) 現地作業調整会議の開催

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する省庁、県、町、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実働部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

⑵ ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開

合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。

第 15 章　住宅対策

■基本方針

○　あらかじめ登録された各種調査の判定士を現地に派遣して技術的な危険度判定をし、その危険性を周知することにより、二次災害を未然に防止し、町民の生命の保護を図る。
○　判定活動の実施にあたっては、各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。
○　災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。
○　町は平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。また、災害時には適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。
○　家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。
○　応急仮設住宅の設置については、民間賃貸住宅等の空家・空室が存在する地域においては、民間賃貸住宅等の借上げによる方法を積極的に活用する。

■町の応急活動

発災	３日	１週間	復旧対応期
《応急危険度判定の実施》			
○被災建築物応急危険度判定実施本部等の設置			
○判定活動の実施			
《被災住宅等の調査》			
○被災住宅等の調査 →			
《公共賃貸住宅等への一時入居》			
○提供する住宅の選定・確保			
	○相談窓口の開設	○一時入居の開始	
○応援協力の要請			
《応急仮設住宅の設置》			
		○建設用地の確保	
○設置の要請		○入居者の選定・運営業務	
《住宅の応急修理》			
		○応急修理の実施の補助	

■町の措置

区分	主な措置
第１節 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定	第２　(1) 実施本部の設置
	第２　(2) 判定活動の実施
第２節 被災住宅等の調査	第２　被災住宅等の調査
第３節 公共賃貸住宅等への一時入居	第１　(1) 提供する住宅の選定・確保
	第１　(2) 相談窓口の開設
	第１　(3) 一時入居の終了
	第１　(4) 使用料等の軽減措置
	第１　(5) 応援協力の要請
第４節 応急仮設住宅の設置及び管理運営	第１　(2) 建設用地の確保
	第１　(5) 被災者の入居及び管理運営
第５節 住宅の応急修理	第２　応急修理に関する補助事務
第６節 障害物の除去	第１　(1) 障害物の除去の実施
	第１　(2) 他市町村又は県に対する応援要求

第１節　被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

第１　県（建築局）における措置

(1)被災建築物応急危険度判定支援本部及び被災宅地危険度判定支援本部の設置

実施要綱等に基づき、町の判定の実施とともに、応援判定士の派遣等の後方支援を行う被災建築物応急危険度判定支援本部及び被災宅地危険度判定支援本部（以下「支援本部」という。）を設置する。

支援本部は、第2(1)の被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部からの要請内容や被害状況を勘案して、支援実施計画を作成する。

(2) 判定活動の支援

支援本部は、被害の状況から必要に応じて国土交通省等に対して判定士の派遣等について応援要請するなど、支援が円滑に行われるよう努める。

第２　町における措置

(1) 被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部の設置

町の区域で判定を実施するに当たり、町災害対策本部の中に被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の支援本部へ支援要請を行う。

⑵ 判定活動の実施

実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、判定活動を実施する。

判定活動の実施にあたっては、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

第 2 節　被災住宅等の調査

第 1　県（防災安全局、建築局）における措置

県は地震災害のため住家に被害が生じた場合、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な以下の事項について状況把握を行う。

また、必要に応じて、町が行う調査を支援する。

⑴ 住家の被害状況

⑵ 被災地における住民の動向及びこれを踏まえた住宅に関する町の要望事項

⑶ 住宅に関する町の緊急措置の状況及び予定

⑷ 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等

⑸ その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

第 2　町における措置

町は地震災害のため住家に被害が生じた場合、罹災証明書の交付、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な次の調査を実施する。

⑴ 住家の被害状況

⑵ 被災地における住民の動向

⑶ 住宅に関する緊急措置の状況及び予定

⑷ 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等

⑸ その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

第 3 節　公共賃貸住宅等への一時入居

第 1　県（建築局）、町、地方住宅供給公社及び都市再生機構における措置

県、町及び地方住宅供給公社は、家屋に被害を受けた被災者の短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。

また、都市再生機構は、県からの要請に応じて、提供可能な空家を選定・確保し、空家の提供に協力する。

⑴ 提供する住宅の選定・確保

提供する住宅の選定にあたっては、地域の被災状況をできるだけ考慮し、利用可能な空家を確保する。

⑵ 相談窓口の開設

入居相談窓口は被災地域の状況により適宜開設する。

⑶ 一時入居の終了

この被災者対策は、応急措置として被災者の一時的な居住場所を提供するものであるので、一定期間をもって終了とする。

なお、終了に際しては被災者個々の状況を考慮して適宜対応するものであること。

⑷ 使用料等の軽減措置

被災者が被災による多額の経費負担を伴うことを考慮し、一時入居する住宅の使用料等については、できる限り軽減措置を図るものとする。

⑸ 他の都道府県への応援協力の要請

被災者数が多く、県内で用意した戸数では対応が難しい場合は、国を通じて他の都道府県に被災者の受け入れについて協力依頼を行い、必要な戸数の確保に努める。

資　料⑴ 賃貸借契約書（様式編様式第 29）

第 4 節　応急仮設住宅の設置及び管理運営

第 1　県（建築局）及び町における措置

県は、災害救助法に基づき、家屋に被害を受けた被災者の一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅を設置する。

応急仮設住宅の設置は、建設又は賃貸住宅の借り上げによるものとし、災害の特性等に応じて供与方法を選択する。

⑴ 応援協力の要請

町は、住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に対して、設置を要請する。

県は、応急仮設住宅の設置に当たっては、協定締結団体に協力を要請する。

⑵ 建設用地の確保

町は、応急仮設住宅の建設用地を、災害時の状況により、原則として町が予定した建設用地の中から、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定し、報告する。

なお、企業等の民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。また、二次災害に充分配慮する。

⑶ 応急仮設住宅の建設

県は、応急仮設住宅を次のとおり建設する。

ア　建物の規模及び費用

㈠ 1 戸当たりの建物面積及び費用は、災害救助法施行細則（昭和 40 年愛知県規則

第 60 号）に定める基準とする。

ただし、世帯の構成人数、資材の調達状況等により、基準運用が困難な場合は、市町村ごとに基準内において調整し、その規模及び費用の追加ができるものとする。

(ｲ) 建設資材の県外調達により、限度額での施工が困難な場合は、内閣総理大臣の承認を受けて当該輸送費を別枠とする。

イ　建設の時期

災害が発生した日から原則として 20 日以内に着工するものとする。

ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長するものとする。

ウ　建設方法

所定の基準により直接建設業者に依頼し、原則としてリース又は買取りにより設置する。ただし、状況に応じて知事の事務の一部を行うこととされた町長が当該事務を行うことができる。

(4) 賃貸住宅の借上げ

県は、「災害時における民間賃貸住宅の活用についての手引」（平成 24 年 12 月国土交通省・厚生労働省）を参考に賃貸住宅の借上げを行う。

(5) 被災者の入居及び管理運営

町は、応急仮設住宅への入居対象者の選定とその管理運営を次のとおり行う。

ア　入居対象者

地震災害により被災し、原則として次のいずれにも該当する者とする。

(ｱ) 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。

(ｲ) 居住する住家がない者であること。

(ｳ) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができないものであること。

イ　入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、県が行う救助の補助として県から受託して、これを行う。

なお、入居者の選定にあたっては要配慮者に十分配慮する。

ウ　管理運営

(ｱ) 応急仮設住宅の管理運営については、県が行う救助の補助として県から受託して、これを行う。

(ｲ) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心･安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。

エ　供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から 2 年以内とする。なお、供用期間終了後は、県が譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

資　料(1) 応急仮設住宅入居申込書（様式編様式第 30（その 1））

(2) 決定通知書（応急仮設住宅入居申請書に対する）（様式編様式第 30（その 2））

(3) 豊山町応急仮設住宅入居契約書（様式編様式第 31）

(4) 応急仮設住宅入居者台帳（様式編様式第 32）

第 2　災害救助法の適用等

(1) 災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法県施行細則による。

(2) 災害救助法が適用されない場合の応急仮設住宅の設置及び管理運営は、町が行う。

第 5 節　住宅の応急修理

第 1　県（建築局）における措置

(1) 応急修理の実施

県は、災害救助法に基づき被災住宅の応急修理を行う。応急修理は、居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修するものであり、次のとおり実施する。

ア　応急修理を受ける者の範囲

(ｱ) 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者。

(ｲ) 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

イ　修理の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

ウ　修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法県施行細則に定める範囲内とする。

エ　修理の期間

災害が発生してから３か月以内（災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、６か月以内）に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

オ　修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

⑵ 応援協力の要請

県は、被災住宅の応急修理にあたっては、協定締結団体に協力を要請する。

第 2　町における措置

住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定と斡旋等の業務、請求書のとりまとめ並びに県への各種情報提供等を行う。

第 3　災害救助法の適用

⑴ 災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、当該事務は町長への委任を想定しているため、町が実施することになる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法県施行細則による。

⑵ 災害救助法が適用されない場合の住宅の応急修理は、町が行う。

第 6 節　障害物の除去

第 1　町における措置

⑴ 障害物の除去の実施

被災住宅の障害物の除去は、日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行うものとする。

ア　障害物除去の対象住家

土石、竹木等が居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれているため、居住者が現実に当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。

イ　除去の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

ウ　除去の費用

障害物の除去に要する費用は、災害救助法県施行細則に定める範囲内とする。

エ　除去の期間

災害が発生してから 10 日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に除去ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

オ　除去の方法

障害物の除去は、直接又は建築業者、土木業者に請負わせて実施する。

カ　給付対象者の範囲

住宅に土石、竹木等が運び込まれる被害を受けた者で、自らの資力では障害物の除去を行うことができない者とする。

⑵ 他市町村又は県に対する応援要求

町は、自ら障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ障害物の除去の実施又はこれに要する要員及び建築資機材につき応援を要求する。

資　料⑴ 障害物除去の状況記録簿（様式編様式第 36）

第 2　県（防災安全局）における措置

県は、町から応援の要求があった場合は、協定締結団体等に協力を要請する。

第 3　災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務は町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法県施行細則による。

第 16 章　学校における対策

■基本方針

○　災害のため児童生徒に対して、平常の学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設及び教職員の確保については、県教育委員会、町教育委員会、国立・私立学校設置者等が、教科書、学用品等の給与については、町長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された町長）が応急措置を講じ、応急教育を実施するものとする。

■町の応急活動

発災	３日	１週間	復旧対応期
○気象警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施	○教育施設の確保 ○教職員の確保	○広報・周知活動の実施 ○教科書等の給与（町立学校） ○応援の要求	

■町の措置

区分	主な措置
第１節 警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	第１　(1) 気象警報等の把握・伝達
	第１　(2) 臨時休業等の措置
	第１　(3) 避難等
第２節 教育施設及び教職員の確保	第１　(1) 応急な教育施設の確保及び応急な教育の実施
	第１　(2) 教職員の確保
	第３　他市町村・教育委員会に対する応援要求
第３節 応急な教育活動についての広報	広報・周知活動の実施
第４節 教科書・学用品等の給与	第２　(1) 児童・生徒に対する教科書・学用品等の給与
	第２　(2) 他市町村又は県に対する応援要請

第１節　警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置

第１　県（教育委員会）、町及び私立学校設置者（管理者）における措置

(1) 気象警報等の把握・伝達

学校に対して特定の対策等を伝達する必要のある場合は、次の区分により行う。ま

た、幼稚園、学校にあっては、家庭（保護者）への連絡方法をあらかじめ定めておく。

ア　町立学校

災害等に関する情報は、第３編第３章第１節「被害状況等の収集・伝達」に基づき、町に対して伝達されるので、町教育委員会が、各学校に対して伝達する。

イ　私立学校

各学校長は、関係機関と連絡を密にし、災害予防の適正を期する。

⑵ 臨時休業等の措置

授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保が困難であると思われる場合には、次により臨時休業等の措置をとる。

ア　町立学校

災害の発生が予想される場合は、町教育委員会又は各学校長が行うものとする。

ただし、各学校長が決定し行う場合は、町教育委員会と協議し、町教育委員会があらかじめ定めた基準によるものとする。

イ　私立学校

学校の置かれている地域の気象・水象等に留意し、各学校が定めた基準により、各学校の校長が行うものとする。

⑶ 避難等

学校等において災害が発生し、又はそのおそれがある場合には、事態に即応して各学校等であらかじめ定めた計画により避難する。

町から、避難所等の開設の要請を受けた学校等にあっては、町と緊密な連絡をとるとともに、これに積極的に協力する。

第２節　教育施設及び教職員の確保

第１　県（教育委員会）、町及び私立学校設置者（管理者）における措置

⑴ 応急な教育施設の確保及び応急な教育の実施

ア　校舎等の被害が軽微な場合

速やかに応急修理を行い、授業等を実施する。

イ　被害が相当に大きいが校舎等の一部が使用可能な場合

使用可能な校舎において安全を確保し、授業等を実施する。

なお、一斉に授業が実施できない場合は、二部授業又は地域の公共施設利用による分散授業を実施するなどの措置を講ずる。

ウ　校舎等が被災により全面的に使用困難な場合

町内の公民館等公共施設、近隣の学校の校舎等を借用し、授業等を実施する。

エ　特定地域内の教育施設の確保が困難な場合

他地域の公民館等公共施設、校舎等を借用し、授業等を実施する。

オ　校舎等が集団避難施設となる場合

授業実施のための校舎等の確保は、イからエの場合に準ずるものとする。また、校舎等での避難生活が長期にわたる場合は、応急教育活動と避難活動との調整について町と協議を行い、授業の早期再開を図る。

なお、利用できる施設の確保が困難な場合は、応急に設置された仮校舎で授業等を実施する。

⑵ 教職員の確保

校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要するため、児童生徒を集団的に避難させた場合は、原則として当該校の教職員がそれに付き添って行くものとするが、教職員の人的被害が大きく、応急の教育の実施に支障があるときは、他の教育機関の了承を得て他校の教職員の援助を求め、又はこれに必要な教職員を臨時に採用する等、必要教職員の確保に万全を期する。

第 2　県（教育委員会）における措置

⑴ 他県に対する応援要求

県教育委員会は、自ら学校教育を実施し、又は町教育委員会及び私立学校設置者（管理者）からの応援要求事項を実施することが困難な場合、他県へ教育の実施又はこれに要する教育施設、教職員等につき応援を要求する。

⑵ 他市町村教育委員会に対する応援指示

県教育委員会は、町教育委員会の実施する教育につき、特に必要があると認められるときは、他市町村教育委員会に応援するよう指示する。

第 3　町における措置

町教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合、他市町村教育委員会又は県教育委員会へ教育施設及び教職員の確保につき応援を要求する。

第 4　私立学校設置者（管理者）における措置

自ら応急の教育の実施が困難な場合、他の私立学校設置者（管理者）、町教育委員会又は県教育委員会へ教育の実施又はこれに要する教育施設及び教職員の確保について応援を要求する。

第 3 節　応急な教育活動についての広報

第 1　県（教育委員会）、町及び私立学校設置者（管理者）における措置

応急な教育活動の開始に当たっては、開始時期、方法等について児童生徒、保護者等への周知を図る。

第 4 節　教科書・学用品等の給与

第 1　県（県民文化局、教育委員会）における措置

(1) 文部科学省等に対する応援要請

県は、児童及び生徒に対して自ら教科書・学用品等の給与を実施、又は町からの応援要求事項を実施することが困難な場合、教科書については文部科学省へ、その他の学用品等については中部経済産業局へ調達につき応援を求める。

(2) 他市町村に対する応援の指示

県は、町の実施する教科書・学用品等の給与につき、特に必要があると認められるときは、他市町村に応援するよう指示する。

第 2　町における措置

(1) 児童・生徒に対する教科書・学用品等の給与

町は、災害により教科書・学用品等を喪失又はき損し、就学上支障を来した町立小・中学校等の児童・生徒に対して、教科書・学用品等を給与する。

ただし、教科書については、給与するために必要な冊数等を、「事故発生等の報告について（平成 22 年 3 月 26 日 21 教総第 947 号）」により、速やかに（7 日以内）県教育委員会に報告するものとする。

ア　対象者

(ｱ) 住家に全壊（焼）、流失又は半壊（焼）、床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む）により、学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学児童及び中学生徒。

(ｲ) 義務教育に関するものだけに限られること。

(ｳ) 現に学用品がなくなった者であること。

イ　給与の方法

(ｱ) 給与の対象となる児童、生徒の数を把握するため、被災者名簿と、各学校における学籍簿とを照合し、被害別、学年別に給与対象人員を正確に把握する。

(ｲ) 教科書については、学年別、学科別、発行所別に調査集計し、調達配分する。

(ｳ) 文房具、通学用品は前記の給付対象人員に基づいた学用品購入（配分）計画表により購入する。

ウ　学用品の品目

(ｱ) 教科書、教材

(ｲ) 文房具

(ｳ) 通学用品

エ　費用の限度

教科書及び学用品の給与の費用の限度は、災害救助法県施行細則の基準による。

オ　給与の期間及び記録等

(ｱ) 学用品が最終的に被災児童、生徒の手に渡るまでの期間をいう。

ａ　教科書、教材　　１か月以内

ｂ　文房具、通学用品　　15 日以内

(ｲ) 学用品の給与を実施したときは、次の書類、帳簿等を必ず保管しなければならない。

ａ　学用品購入（配分）計画表（様式第 41）

ｂ　学用品給与簿（様式第 42）

ｃ　学用品出納に関する帳簿

ｄ　学用品の購入関係支払証拠書類

ｅ　備蓄物資払出証拠書類

資　料(1) **学用品購入（配分）計画表（様式編様式第 41）**

(2) **学用品給与簿（様式編様式第 42）**

(2) 奨学に関する措置

公立学校にあっては保護者の申請により、その被害の程度に応じて費用の支払いの延期、減額又は免除等の必要な措置を講ずる。

(3) 学校給食の応急実施

ア　給食施設設備の整備

給食センターの給食施設設備は応急給食のほか、災害時には非常炊出しにも使用するので、被害のあったときは速やかに修理する。

イ　給食用の物資の確保

給食センターの給食施設の損壊により、給食が実施できないときは最寄りのパン委託工場及び委託乳工場等に対し、緊急指令により、必要量の供給を要請する。

(4) 福祉、保育の応急実施

ア　福祉施設及び保育所は避難所として使用するため、速やかに損壊部分の応急復旧を行う。

イ　避難所として使用しない福祉施設、保育所において速やかに福祉、保育を開始する。

ウ　福祉施設・保育所が使用不可能な場合は、他の施設において福祉、保育を開始するよう努める。

(5) 他市町村又は県に対する応援要請

町は、自ら教科書・学用品等の給与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ教科書・学用品等の給与の実施調達につき、応援を求める。

資　料(1) **教科書の調達（資料編第 5 章 5(1)）**

(2) **学用品の調達（資料編第 5 章 5(2)）**

第 3　災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務は町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法県施行細則による。

第４編　災害復旧・復興

第４編　災害復旧・復興

第１章　復興体制

■基本方針

○　大規模災害からの円滑かつ迅速な復興を図るため、復興体制を整備する。
○　大規模災害により被災した地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、計画的に復興を進める。
○　県及び町は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国や他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等の協力を求める。
○　被災地の復旧・復興に当たっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に、障害者や高齢者、女性等の参画を促進する。

■町の措置

区分	主な措置
第１節 復興本部の設置等	第１　(1) 復興計画の策定
第２節 職員の派遣要請	第１　(1) 国の職員の派遣要請
	第１　(2) 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請
	第１　(3) 職員派遣のあっせん要求

第１節　復興本部の設置等

第１　町における措置

(1) 町復興計画の策定

特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域や多数の住民が避難等を余儀なくされた地域など、復興法に定める要件に該当する地域をその区域とする町は、国の復興基本方針及び県復興方針に則して、町復興計画を策定し、これを着実に実施することにより、被災地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

第２節　職員の派遣要請

第１　町における措置

(1) 国の職員の派遣要請（復興法第 53 条）

町長は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(2) 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第 252 条の 17）

町長は、町の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団

体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

⑶ 職員派遣のあっせん要求（復興法第 54 条）

町長は、知事に対し復興法第 53 条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、町長は、知事に対し地方自治法第 252 条の 17 の規定による他の普通地方公共団体職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

第２章　公共施設等災害復旧対策

■基本方針

○　公共施設等の復旧にあたっては、原形復旧を基本とするが、再度の災害防止等の観点から必要な場合は、改良復旧や関連事業を取り入れて実施するものとする。
○　大規模な災害が発生した場合において、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続き及び指定を受けた場合の手続き等を行う。
○　暴力団等による復旧・復興事業への参入・介入等を防止するため、県警察と関係機関が連携して暴力団排除活動に努めるものとする。

■町の措置

区分	主な措置
第２節 激甚災害の指定	第１　(1) 激甚災害の指定に係る調査
	第１　(3) 指定後の手続き
第３節 暴力団等への対策	第２　(1) 復旧・復興事業からの暴力団排除
	第２　(2) 公の施設からの暴力団排除

第１節　公共施設災害復旧事業

第１　各施設管理者における措置

各施設管理者は、災害の原因を詳細に調査して適切な復旧計画を策定し、被害の程度や経済的、社会的影響を踏まえて、緊急度の高いものから速やかに復旧事業を実施するものとする。

第２　災害復旧事業の種類

(1) 公共土木施設災害復旧事業
　ア　河川災害復旧事業
　イ　道路災害復旧事業
　ウ　下水道災害復旧事業
　エ　公園災害復旧事業
(2) 農林水産業施設災害復旧事業
(3) 都市災害復旧事業
(4) 水道災害復旧事業
(5) 住宅災害復旧事業
(6) 社会福祉施設災害復旧事業
(7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業

⑻ 学校教育施設災害復旧事業
⑼ 社会教育施設災害復旧事業
⑽ その他の災害復旧事業

第３　災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚法に基づき援助される事業は次のとおりである。

⑴ 法律
ア　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
イ　公立学校施設災害復旧費国庫負担法
ウ　公営住宅法
エ　土地区画整理法
オ　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
カ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律
キ　予防接種法
ク　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
ケ　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法

⑵ 要綱等
ア　公立諸学校建物その他災害復旧費に対し、公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱に基づき予算の範囲内で国庫補助する。
イ　都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の 2/3 又は 1/2 を国庫補助する。
ウ　水道施設の災害復旧費に対し、予算の範囲内で、災害復旧事業費の 1/2 を国庫補助する。

第４　重要物流道路（代替・補完路を含む。）の指定に伴う災害復旧事業の代行

重要物流道路（代替・補完路を含む。）に指定された道路で、災害復旧に関する工事に高度の技術を要するもの又は、高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものについては、県又は町からの要請により国が代行して実施することができる。

第５　費用の負担者

⑴ 災害予防及び災害応急対策に要する費用

災害予防及び災害応急対策に要する費用は、法令に特別の定めがある場合には予算

の範囲内において特別の措置が講じてある場合を除き、その実施責任者が負担するものとする。

⑵ 応援に要した費用

実施責任者が他の地方公共団体の長の応援を受けた場合、その応援に要した費用は当該応援を受けた地方公共団体の長が負担する。しかし１年ふりかえ支弁を求めることができる。

⑶ 知事の指示に基づいて町長が実施した費用

知事の指示に基づいて町長が実施した応急措置のために要した費用及び応援を受けた費用で町が負担することが困難又は不適当なもので政令の定めるものについては、国がその一部を負担する費用を除いて政令が定めるところによって知事が一部又は全部を負担する。

その負担率については災害対策基本法施行令第 40 条により負担することが不適当と認められるもののうち、町が区域内で実施した応急措置のために要する費用については 2/3、応援のために要した費用で負担することが困難なものは全部を県が負担する。

第２節　激甚災害の指定

第１　県（防災安全局、関係局）における措置

⑴ 激甚災害の指定に係る調査

県は、町の被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係局で必要な調査を実施するものとする。

関係局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう努めるものとする。

⑵ 国機関との連絡調整

県は、激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは、国の機関と密接な連絡の上、指定の促進を図るものとする。

⑶ 指定後の手続き

激甚災害の指定を受けたときは、激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、関係局は負担金等を受けるための手続きその他を実施するものとする。

第２　町における措置

⑴ 激甚災害の指定に係る県調査等への協力

町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

⑵ 指定後の関係調書等の提出

町は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係局に提出しなければならない。

第３　激甚災害に係る財政援助措置

⑴ 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

ア　公共土木施設災害復旧事業
イ　公共土木施設災害関連事業
ウ　公立学校施設災害復旧事業
エ　公営住宅災害復旧事業
オ　生活保護施設災害復旧事業
カ　児童福祉施設災害復旧事業
キ　老人福祉施設災害復旧事業
ク　身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
ケ　障害者支援施設等災害復旧事業
コ　婦人保護施設災害復旧事業
サ　感染症指定医療機関災害復旧事業
シ　感染症予防事業
ス　堆積土砂排除事業 ｛（公共的施設区域内）／（公共的施設区域外）｝
セ　湛水排除事業

⑵ 農林水産業に関する特別の助成

ア　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
イ　開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
ウ　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
エ　森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
オ　土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

⑶ 中小企業に関する特別の助成

ア　中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
イ　小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
ウ　事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

⑷ その他の財政援助及び助成

ア　公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
イ　私立学校施設災害復旧事業に対する補助
ウ　町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
エ　母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
オ　水防資材費の補助の特例

カ　罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
キ　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
ク　雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第３節　暴力団等への対策

第１　県警察における措置

⑴ 暴力団等の動向把握

災害発生時には、暴力団等が復旧・復興事業に介入するなどの資金獲得活動を展開することが予想されるため、暴力団等の動向把握を徹底する。

⑵ 暴力団等の取締り、復旧・復興事業からの暴力団排除

暴力団等による不法行為の取締りを徹底するとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等との連携を強化し、暴力団等による復旧・復興事業への参入・介入を防止するための取組を推進するなど、暴力団排除活動を徹底する。

⑶ 暴力団排除に関する広報活動等

暴力団等による復旧・復興事業への介入状況等に関する広報を積極的に行うとともに、暴力団員の不当要求行為等に関する情報提供、相談に対して的確な対応を行う。

第２　県及び町における措置

⑴ 復旧・復興事業からの暴力団排除

復旧・復興事業については、暴力団等の参入・介入を防止するために、暴力団排除条項を積極的に活用するなど暴力団排除活動を徹底する。

⑵ 公の施設からの暴力団排除

被災者支援施策として県及び関係市町村が行う公営住宅、公営施設の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。

第３章　災害廃棄物処理対策

■基本方針

○　県及び町は、被災状況に即した災害廃棄物の処理を迅速に実施する。
○　被災地から排出されたし尿及びごみを速やかに処理して清潔さを保ち、環境衛生を確保する。

■町の措置

区分	主な措置
第１節 災害廃棄物処理対策	第２　(1) 災害廃棄物処理実行計画の策定
	第２　(2) 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理
	第２　(3) し尿・ごみの収集・運搬、処分
	第２　(4) 周辺市町村及び県への応援要請

第１節　災害廃棄物処理対策

第１　県（環境局）における措置

(1) 連絡調整及び支援・協力の実施

県は、町から次の事項等について要請があった場合は、事業者団体との協定に基づき応援を要請するとともに、災害応援が円滑かつ迅速に実施されるよう、必要な情報を収集・整理し、県内市町村、廃棄物処理業者の団体等の連絡調整を行う。

ア　し尿及び浄化槽汚泥の収集及び運搬
イ　災害廃棄物の撤去
ウ　災害廃棄物の収集及び運搬
エ　災害廃棄物の処分
オ　被災地域で廃棄される冷凍空調機器等からのフロン類の回収

また、必要に応じて、廃棄物の広域的な処理体制を確保するため、国、他県、町、廃棄物処理業者の団体等と緊密な連絡調整を行い、被災状況に応じた支援・協力を行う。

資　料(1) 災害時における廃棄物の処理等に関する協定（資料編第 12 章）

第２　町における措置

(1) 災害廃棄物処理実行計画の策定

町は、被災状況を調査し、発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、その発生量を推計した上で、災害廃棄物処理実行計画を策定する。

(2) 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理

ア　町は、災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に実施するため、収集運搬機材、十分な

大きさの仮置場、中間処理施設及び最終処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村と密接な連絡の下に処理体制を確立し、災害廃棄物の計画的な収集・運搬・処分を行う。

イ　災害廃棄物処理に当たっては、作業現場においてできる限り分別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、仮置場等でも選別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化を図りつつ、適正な処理を行う。また、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。

ウ　環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

エ　ボランティア、ＮＰＯ等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、ＮＰＯ等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

⑶ し尿・ごみの収集・運搬、処分

し尿・ごみの収集・運搬は、被災地の状況を考慮し、避難所や緊急を要する地域から実施する。収集・運搬したし尿は、し尿処理施設等に投入し処分する。また、収集・運搬したごみは、焼却処分を原則とするが、不燃性又は焼却できないものについては、破砕処理や埋立処分等を行う。なお、これらの収集・運搬、処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行い、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。

⑷ 周辺市町村及び県への応援要請

県及び町は、災害が発生した場合に備えて、平成 26 年１月１日付けで「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定」を締結している。

町は、自らによる処理が困難で応援等が必要な場合は、周辺市町村又は県に応援要請を行う。

資　料　(1) し尿運搬車（資料編第 4 章 8(1)）
　　(2) ごみ処理施設（資料編第 4 章 8(2)）
　　(3) ごみ運搬車（資料編第 4 章 8(3)）

災害時の支援体制

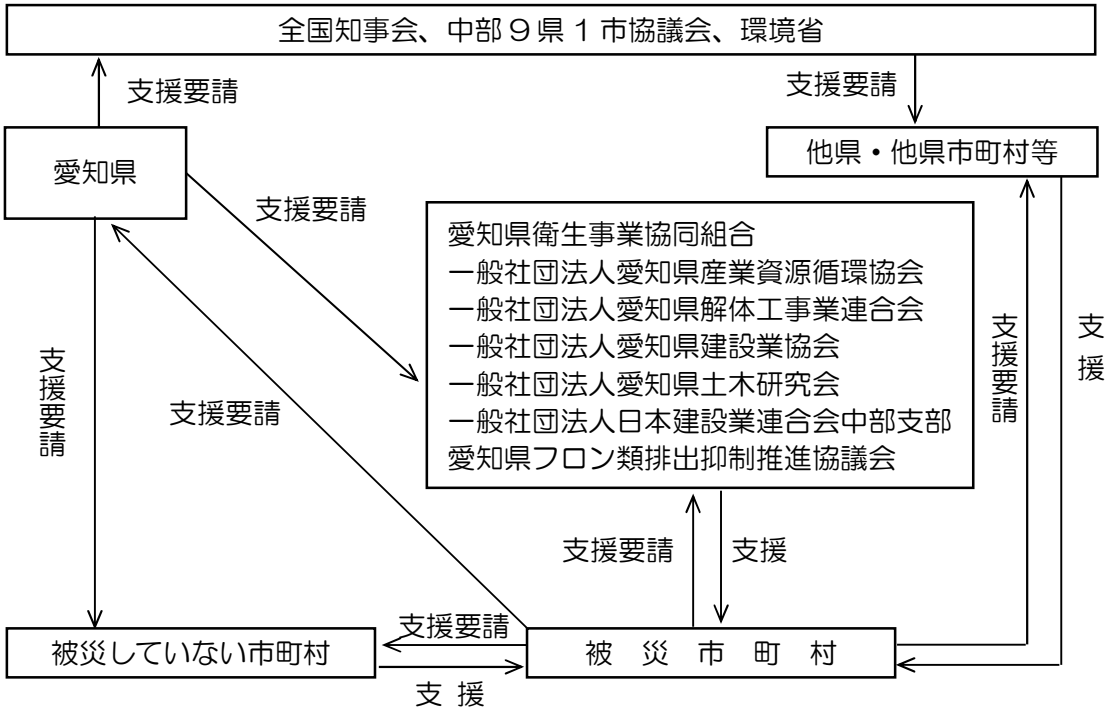
全国知事会、中部９県１市協議会、環境省
支援要請
支援要請
愛知県
他県・他県市町村等
支援要請
愛知県衛生事業協同組合
一般社団法人愛知県産業資源循環協会
一般社団法人愛知県解体工事業連合会
一般社団法人愛知県建設業協会
一般社団法人愛知県土木研究会
一般社団法人日本建設業連合会中部支部
愛知県フロン類排出抑制推進協議会
支援要請
支援要請
支援要請
支援
支援要請
支援
支援要請
被災していない市町村
被　災　市　町　村
支　援

第４章　震災復興都市計画の手続き

■基本方針

○　県及び町は、地震の発生により都市基盤が脆弱な市街地が大規模に被災した場合などに、緊急かつ円滑に市街地を復興するため、建築基準法、被災市街地復興特別措置法、都市計画法に基づく建築制限を行いながら、地域住民との合意形成を図り、計画的な市街地の整備事業を進める。（手続きの詳細は、「愛知県震災復興都市計画の手引き」を参照する。）

■町の措置

区分	主な措置
第１節 第一次建築制限	第１　(1) 市街地の被災状況把握
	第１　(2) 建築基準法第 84 条の区域（案）の作成及び県への申出
	第１　(3) 町都市復興基本方針の策定と公表
第２節 第二次建築制限	第１　町都市復興基本計画（骨子案）の策定と公表
	第２　被災市街地復興推進地域の都市計画決定
第３節 復興都市計画事業の都市計画決定	第１　町都市復興基本計画の策定と公表
	第２　復興都市計画事業の都市計画決定

第１節　第一次建築制限

第１　町における措置

(1) 市街地の被災状況を把握する。

(2) 被災状況を踏まえ、建築基準法第 84 条の区域の案を作成し、発災後 10 日以内に、県（建築指導課）に申出を行う。

(3) 町は、発災後 14 日以内に、第一次建築制限の設定方針を踏まえ、都市復興の理念や目標等、都市の復興に当たっての大まかな方向性を示した基本方針を策定する。

第２　県（都市・交通局、建築局）における措置

県は、都市計画関係各課で構成する「県復興都市計画連絡会」を組織し、関係市町村から申出のあった案について調整を行い、関係法令等に適合するものについては、発災後14日を目処に建築基準法第84条に基づく建築制限区域として指定し、町に通知する。

第３　指定基準

次の各号に該当する市街地について必要と認めるときは、特定行政庁は、建築基準法第 84 条の区域（災害が発生した日から一月以内の期間を限り、その区域内における建築

物の建築を制限し、又は禁止することができる。更に一月を超えない範囲内において、期間を延長することができる。）を定める。

⑴ 大規模な火災、震災その他の災害により当該区域内において相当数の建築建物が滅失したこと。

⑵ 公共の用に供する施設の整備状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の環境が形成されるおそれがあること。

⑶ 当該区域の緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他建築物若しくは建築敷地の整備又はこれらと併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備に関する事業を実施する必要があること。

第２節　第二次建築制限

第１　都市復興基本計画（骨子案）の策定と公表

県及び町は、基本方針を踏まえた上で発災後２ヶ月以内に、都市復興の骨格部分の考え方を示した基本計画（骨子案）を策定する。県都市復興基本計画（骨子案）は、町都市復興基本計画（骨子案）に先立ち、策定と公表をする。

基本計画（骨子案）は、発災後２ヶ月で地域住民と行政の都市復興に関する合意形成を推進させ、後の都市計画事業決定の手続き等を円滑にし、被災地の迅速な復興を推進するために策定する。

第２　被災市街地復興推進地域の都市計画決定

建築基準法第 84 条の区域指定の後、町は被災市街地復興特別措置法（平成７年法律第 14 号）第５条第１項の規定による被災市街地復興推進地域を、都市計画に定める。

復興推進地域が決定されると、無秩序な建築等による防災上及び環境上、不良な市街地の再生を防止するため、一定期間（災害の発生した日から最長２年以内の日まで）、建築行為等の制限が行われる。

第３節　復興都市計画事業の都市計画決定

第１　都市復興基本計画の策定と公表

県及び町は、復興都市計画事業等の都市計画決定に先立ち、都市復興基本計画（都市復興マスタープラン）を策定・公表する。

町は都市復興基本計画（骨子案）の内容を基本として、各地区の復興都市計画事業等の検討状況、見通しスケジュール等を反映して都市復興基本計画を策定する。

策定に当たっては、復興に関する町基本方針、都市計画マスタープラン、総合計画等を踏まえるものとする。

第２　復興都市計画事業の都市計画決定

町は、被災市街地復興推進地域を都市計画決定した後、復興都市計画事業の都市計画決定や市街地開発事業の施行等必要な措置を講ずる責務が課されている。その計画策定にあたっては、被災者の生活再建に十分配慮し、できるだけ速やか（被災後６ヶ月を目途）に行うこととする。

第５章　被災者等の生活再建等の支援

■基本方針

○　被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。
○　被災者の住まいの確保については、自力での住宅再建（取得）を基本とし、再建（取得）を支援するとともに、住宅供給公社や民間等による住宅の供給を促進する。また、必要に応じて災害公営住宅を整備する。

■町の措置

区分	主な措置
第１節 罹災証明書の交付等	第１　(1) 罹災証明書の交付
	第１　(2) 被災者台帳の作成
第２節 被災者への経済的支援等	第１　(1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付
	第１　(2) 災害弔慰金の支給
	第１　(3) 町税等の減免等
	第１　(4) 義援金の受付、支給
第３節 住宅等対策	第２　(1) 災害公営住宅の建設
	第２　(2) 相談窓口の設置

第１節　罹災証明書の交付等

第１　県（防災安全局）における措置

(1) 市町村の支援等

ア　市町村の支援

県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行う。

なお、町から要請があった場合等必要に応じて、協定締結団体に対し、住家等の被害の程度の調査への応援協力を要請し、被災市町村の調査体制の強化を図る。

イ　説明会の実施、調査・判定方法の調整等

県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努める。

また、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じ

ることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。

⑵ 市町村のへの情報提供

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

第２　町における措置

⑴ 罹災証明書の交付

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

なお、住宅棟の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

また、住宅被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住宅被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

ア　罹災証明書の発行については、被害状況が確認できないときは取り敢えず本人の申告により仮罹災証明書を発行するものとする。

イ　罹災者の被害状況の調査確認を了したときは、仮罹災証明書を発行したものについては、罹災証明書に切替え発行するものとする。

ウ　罹災証明書の発行は１回とし、必要に応じて写に奥書証印の上交付するものとする。

⑵ 被災者台帳の作成

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

資　料⑴ 仮罹災証明書（様式編様式第 5）
⑵ 罹災証明書（様式編様式第 6）
⑶ 被害状況調査用紙（被災者台帳）（様式編様式第 4（その 1））
⑷ 世帯構成員別被害状況（様式編様式第 20）

第３　独立行政法人都市再生機構における措置

国又は地方公共団体からの要請に基づき、その業務の遂行に支障のない範囲で専門的知識を有する職員を被災地に派遣するものとする。

第２節　被災者への経済的支援等

第１　町における措置

⑴ 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付

町は、被災者生活再建支援金の支給申請書を受け付け、確認し、県へ送付する。

⑵ 災害弔慰金等の支給

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障害を受けた者に災害障害見舞金を支給するとともに、被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付を行う。

ア　災害弔慰金の支給

災害により死亡した者の遺族に対し、弔慰のため死亡者が生計維持者の場合は500 万円以内、その他は 250 万円以内の災害弔慰金を支給する。（費用負担：国2/4、県 1/4、市町村 1/4）

イ　災害障害見舞金の支給

精神又は身体に著しい障害を受けた者が生計維持者の場合は、250 万円以内、その他は 125 万円以内の災害障害見舞金を支給する。（費用負担：国 2/4、県 1/4、市町村 1/4）

ウ　災害援護資金の貸付

被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するために１世帯当たり350万円以内で被害の程度、種類に応じて災害援護資金の貸付けを行う。（費用負担：国 2/3、県 1/3）

⑶ 町税等の減免等

町は、被災により経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時に果たすことができない被災者に対し、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等を行う。

⑷ 義援金の受付、支給

各方面から被災者に対して寄託される義援金を受け付け、義援金配分委員会を組織し、被害状況に応じた配分計画をたて、被災者へ義援金を支給する。

ア　募集・受付

日赤県支部、報道機関、各種団体等は、災害の状況により募集期間を定めて、町の赤十字奉仕団、新聞、ラジオ、テレビ又は街頭募金等により募集することがある。

また、義援金品の受付窓口を開設して、寄託される義援金品を受け付ける。

イ　配分

町は、県、日赤県支部、報道機関、又は各種団体等から寄託された義援金品を適切かつ速やかに被災者に配分するため、町、関係団体で配分委員会を組織する。配

分にあたっては、被害の程度、対象者数などを勘案して、被災者に対して公平を期すように注意する。

第２　県社会福祉協議会における措置

「生活福祉資金貸付制度要綱」により災害を受けた低所得世帯に対し、その経済自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため１世帯当たり 150 万円を貸付上限額の目安として福祉資金の貸付けを行う。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付けの対象となる世帯については、同法に基づく貸付を利用することを原則とし、本制度は、特に当該世帯の自立更生を促進するため必要があると認められる場合に利用する。

第３節　住宅等対策

第１　県（建設部）における措置

⑴ 災害公営住宅の建設

被害が甚大で町において災害公営住宅の建設が困難な場合は、県が町に代わり災害公営住宅を建設するものとする。

なお、災害公営住宅等の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。

⑵ 相談業務の支援市町村が実施する住宅の再建・補修等に係る相談業務を支援するため、住宅の再建、修理、購入に係る融資等支援情報、既存不適格建築物に係る建築協定の活用等について町へ情報提供を行うものとする。

また、相談業務に関する協定に基づき、関係団体に対し、相談員の派遣を要請するとともに、必要に応じて県職員の応援派遣を行うものとする。

第２　町における措置

⑴ 災害公営住宅の建設

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、町は公営住宅法に基づき災害公営住宅を建設するものとする。

⑵ 相談窓口の設置

相談窓口を設置し、被災した住宅の補修・復旧方法（技術面）、住宅再建に係る支援制度、住宅再建用地の確保、被災した住宅の解体撤去方法、災害公営住宅への入居等についての相談に対応する。

第３　独立行政法人住宅金融支援機構東海支店における措置

⑴ 住宅復興資金

住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により、災

害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。

⑵ 住宅相談窓口の設置

県と協議のうえ必要と判断される場合は、被災者の住宅再建や住宅ローン返済に関する相談に応じるため、住宅相談窓口を設置し、住宅の早期復興を支援する。

⑶ 既存貸付者に対する救済措置

独立行政法人住宅金融支援機構融資に係る債務者について、貸付金の返済猶予等、被災者の便宜を考慮した措置を必要に応じて講ずる。

第６章　商工業・農林水産業の再建支援

■基本方針

○　被災した中小企業、農林水産業者に対し、事業資金の融資等による支援を行うとともに、関係団体等の支援情報をとりまとめて提供することにより、早期の事業再開を支援する。

■町の措置

区分	主な措置
第１節 商工業の再建支援	第１　(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置
第２節 農林水産業の再建支援	第１　(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置
	第１　(2) 金融支援等
	第１　(3) 施設復旧

第１節　商工業の再建支援

第１　町における措置

(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置

町は、被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報について、広く被災者に広報するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。

第２節　農林水産業の再建支援

第１　町における措置

(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置

町は、天災融資制度や日本政策金融公庫の融資制度（農林漁業セーフティネット資金等）等の支援制度について、被災した農林水産業従事者に提供するとともに、必要に応じて、農林水産業に関する相談窓口を設置する。

(2) 金融支援等

町は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づく利子補給等を実施する。

(3) 施設復旧

第２章 公共施設等災害復旧対策 参照

第５編　南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

第５編　南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

■基本方針

○　南海トラフ地震臨時情報の発表の有無に関わらず、従前から実施している突発地震の備えを実施することを基本とし、さらなる被害の軽減を目指す観点で、南海トラフ地震臨時情報を有効に活用することが重要である。

○　南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応を、県、市町村、防災関係機関等が地域の実情に応じてあらかじめ検討し、連携協力して防災対応がとれる体制を確保する。

■町の措置

区分	主な措置
１．南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応	情報収集・連絡体制の整備
２．南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応	情報収集・連絡体制の整備 住民への周知・呼びかけ 避難対策等
３．南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応	情報収集・連絡体制の整備 住民への周知・呼びかけ

１．　南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応

第１　情報収集・連絡体制の整備

県（防災安全局、関係局）は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、愛知県災害対策実施要綱に定めるところにより県災害対策本部（第２非常配備（準備体制））を設置する。また、町及び防災関係機関は、あらかじめ定められた必要な体制をとる。（南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、第３編第２章「避難行動」第１節「緊急地震速報の伝達」第６「地震情報等情報の伝達」を参照。）

２．　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応

第１　情報収集・連絡体制の整備

県（防災安全局、関係局）は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等」という。）が発表された場合は、愛知県災害対策実施要綱に定めるところにより県災害対策本部（第２非常配備（警戒体制））を設置し、必要に応じてその体制を拡張した体制をとる。また、町及び防災関係機関は、あらかじめ定められた必要な体制をとる。（南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、第３編第２章「避難行動」第１節「緊急地震速報の伝達」第６「地震情報等情報の伝達」を参照。）

第２　後発地震に対して警戒・注意する体制を確保するべき期間

県（防災安全局、関係局）及び町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0 以上の地震の発生から１週間、後発地震（規模は最大クラス（M9）を想定）に対して、警戒する体制を確保するものとする。また、当該期間の経過後１週間、後発地震に対して注意する体制を確保するものとする。

第３　住民への周知・呼びかけ

県（防災安全局、関係局）及び町は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係がある事項について周知するものとする。また、国からの指示に基づき地域住民等に対して避難の継続（事前避難）等のあらかじめ定められた措置、及び家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。（参考：第２編第 12 章 「防災訓練及び防災意識の向上」第２節「防災のための意識啓発・広報」及び第３編第３章「災害情報の収集・伝達・広報」第３節「広報」）

第４　避難対策等

（1）事前避難における避難所の運営

事前避難の際は、知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とするが、それが難しい住民に対しては、町において避難所の確保を行う。また、事前避難においては、被災後の避難ではないため、必要なものは避難者各自で準備することについて、住民に理解を得ることなどが必要である。（第３編第 10 章「避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策」第１節「避難所の開設・運営」及び「南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の内『巨大地震警戒時の事前避難』の検討手引き」参照。）

第５　消防機関等の活動

⑴ 町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び消防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。また、県は市町村が実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう支援するものとする。

⑵ 水防管理者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、次の事項を重点としてその対策を定め、後発地震に備えた必要な体制を確保するものとする。

ア　所管区域内の監視及び警戒

イ　水門・閘門等の操作

ウ　水防作業に必要な資機材の点検、整備、配備等

第６　警備対策

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

⑴ 正確な情報の収集及び伝達

⑵ 不法事案等の予防及び取締り

⑶ 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

第７　水道、電気、ガス、通信、放送関係

⑴ 水道

水道事業者等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

⑵ 電気

電力事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

⑶ ガス

ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

⑷ 通信

通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な体制を確保するものとする。

⑸ 放送

放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な体制を確保するものとする。

第８　金融

日本銀行名古屋支店が行う金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置を行うものとする。

第９　交通

⑴ 道路

ア　県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について、地域住民等に周知するものとする。

イ　県（関係局）は道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報について、道路情報板等により道路利用者へ情報提供するものとする。

⑵ 航空

空港管理者は、飛行場における対策について、津波に対する安全性に留意し、運航者に対する必要な航空情報の提供等必要な措置を講じるものとする。また、後発地震の発生に備えて応急対策活動の基地として使用するものについては、事前に必要な体制を整備するものとする。

第10　道路、河川その他の施設に関する対策

⑴ 不特定かつ多数の者が出入りする施設

ア　各施設に共通する事項

㈠ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

＜留意事項＞

・来場者等が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された際に、とるべき防災行動をとり得るよう適切な伝達方法を事前に検討すること。

・避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

㈡ 入場者等の安全確保のための退避等の措置

㈢ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

㈣ 出火防止措置

㈤ 水、食料等の備蓄

㈥ 消防用設備の点検、整備

㈦ 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手

するための機器の整備

(ｸ) 各施設における緊急点検、巡視

イ　個別事項

(ｱ) 学校にあっては、次に掲げる事項

ａ 児童・生徒等に対する保護の方法

ｂ 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

(ｲ) 社会福祉施設にあっては、次に掲げる事項

ａ 入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法

ｂ 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

(2) 公共土木施設等

ア　道路利用者への通行に関する情報提供や道路啓開の準備等

(3) 災害応急対策の実施上重要な建物

ア　災害対策本部が設置される庁舎の管理者は(1)のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

(ｱ) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

(ｲ) 無線通信機等通信手段の確保

(ｳ) 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ　避難所又は救護所の開設に必要な資機材の搬入配備

(4) 工事中の建築物等

施行管理者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置を定めることとする。

第 11　滞留旅客等に対する措置

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。県においては、町が実施する対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市町村が実施する活動との連携体制等、必要な措置を行うものとする。

第 12　広域応援部隊の活動

先発地震が発生した場合で、かつ南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、TEC-FORCE は、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成 27 年３月 30 日中央防災会議幹事会決

定、令和２年５月改訂）に基づき活動するものとする。

３．　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応

第１　情報収集・連絡体制の整備

県（防災安全局、関係局）は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等」という。）が発表された場合は、愛知県災害対策実施要綱に定めるところにより県災害対策本部（第２非常配備（準備強化体制））を設置する。また、町及び防災関係機関は、あらかじめ定められた必要な体制をとる。（南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、第３編第２章「避難行動」第１節「緊急地震速報の伝達」第６「地震情報等情報の伝達」を参照。）

第２　後発地震に対して注意する体制を確保するべき期間

県（防災安全局、関係局）及び町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0 以上M8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km 程度までの範囲でM7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生するケースの場合は１週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する体制を確保するものとする。

第３　住民への周知・呼びかけ

県（防災安全局、関係局）及び町は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民に密接に関係ある事項について周知するものとする。また、地域住民等に対し、家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。（参考：第２編第 12 章 「防災訓練及び防災意識の向上」第２節「防災のための意識啓発・広報」及び第３編第３章「災害情報の収集・伝達・広報」第３節「広報」）

（参考　南海トラフ地震に関する情報）

○南海トラフ地震に関連する情報は、「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名称で発表される。

○「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードが情報名に付記される。

○「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等が発表される。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の

定例会合における評価結果もこの情報で発表される。

「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内※1でマグニチュード6.8以上※2の地震※3が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で２時間後	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード※4 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○監視領域内※1において、モーメントマグニチュード※4 7.0 以上の地震※3が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）

		○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1　南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲

※2　モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始する

※3　太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く

※4　断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている

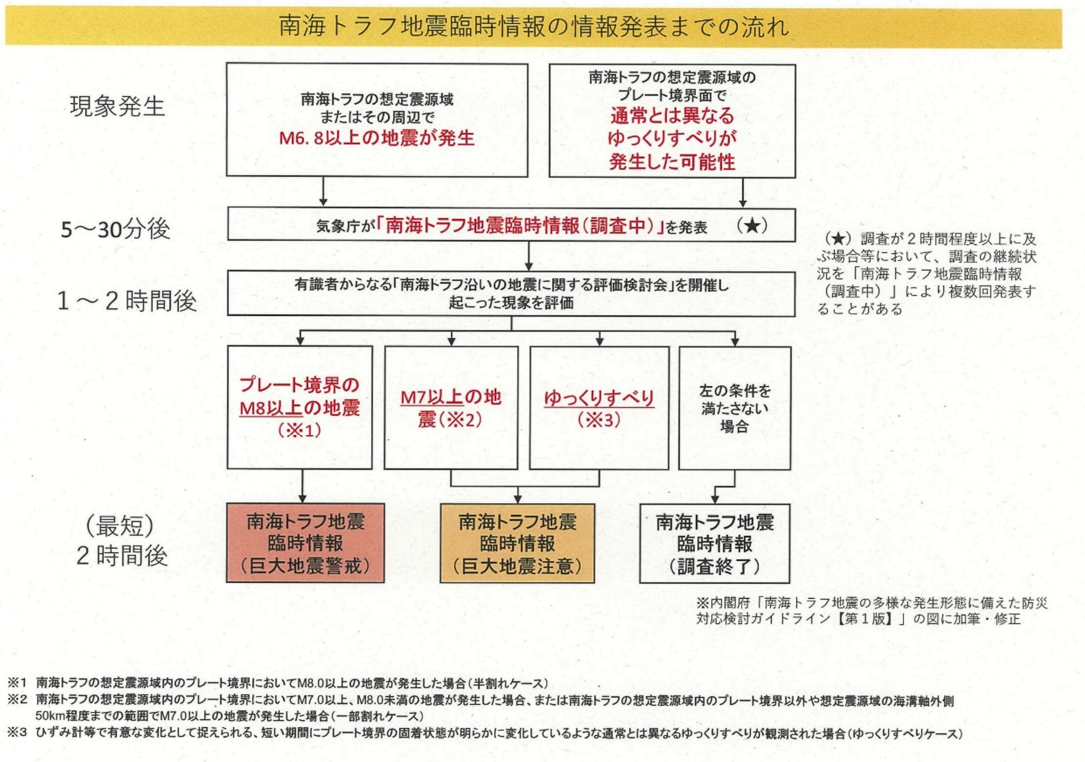

※大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画として定める「地震防災応急対策に係る措置に関する事項」は、別紙「東海地震に関する事前対策」のとおり。

◆別紙「東海地震に関する事前対策」

別紙　東海地震に関する事前対策

別紙　東海地震に関する事前対策

（現在、気象庁による「東海地震に関連する情報」の発表は行われていない。）

第１章　対策の意義及び東海地震に関連する情報

第１節　東海地震に関する事前対策の意義

東海地震の発生が予知され、東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合に、地震発生に備えて地震防災上実施すべき応急の対策（地震防災応急対策）を混乱なく迅速に実施することにより、また、東海地震注意情報が発表された場合に、実施すべき地震防災応急対策の準備的行動を行うことにより、地震被害の軽減を図ろうとするものである。

［地震発生後は、第３編「災害応急対策」に定めるところにより対処する。］

なお、この地震防災応急対策は、大規模地震対策特別措置法第６条第２項に基づく地震防災対策強化地域に関する地震防災強化計画の中核を成すものであるが、ここでは、東海地震の地震防災対策強化地域における対策のみならず、強化地域外での地震防災応急対策も併せて定める。

また、地震防災強化計画には、地震防災応急対策のほか、東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、東海地震に係る防災訓練に関する事項、及び東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項について定めることとされているが、これらの事項については、つぎのとおりとする。

第1　東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項

第２編「災害予防」第２章「建築物等の安全化」第５節「地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備」で定めるとおり。

第2　東海地震に係る防災訓練に関する事項

第２編「災害予防」第１０ 章「防災訓練及び防災意識の向上」第１節「防災訓練の実施」で定めるとおり。加えて、県は、東海地震の警戒宣言発令時の地震防災応急対策の周知、関係機関及び住民の自主防災体制との連携強化を目的として、中央防災会議の主唱により行われる国の総合防災訓練と連携を図りながら、警戒宣言の発令並びに東海地震注意情報及び東海地震に関連する調査情報（臨時）の発表に基づく非常配備員の参集訓練、情報の伝達・広報の訓練、地震防災応急対策の実施訓練などを実施する。

第3 東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

第２編「災害予防」第１０ 章「防災訓練及び防災意識の向上」第２節「防災のための意識啓発・広報」及び第３節「防災のための教育」で定めるとおり。加えて、次の措置を実施するものとする。

〔教育に関する事項〕

県（防災安全局）における措置

第２編第12 章第３節２で定める事項に加え、次の事項を教育する。

（1）東海地震の予知に関する知識

（2）東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容・性格並びにこれに基づく措置の内容

（3）警戒宣言が発せられた場合及び東海地震に関連する情報が発表された場合にとるべき行動に関する知識〔広報に関する事項〕

県（防災安全局、関係局）、市町村、県警察及び名古屋地方気象台等における措置

（1）防災意識の啓発

県は、警戒宣言発令時に県民が的確な判断に基づき行動できるよう、第３編第12 章第２節で定める事項に加え、次の事項を啓発する。

名古屋地方気象台は、第３編第12 章第２節で定める事項に加え、次の事項について解説に努め、正しい知識について啓発を図る。

ア 東海地震の予知に関する知識

イ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容・性格並びにこれに基づく措置の内容

ウ 警戒宣言が発せられた場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難･救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識

（2）防災に関する知識の普及

県及び町村、第３編第12 章第２節で定める事項に加え、警戒宣言発令時の心得に関する事項に留意する。

（3）自動車運転者に対する広報

県、町及び県警察は、警戒宣言が発せられた場合において、運転者として適切な行動がとれるよう事前に必要な広報等を行こととする。

（4）家庭内備蓄等の推進

県及び町は、警戒宣言が発せられた場合、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、第３編第12 章第２節で定めるとおり家庭内備蓄等を推進する。

また、警戒宣言が発せられた場合、発災による断水に備えて、緊急に貯水するよう呼びかける。

第２節　東海地震に関連する情報

第１　情報の種類

東海地域に関する観測データに有意な変化を観測した場合、気象庁がその原因等の評価を行い、「東海地震に関連する情報」を発表する。

これらの情報に関する説明は、資料編第 8 章予警報の地域細分及び予報警報等の種類と発表基準５　東海地震に関連する情報（東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報）に掲載。

第２　警戒宣言発令までの流れ

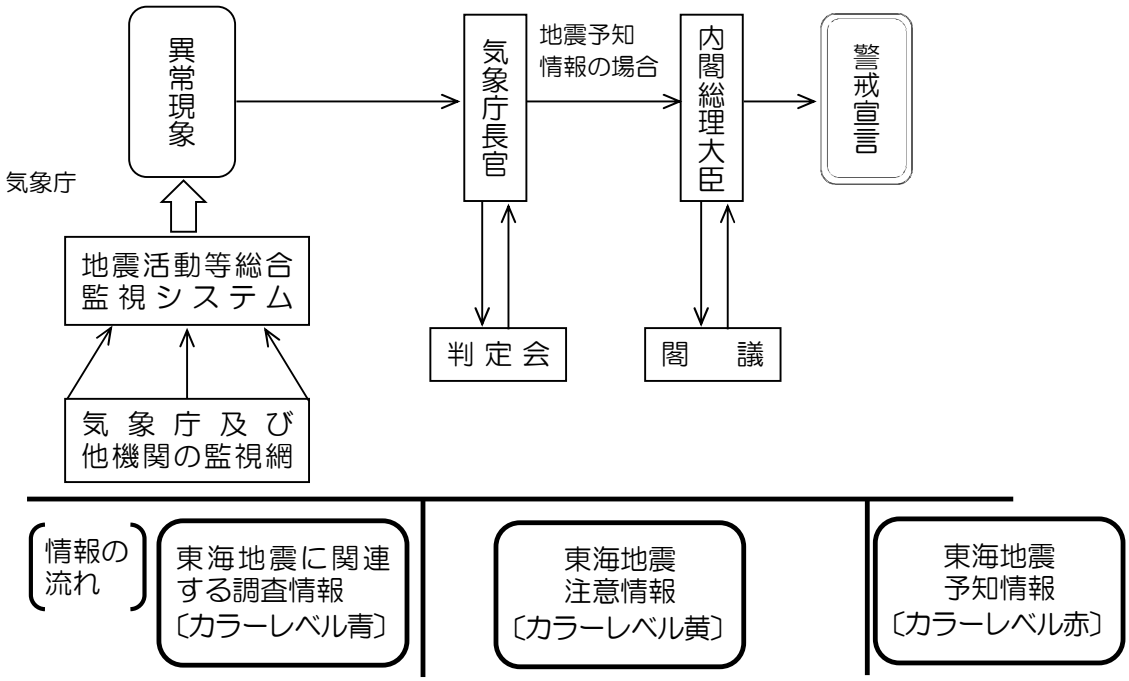

第２章　地震災害警戒本部の設置等

■基本方針

○　気象庁により東海地震注意情報が発表された場合、東海地震の地震災害に関する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）時に実施する地震防災応急対策を円滑に講じるため、担当職員の緊急参集等、地震防災応急対策の準備的な対応を講じるものとする。

○　内閣総理大臣により警戒宣言が発せられた場合、強化地域外の市町村及びその他の防災関係機関は災害対策本部あるいは地震災害警戒本部に準じた組織を、それぞれ速やかに設置して、地震防災応急対策を実施する。

○　警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、東海地震に関連する情報（東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報）の内容、その他これらに関連する情報（以下「東海地震に関連する情報等」という。）、あるいは避難状況等に関する情報の伝達については、防災関係機関相互間及び各機関内部において、確実に情報を伝達するものとする。

○　東海地震に関連する情報等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、各防災関係機関は、地震に関する情報等に対応する広報計画を作成し、これに基づき強化地域内外において広報活動を実施する。

■町の措置

区分	主な措置
第１節 地震災害警戒本部の設置等	第１　(1) 本部の設置及び廃止
	第１　(2) 活動準備態勢
	第１　(3) 職員の参集
第２節 警戒宣言発令時等の情報伝達	警戒宣言等の伝達
第３節 警戒宣言発令時等の広報	第１　問い合わせ窓口等の体制整備
第４節 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等	情報収集及び関係機関に対する情報伝達等

第１節　地震災害警戒本部の設置等

第１　町における措置

(1) 本部の設置及び廃止

警戒宣言が発せられた場合、町長は災害対策本部を町地域防災計画に基づき設置し、

的確かつ円滑にこれを運営し、地震災害に関する警戒解除宣言（以下「警戒解除宣言」という。）が発せられたときに廃止する。

⑵ 活動準備態勢

町は、東海地震注意情報が発表された場合、又は警戒宣言が発せられた場合において、速やかに災害対策本部等の設置準備を行うとともに、住民等が東海地震注意情報の発表の報道に接した場合に予想される社会的混乱の発生を防止するため必要な活動準備態勢をとるものとする。

⑶ 職員の参集

町長は次に定めるところにより、町職員の参集を命ずるものとする。

ア　東海地震注意情報が発表された場合の情報伝達等

第３編第１章第１節にあげる動員計画における非常配備職員編成基準を準用し第２次非常配備とする。

イ　警戒宣言発令時の情報伝達等

第３編第１章第１節にあげる動員計画における非常配備職員編成基準を準用し第３次非常配備とする。

第２節　警戒宣言発令時等の情報伝達

第１　警戒宣言等の伝達系統

（1）東海地震に関連する情報（東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時））

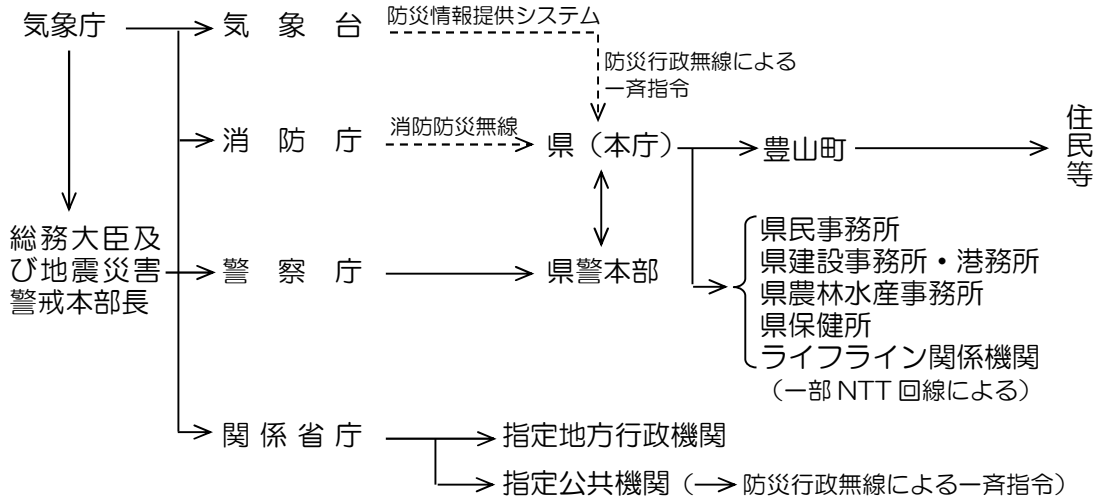

⑵ 警戒宣言

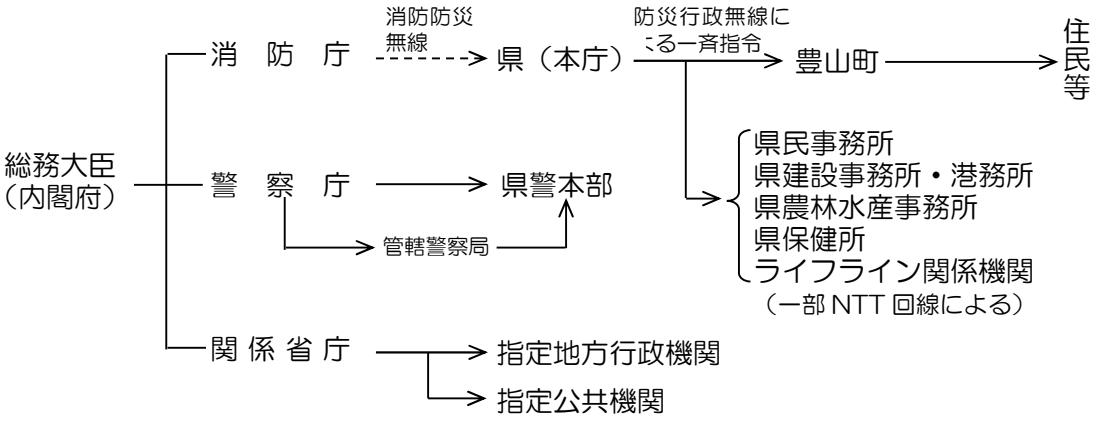

第２　代替伝達系統

何らかの事情により通信が困難な場合、県から町への代替伝達系統は、第３編第３章第２節「通信手段の確保」で定める非常通信によるものとする。

第３　町の内部伝達、住民等への伝達

町における伝達は、勤務時間内においては、庁舎内放送及び電話等によるものとし、勤務時間外においては、次に定める職員の動員方法による。

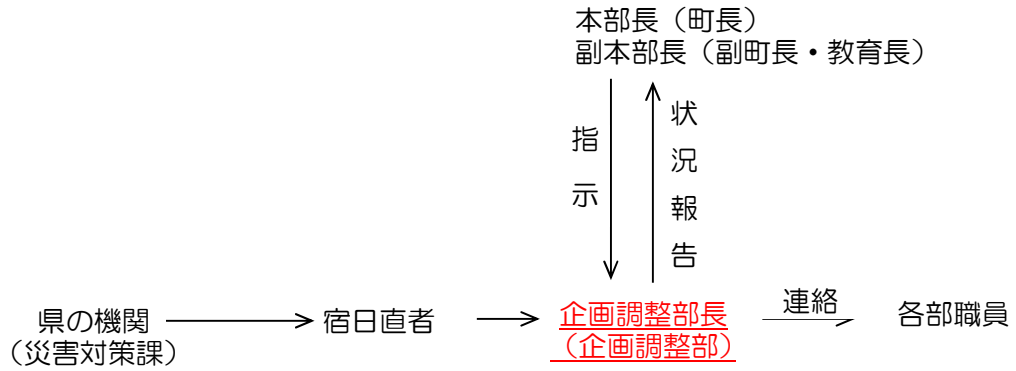

第４　その他の防災関係機関の情報伝達

指定地方行政機関及び指定公共機関等の防災関係機関は、法令又は防災計画に定めるところにより、関係機関及び関係者等に伝達するものとする。

第３節　警戒宣言発令時等の広報

第１　町における措置

町は、住民等からの問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口等の体制を整えるものとする。

第２　広報内容

広報を行う必要がある項目は、おおむね次のとおりとする。

⑴ 東海地震に関連する情報の内容、特に県内の震度の予想

⑵ 東海地震注意情報が発表された場合及び警戒宣言が発せられた場合の社会的混乱を防止するための適切な対応の呼びかけ

⑶ 東海地震注意情報が発表された場合の防災関係機関の準備行動に関する情報

⑷ 強化地域内外の交通規制の状況、公共交通機関の運行状況

⑸ 強化地域内外のライフラインに関する情報

⑹ 住民、応急計画を作成しない事業所がとるべき措置

⑺ 車両運転の自粛と運転者のとるべき措置

⑻ その他状況に応じて事業所又は住民に周知すべき事項

①　警戒宣言が発表されたときの町民への呼びかけ例文

町民の皆さん、既に御存知のことと思いますが、〇〇総理大臣は、気象庁長官からの緊急報告を受け、午前・午後〇〇時、東海地方に地震災害に関する警戒宣言を発令しました。

駿河湾を中心に大地震が発生すると愛知県下では、震度 5 以上のかなり強い揺れが予想されますので十分注意してください。

既に、町をはじめ防災関係機関では、職員が非常配備につき防災対策に全力をあげておりますが、町民の皆さんも次の点に十分留意していざという時に備えていただきたいと思います。

まず、火の使用、自動車の使用、危険な作業などは極力自粛してください。

消火の準備や飲料水の確保等、できるかぎり準備しておいてください。

それ以上に大切なことは、皆さんの落ち着いた行動です。デマなどにまどわされず放送や町の広報など正確な情報に耳を傾け、避難等で外出する時も町、警察、消防などの職員の指示に従って秩序正しく行動していただきたいと思います。

②　東海地震注意情報が発表されたときの町民に対する呼びかけ例文

町民の皆さん、本日、〇時〇分に、気象庁から東海地震情報が発表されました。これは、東海地域で観測している地殻変動データに変化が現れており、この変化が、想定される東海地震の前兆現象である可能性が高まっているというものです。

これに伴い、町においては、職員の緊急参集と災害対策本部の設置を行うとともに、地震発生に備えた準備行動に取り組んでまいります。

町民の皆さんにあっては、今後の情報に十分注意しつつ、県や町からの呼びかけに基づいて、落ち着いて行動してください。

当面、鉄道、バス等の公共交通機関は通常どおり運行し、道路についても平常どおりとなります。また、金融機関や小売店舗についても、ほぼ平常どおりの営業となりますので、あわてずに対応していただきますようお願いします。

また、不要不急の旅行を控えていただきますようご協力をお願いします。

今後の地殻変動の状況によっては、東海地震の予知及び警戒宣言が発せられることがあります。警戒宣言が発せられた場合には、強化地域の内の鉄道・バス等公共交通機関は運行を停止することになりますので、注意情報の間に、お早めに帰宅に心がけていただきますようお願いします。

また、警戒宣言が発せられると、強化地域の市町村では、津波、がけ崩れなどのおそれのある危険地域からの避難や、耐震性を有するもの以外の小売・店舗の営業停止が実施されますので、テレビ・ラジオ等の情報に十分注意していただきますよう、くれぐれもお願いいたします。

※広報は、多言語又は、簡単な日本語により行うよう努める。

第３　広報手段等

広報は、テレビ、ラジオ等報道機関の協力を得て行うほか、地震防災信号、広報車、同報無線・有線放送、インターネット又は自主防災組織等を通じる次の伝達系統により行うものとする。

なお、外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、愛知県災害多言語支援センターによる多言語ややさしい日本語による情報提供、表示、冊子又は外国語放送など様々な広報手段を活用して行う。

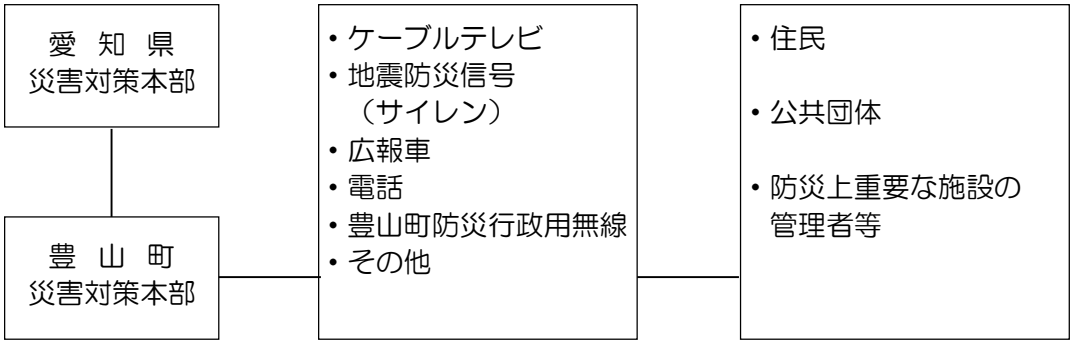

地震防災信号

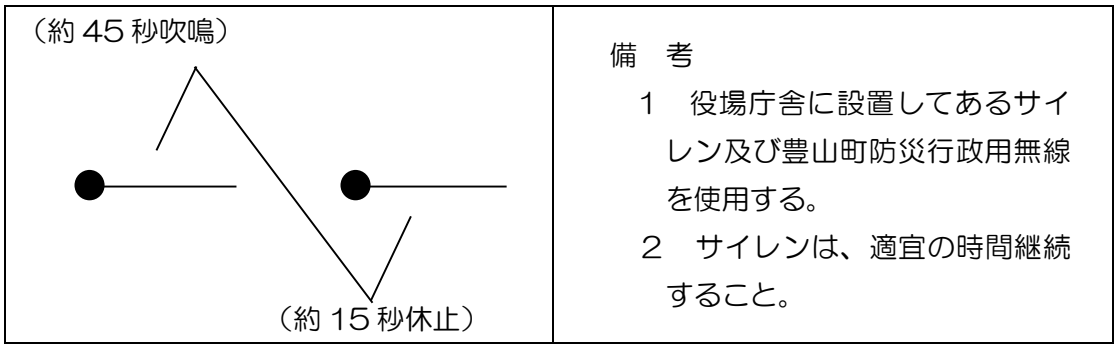

第４節　警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等

第１　収集・伝達系統

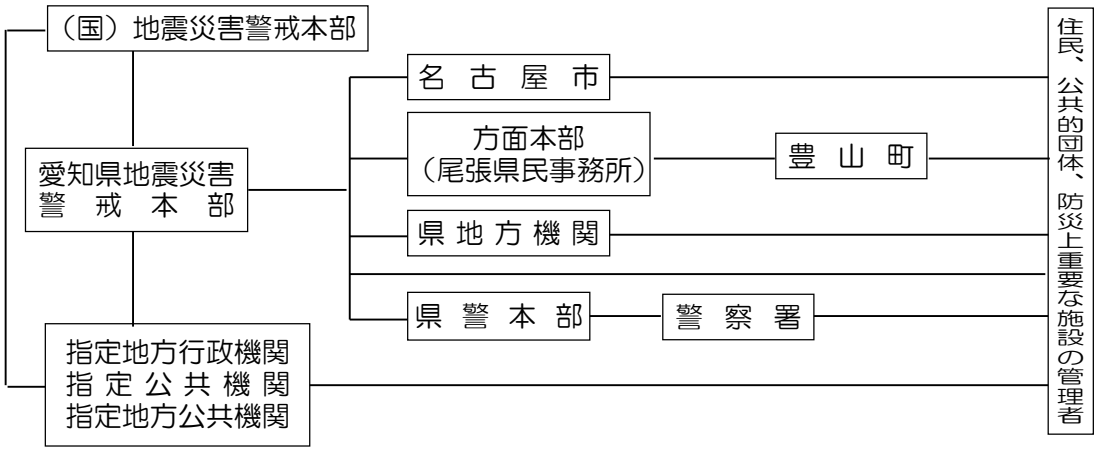

第２　報告事項・時期

⑴ 町は、警戒宣言発令後１時間以内に、「避難・地震防災応急対策の実施状況報告（速報用）（様式 63）」により県に報告する。

ア　報告事項は、次の事項とする。

① 東海地震予知情報の伝達（選択：１ 完了、２ 半数以上、３ 半数未満）

② 地域住民の避難状況（選択：１ 必要なし、２ 必要あり（ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施））

③ 消防・浸水対策活動（選択：１ 必要なし、２ 必要あり（ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施））

④ 応急の救護を要すると認められる者の救護・保護（選択：１ 必要なし、２ 必要あり（ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施））

⑤ 施設・設備の整備及び点検（選択：１ 必要なし、２ 必要あり（ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施））

⑥ 犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持（選択：１ 必要なし、２ 必要あり（ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施））

⑦ 食糧、生活必需品、医薬品等の確保（選択：１ 必要なし、２ 必要あり（ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施））

⑧ 緊急輸送の確保（選択：１ 必要なし、２ 必要あり（ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施））

⑨ 地震災害警戒本部（災害対策本部）の設置（選択：１ 設置、２ 準備中、３ 未設置）

⑩ 対策要員の確保（選択：１ 完了、２ 半数以上、３ 半数未満）

⑵ それ以降は、「避難・地震防災応急対策の実施状況報告（様式 64）」により報告することとし、報告事項及び報告時期は、次のとおりとする。

ア　報告事項は、次の事項とする。

① 避難の経過（「危険事態、異常事態の発生状況」及び「措置事項」）

② 避難の完了（「避難場所名」、「避難人数・要救護人数」及び「救護・保護に必要な措置等」）

③ 東海地震予知情報の伝達、避難指示

④ 消防、水防その他応急措置

⑤ 応急の救護を要すると認められる者の救護・保護

⑥ 施設・設備の整備及び点検

⑦ 犯罪の予防、交通の規則、その他社会秩序の維持

⑧ 緊急輸送の確保

⑨ 食料・医薬品等の確保、清掃・防疫の体制設備

⑩ その他災害の発生防止・軽減を図るための措置

イ　報告時期

①は、危険な事態、その他の異常な事態が発生した後直ちに。

②は、避難に係る措置が完了した後速やかに。

③から⑩までは、それぞれの措置を実施するため必要な体制を整備したとき、その他経過に応じて逐次。

⑶ ライフライン関係機関は、必要に応じて、別に定める「愛知県ライフライン情報マニュアル」に従い、防災体制の状況を県に報告する。

第３章　発災に備えた資機材、人員等の配備手配

■基本方針

○　強化地域内外の市町村、県及びその他の防災関係機関は、地震発生後に災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、警戒宣言が発せられた場合には、主要食糧や毛布等の生活必需品、応急復旧用資機材等の発災後の災害応急対策に必要な物資を調達するための手配手続き、災害応急対策に係る措置を実施する人員の事前配備を行うものとする。

なお、東海地震注意情報が発表された場合には、これらの準備的な対応を実施する。

■町の措置

区分	主な措置
第１節 主要食糧、医薬品、住宅等の確保	第２　(1) 食料の確保
	第２　(2) 医薬品等の確保
第２節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備	第１　(1) 緊急輸送確保用の資機材・人員の配備
	第１　(2) 浸水対策用の資機材・人員の配備
	第１　(3) 廃棄物処理及び清掃活動確保用の資機材・人員の配備
	第１　(4) 防疫活動確保用の資機材・人員の配備
	第１　(5) 医療救護用の資機材・人員の配備

第１節　主要食糧、医薬品、住宅等の確保

第１　県（防災安全局、農業水産局、農林基盤局、経済産業局、保健医療局、建設局、建築局）における措置

(1) 主要食糧の確保

ア　米穀

警戒宣言が発せられた場合、県は東海農政局（生産部）と密接な連絡をとり、県内各地に対する米穀の確保を行うものとする。

通常、各地における米穀の在庫状況からみて、当面の必要量は各地域内で確保が可能であるが、状況によって周辺市町村及び県内各地域の備蓄をもとに、確保体制をとるものとする。

イ　パン、副食品等の確保

県は、主食の確保とともに、パン、副食品等についても、関係機関の協力を求め、その確保を行うものとする。

ウ　応急的な食料品の確保

県は、災害救助法に基づく応急的な食料品を確保するための体制をとるものとす

る。

⑵ 医薬品等の確保

県は、市町村等から血液、医薬品、医療機器及び衛生材料の要請があった場合に備え、関係団体に協力要請するとともに、県下の在庫状況の把握に努め、供給体制の確保を図る。

第 2　町における措置

（1）食料の確保

ア　米穀

東海地震注意情報が発表された場合、町長は米穀の販売組合と密接な連絡をとり、米穀の確保を行うものとする。

イ　パン・副食品等

町長は、主食の確保とともに、パン、副食品等についても関係機関の協力を求め、その確保を行うものとする。

なお、品目によって警戒宣言が発せられた時刻において数量が不足する場合は、県内各地からの供給について県知事に協力要請を行う。

⑵ 医薬品等の確保

東海地震注意情報が発表された場合、発災に備えた医薬品、その他衛生材料の確保については、町において調達を図るものとする。

第 3　水道事業者等における措置

（1）水道事業者及び水道用水供給事業者

水道事業者及び水道用水供給事業者は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後の給水確保のため、給水用資機材、水道施設の応急復旧用資機材の整備点検を行うものとする。

また、警戒宣言が発せられた場合、給水用資機材、水道施設の応急復旧用資機材及び人員の配備等を実施するとともに、水道の工事業者及び「水道災害相互応援に関する覚書」を締結している県内の水道事業者と連絡を密にして、災害時の緊急体制を整えるものとする。

⑵ 下水道管理者

下水道管理者（県（建設局）及び町）は、東海地震注意情報が発表された段階から、所要人員の配備、発災後の応急復旧に備えた資機材の点検・確保等に努める。

第 2 節　災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備

第 1　町における措置

（1）緊急輸送確保用の資機材・人員の配備

町は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後における緊急輸送道路を確保するため、応急復旧用の資機材の確認、人員の確保等の措置を講ずるものとする。

⑵ 浸水対策用の資機材･人員の配備

町は、水害の防止及び軽減についての活動が他の防災活動と一体となって、迅速かつ強力に推進できるよう、非常配備などの体制を整えるものとする。

⑶ 廃棄物処理及び清掃活動確保用の資機材･人員の配備

ア　一般廃棄物処理施設

町は、地震等災害が発生した場合に備えて、速やかに一般廃棄物処理施設を復旧、稼動できるよう、警戒宣言発令時の体制の確保を図るものとする。

イ　ごみ処理

町は、倒壊家屋及び家具等の可燃物並びに瓦等不燃物が発生した場合に備えて、これらの廃棄物の収集、運搬、処分が速やかに行えるよう、警戒宣言発令時には人員体制及び資機材の確保を図るものとする。

ウ　し尿処理

町は、家屋の倒壊、水道の断水等により、トイレが使用不可能になった場合に備えて、必要な箇所に仮設トイレを設置できるよう、警戒宣言発令時には人員体制及び資機材の確保を図るものとする。

資　料⑴ **し尿運搬車（資料編第４章８⑴）**

⑵ **ごみ処理施設（資料編第４章８⑵）**

⑶ **ごみ運搬車（資料編第４章８⑶）**

⑷ 防疫活動確保用の資機材･人員の配備

町は、地震発生時に速やかに感染症まん延防止対策として防疫活動が実施できるよう、警戒宣言発令時には必要な配備体制をとるものとする。

資　料⑴ **防疫用資機材の備蓄（資料編第４章６⑴）**

⑵ **防疫用資材の調達（資料編第４章６⑵）**

⑶ **医療班・保健予防班の編成及び活動記録（様式編様式第 25）**

⑸ 医療救護用の資機材･人員の配備

町は、東海地震注意情報が発表された段階から、応急的な医療救護活動の実施のための準備をする。

資　料⑴ **医薬品その他衛生材料の調達（資料編第５章４⑴）**

第４章　発災に備えた直前対策

■基本方針

○　警戒宣言が発せられた場合、地震被害の軽減を図るため、防災関係機関及び地域住民等は一体となって冷静かつ迅速に、発災に備えた直前対策をとるものとする。
　なお、東海地震注意情報が発表された場合、これらの準備的な対応を実施する。

■町の措置

区分	主な措置
第１節 避難対策	第１　(1) 避難対象地区の周知
	第１　(2) 避難の勧告等
	第１　(3) 避難生活に必須である物資の支給に係る周知
	第１　(4) 屋外における避難生活の運営
	第１　(5) 徒歩による避難の誘導
	第１　(6) 要配慮者に対する支援・配慮
	第１　(7) 出張者、旅行者等の対応
第２節 消防、浸水等対策	第１　(1) 正確な情報の収集及び伝達
	第１　(2) 火災、水災等の防除のための警戒
	第１　(3) 火災発生の防止、初期消火についての住民への広報
	第１　(4) 自主防災組織等の防災活動に対する指導
	第１　(5) 地震防災応急計画の実施の指導
	第１　(6) 迅速な救急救助のための体制確保
	第１　(7) 監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
	第１　(8) 水防資機材の点検、整備、配備
第６節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係	第１　(1) 配水池の水位確保等配水操作
	第１　(2) 自己水源を最大限に活用した送水
	第１　(3) 県（企業庁）に緊急増量の要請（県営水道受水団体）
第８節 緊急輸送	第１　(1) 緊急輸送等に備えた緊急輸送用車両及びヘリポート等の確保
	第１　(2) 確保すべき車両の数量、及び確保先との連絡手段の事前決定
第９節 警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策	帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、避難所等の設置や帰宅支援等必要な対策

第１節　避難対策

第１　町における措置

⑴ 避難対象地区の周知

町は、警戒宣言が発せられた場合において避難情報の対象となるべき範囲（以下「避難対象地区」という。）を、あらかじめ地域防災計画において、警戒宣言発令時の避難情報の対象地区として定め、対象地区の範囲、想定される危険の種類、避難場所、避難ルート、その他避難に関する注意事項を、関係地区住民に対して周知するものとする。また、住民等に対してパンフレット等により東海地震注意情報が発表された場合にとるべき安全確保対策について、十分周知徹底を図る。

⑵ 避難の指示等

町長は、警戒宣言が発せられた場合において、住民等の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、あらかじめ定めた避難対象地区について、避難の指示、又は指示を行い、あるいは警戒区域の設定を行う。

⑶ 避難生活に必須である物資の支給に係る周知

町は、避難生活に必須の食糧、飲料水、生活必需品等の物資を、警戒宣言時には避難者に支給しない場合は、その旨を周知するものとする。

⑷ 屋外における避難生活の運営

避難場所で運営する避難生活は、原則として屋外によるものとする。ただし、要配慮者の保護のため、安全性を勘案のうえ、必要に応じて屋内における避難生活を運営できるものとする。

⑸ 徒歩による避難の誘導

避難対象地区内の居住者等が避難場所まで避難するための方法については、徒歩によるものとする。

⑹ 要配慮者に対する支援・配慮

町は、避難行動要支援者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるとともに、必要な支援を行うものとする。

なお、避難にあたり他人の介護を必要とする者を受入れる施設のうち町が管理する施設については、避難者の救護のために必要な措置を講ずるものとする。

また、外国人に対する情報伝達においては、多言語ややさしい日本語、ピクトグラム（案内用図記号）による伝達ができるように配慮する。

資　料⑴ **浸水想定区域内の要配慮者施設一覧（資料編 11 章 2（8））**

⑺ 出張者、旅行者等の対応

町は、出張者及び旅行者等について、関係事業者と連携しつつ、避難誘導等適切な対応を実施する。特に、帰宅困難者、滞留旅客の避難対策については、事前に公共交通事業者と十分調整しておくものとする。

第２　県警察における措置

⑴ 避難の際における警告、指示等

警戒宣言が発せられた場合において、強化地域内外で避難に伴う混雑等により危険な事態が発生するおそれがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれのある者その他関係者に対し、必要な警告又は指示を行う。

この場合において、特に必要があると認めるときは、危険な場所への立入りを禁止し、若しくはその場所から退去させ、又は当該危険を生ずるおそれのある道路上の車両の撤去その他必要な措置を行う。

⑵ 避難の指示

警戒宣言が発せられた場合、町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったときは、警察官は、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難のための立退きを指示する。

警察官が避難のための立退きを指示したときは、直ちにその旨を町長に通知する。

第３　学校における措置

⑴ 児童生徒等の安全確保

児童生徒等の安全を確保するため、強化地域内外においては、東海地震注意情報が発表された場合、原則として、次のとおり取り扱うものとする。

ア　児童生徒等が在校中の場合には、授業、部活動等を中止し、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに下校させる。

イ　児童生徒等が登下校中の場合には、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに帰宅するよう指導する。

ウ　児童生徒等が在宅中の場合には、休校として、児童生徒等は登校させない。

⑵ 実態に即した具体的な対応方法の決定

各学校においては、上記を踏まえて、通学方法、通学距離、通学時間、通学路、交通機関の状況等を考慮し、あらかじめ保護者、地域の関係機関の意見を聞いた上で、実態に即した具体的な対応方法を定めておくものとする。

⑶ 児童生徒及び保護者等に対する対応方法の周知

東海地震注意情報が発表された場合の対応方法については、あらかじめ児童生徒及び保護者、その他関係者に周知しておくものとする。

⑷ 施設設備に対する安全点検

施設設備について、日頃から安全点検を行い、災害の発生を防止するため必要な措置をとるものとする。

第２節　消防、浸水等対策

第１　町における措置

町は、警戒宣言が発せられた場合、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止等に関して講ずる措置として、町地域防災計画及び消防計画に基づいて、次の事項を重点として推進するものとし、東海地震注意情報が発表された場合においても、資機材の点検・整備等準備行動を行う。

また、発災後の迅速な消火、救急救助活動を確保するため、東海地震注意情報が発表された段階から、消防本部における準備等必要な体制をとるものとする。

⑴ 正確な情報の収集及び伝達

⑵ 火災、水災等の防除のための警戒

⑶ 火災発生の防止、初期消火についての住民への広報

⑷ 自主防災組織等の防災活動に対する指導

⑸ 地震防災応急計画の実施の指導

ア　大震法に基づく警戒宣言が発令される場合に備えて、一定規模以上の事業所等については、事前に「地震防災応急計画」の策定を指導する。

イ　内容については、情報の収集伝達、警戒宣言時の活動、避難、時間外の対策、教育、訓練及び広報など当該事業所等にとって必要な事項とし、有事即応の体制を確立させるものとする。

⑹ 迅速な救急救助のための体制確保

⑺ 監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知

⑻ 水防資機材の点検、整備、配備

第３節　社会秩序の維持対策

第１　県警察及び町における措置

県警察及び町は、警戒宣言が発せられた場合における交通混雑及び犯罪の発生を防止するため、東海地震注意情報が発表された旨の通報を受けた場合は、早急に警戒体制を確立し、関係機関との緊密な連絡のもとに情報の収集に努め、犯罪の予防、混乱の防止、交通の確保等の警備活動を推進する。

⑴ 警備本部の設置

県警察は、東海地震注意情報が発表された場合に西枇杷島警察署に警察署東海地震警戒警備本部を設置して警備体制を確立する。

⑵ 警備要員の参集

警察職員は、東海地震注意情報が発表された場合には、警察署長の定めるところにより、自動的に参集して、警備活動に従事する。

⑶ 混乱防止の措置

ア　警戒宣言が発せられた場合、繁華街、銀行、大型スーパー等不特定多数の人が集

まる施設・場所の管理者と緊密に連携し、広報、整理誘導等の混乱防止措置を行うものとする。

イ　正しい情報の積極的な広報及び混乱発生時における迅速な対処により流言飛語による混乱の防止を図るものとする。

⑷ 不法事案に対する措置

ア　窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力事犯等生活に密着した犯罪の予防及び取締りを行うものとする。

イ　その他混乱等に乗じた各種不法事案の予防及び取締りを行うものとする。

⑸ 避難に伴う措置

避難先及び避難対象地区に対する警戒活動を行うものとする。

⑹ 自主防災活動に対する支援

自治会、町内会、自主防災組織等の住民等による防災活動に対する支援を行うものとする。

第４節　道路交通対策

第１　県公安委員会における措置

警戒宣言が発せられた場合、車両等が滞留して一般道路の交通が著しく混雑することが予想されるため、県公安委員会は、道路管理者及び関係機関と緊密に連絡し適切な交通規制を実施し、交通混乱の防止、緊急物資の輸送、警察･消防活動等が行えるよう道路交通の確保を図るものとする。

⑴ 交通規制の基本方針

ア　一般道については、一般車両の強化地域内での走行を極力抑制するとともに、強化地域への流入を極力制限し、強化地域からの流出は交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。

イ　高速自動車国道及び自動車専用道路については、一般車両の強化地域内のインターチェンジ等からの流入を制限するとともに、強化地域への流入を制限し、強化地域からの流出は制限しない。

ウ　避難路、緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図る。

⑵ 交通規制の内容

警戒宣言が発せられた場合は、県公安委員会は道路管理者及び関係機関と緊密に連携し、大規模地震対策特別措置法及び道路交通法の定めるところにより、地震防災応急対策に従事する者又は必要な物資の緊急輸送、その他地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を確保するため、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限する。また、町は、交通規制の実施に際して、県公安委員及び道路関係者と緊密な連絡をとる。

ア　緊急交通路の確保

(ｱ) 第１次

ａ　強化地域規制

次の各インターチェンジにおいて、一般車両に対し、流入の制限及び強化地域内の高速道路等における走行の抑制を行う。

路線名	流入を制限するＩＣ
東名高速道路	県内全 IC（春日井 IC 下り線を除く）
新東名高速道路	県内全 IC
伊勢湾岸自動車道	県内全 IC
東海環状自動車道	せと品野 IC 及びせと赤津 IC 内周り線（北進）を除く県内全 IC
名古屋瀬戸道路	全 IC
東名阪自動車道	県内全 IC
名古屋第二環状自動車道	全 IC
名古屋高速道路	全 IC
知多半島道路	全 IC
南知多道路	全 IC
知多横断道路	全 IC
中部国際空港連絡道路	全 IC

ｂ　強化地域周辺規制

強化地域内への流入を極力制限するために、一般車両に対し、次の主要箇所において必要な規制等を行う。

交差点名	路線名	住所	規制方向
一色下方	国道 155 号	稲沢市一色下方町	南進
梅須賀	県道一宮蟹江線	稲沢市梅須賀町	南進・東進
中之郷南	国道 22 号	北名古屋市中之郷南	南進
豊場	国道 41 号	西春日井郡豊山町	南進
瑞穂通５丁目	国道 19 号	春日井市瑞穂通５丁目	南進
高蔵寺北	国道 155 号	春日井市高蔵寺町	南進
新共栄橋南	国道 363 号	瀬戸市共栄通３丁目	南進・西進
東本町	国道 155 号	瀬戸市西本町１丁目	南進
小原トンネル北	国道 419 号	豊田市大ヶ蔵連町	南進
上郷大橋北	国道 153 号	豊田市大野瀬町	南進

イ　広域交通規制

交通の混乱を防止し、かつ緊急輸送を確保するため、交通の状況に応じて、警察庁の指定する「広域交通規制道路」又は「広域交通検問所」のうちから区間又は地点を指定し、一般車両を対象とした必要な交通規制を行う。

広域交通規制道路

国　　道	１号、19号、22号、23号、41号、42号
高速道路	中央自動車道西宮線（名神高速道路を除く）
	中央自動車道西宮線（名神高速道路）
	第一東海自動車道（東名高速道路）
	東海北陸自動車道
	名古屋高速道路
	東海環状自動車道
	第二東海自動車道横浜名古屋線（伊勢湾岸自動車道）
	伊勢湾岸道路
	近畿自動車道（伊勢湾岸自動車道）
	近畿自動車道（東名阪自動車道）
	名古屋第二環状自動車道
	知多半島道路
	南知多道路
	知多横断道路
	中部国際空港連絡道路

広域交通検問所

名　　称	住　　所	道 路 名
西八町交差点	豊橋市八町通	国道１号
坂下交番前	春日井市坂下町	国道19号
名四町交差点	名古屋市港区	国道23号
五郎丸交番前	犬山市橋爪東	国道41号
豊川インター	豊川市麻生田町	東名高速道路
小牧東インター	小牧市大字野口	中央自動車道（西宮線）
名古屋西インター	あま市七宝町	東名阪自動車道
黒川インター	名古屋市北区田幡	名古屋高速道路
一宮木曽川インター	一宮市大字大毛	東海北陸自動車道
せと赤津インター	瀬戸市巡間町	東海環状自動車道
湾岸弥富インター	弥富市駒野町	伊勢湾岸自動車道

ウ　広域的な避難場所の周辺道路

避難場所としての機能を確保するため、駐車禁止、指定方向外進入禁止規制等の必要な交通規制を行う。

⑶ 交通規制を行う地域、路線及び区間における車両等の措置

ア　通行の禁止又は制限を行った路線上の車両については、直ちにこれを同路線以外の道路へ誘導撤去させるとともに、その走行を極力抑制する。

イ　強化地域内へ入ろうとする車両にあっては、その流入を極力抑制する。

ウ　通行の禁止又は制限を行った路線上の駐車車両については、直ちに移動の広報、指導を行い、状況により必要な措置を講ずる。

⑷ 交通規制の結果生ずる滞留車両の措置

強化地域内にある車両に対しては、通行の禁止又は制限をされた路線以外の路線についても、現場広報及び指導により、走行を極力抑制し、交通規制により車両が長時間滞留することとなった場合には、関係機関と協力して必要な対策を講ずる。

⑸ 緊急輸送車両の確認

ア　緊急輸送車両の確認

県公安委員会が大規模地震対策特別措置法第 24 条の規定により、緊急輸送を行う車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、大規模地震対策特別措置法施行令第 12 条の規定により緊急輸送車両の確認を行う。

イ　緊急輸送車両の確認届出

緊急輸送車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両等届出書」を西枇杷島警察署交通課の事務担当部局等に提出するものとする。

ウ　緊急輸送車両の標章及び証明書の交付

緊急輸送車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急輸送車両確認証明書」を標章とともに申請者に交付する。

第 2　県（防災安全局、建設局、関係局）、県公安委員会及び道路管理者における措置

県、県公安委員会及び道路管理者は、東海地震注意情報が発表された段階から、警戒宣言時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供するとともに、以下に示す運転者のとるべき措置について周知徹底を図るものとする。

⑴ 車両の運転中に警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて直ちに低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報に応じて行動すること。

⑵ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策・災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこ

と。

⑶ 避難のために車両を使用しないこと。

第５節　バ　ス

第１　路線バス事業者における措置

路線バス事業者は、乗客等の安全を確保するため、次の措置を講ずるものとする。

⑴ 東海地震注意情報が発表された場合又は警戒宣言が発せられた場合における情報の収集･伝達経路についてあらかじめ定めておく。特に、運行車両の乗務員は、ラジオ、サイレン、標識等による情報収集に努めるものとする。

⑵ 東海地震注意情報が発表された場合、乗客に対して、警戒宣言が発せられた場合には車両の運行を中止する旨を伝え、速やかな帰宅を促す。

⑶ 警戒宣言発令の情報を入手した乗務員は、速やかに車両の運行を中止し、危険箇所を避け安全と思われる場所に停止し、旅客に対し避難場所の教示を行うものとする。

⑷ 旅客を降ろした後、車両は、所属営業所又は最寄りの営業所まで回送する。ただし、緊急の場合は、安全な場所へ退避する。

⑸ 滞留旅客に対して、警戒宣言の内容、最寄の避難地及び運行中止の措置を取った旨の案内を掲示物、放送等により広報する。

第６節　飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係

第１　町及び水道事業者における措置

町及び水道事業者は、警戒宣言が発せられた場合、震災に備えた緊急貯水を地域住民等に強力に呼びかけるとともに、次の措置をとるものとする。

⑴ 地域住民等の飲料水等の緊急貯水によって水量不足が生じないよう、配水池の水位確保等配水操作に十分留意する。

⑵ 需要水量を確保するため、自己水源を最大限に活用した送水に努めるものとする。

⑶ 県営水道受水団体は、自己水源による供給水の確保が困難な場合、直ちに県（企業庁）に緊急増量の要請を行うものとする。

第２　日本放送協会名古屋放送局における措置

⑴ 防災組織の整備及び県・町との協力

日本放送協会名古屋放送局は、警戒宣言が発せられた場合、防災業務計画により防災組織を整備して、自ら活動を実施するとともに、県及び町と協力して減災・防災に向けた活動を行う。

⑵ 地震災害及び社会的混乱の防止を目的とした緊急警報放送等

東海地震に関連する情報等の放送にあたっては、地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、居住者等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通･ライフライン･

生活関連情報等の正確･迅速な情報の提供に努めることを基本とし、緊急警報放送、臨時ニュースを編成する等、各メディアを有効に活用して対処することとする。

⑶ 外国人、視覚障害者等への配慮

放送にあっては、外国人、視聴覚障害者等にも配慮を行うよう努めることとする。

第７節　生活必需品の確保

第１　国、県（防災安全局、農業水産局、経済産業局）及び町における措置

⑴ 生活必需品の売り惜しみ、買占め等の防止に係る要請

国及び県･町は、警戒宣言が発せられた場合、食料等の生活必需品の売り惜しみ、買占め、及び物価高騰が生じないよう、関係する生産団体、流通団体等に対して、安定して供給するよう要請するものとする。

⑵ 生活必需品の確保

警戒宣言発令時には、原則として町から食料等生活必需品の支給はしないものとする。

被服・寝具を始めとする生活必需品については、町内において確保することを原則とするが、発災後における必要量の確保が困難な場合には、県へ援助の要請をするものとする。

⑶ 生活必需品を扱う小売店舗の営業に係る要請

強化地域外の生活必需品を扱うコンビニエンスストア等小売店舗に対して、警戒宣言が発せられた場合にも極力営業を行うよう関係団体を通じ要請し、強化地域内にあっても、生活必需品等を販売するコンビニエンスストア等小売店舗の営業の要請に努めるとともに、必要となる物資の輸送についての対策を講じるものとする。

第２　県（防災安全局、関係局）及び町における措置

県及び町は、平常時から次の対応について周知徹底に努める。

各家庭においては、警戒宣言発令時には町から食料等生活必需品は、原則として支給されないおそれがあること、また、地震発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されることを考慮し、可能な限り１週間分程度、最低でも３日間分の飲料水、食料を始めとする生活必需品を、常時家庭内に備蓄しておかなければならない。

また、東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合、発災による断水に備えて、緊急に貯水するよう呼びかける。

第８節　緊急輸送

第１　県（防災安全局、関係局）、町及び関係機関における措置

⑴ 県、町及び関係機関は、地震防災応急対策のための緊急輸送あるいは発災後の緊急輸送等に備えて、緊急輸送用車両及びヘリポート等の確保を図るものとする。

⑵ 確保すべき車両の数量、及び確保先との連絡手段をあらかじめ定めておく。

第２　県（防災安全局、関係局）における措置

県は、町から輸送手段の確保について要請があった場合、又は県が必要と認める場合は、関係機関又は関係者に対し協力を要請するものとする。

第３　緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲

警戒宣言が発せられた場合、発災に備え、その応急救助対策に関する業務を遂行するため必要とされる人員、物資の輸送範囲は、おおむね次のとおりとする。

⑴ 応急対策作業に従事する者

⑵ 医療、通信、調査等で応急対策に必要とされる者

⑶ 食料、飲料水、その他生活必需品

⑷ 医薬品、衛生材料等

⑸ 救援物資等

⑹ 応急対策用資材及び機材

⑺ その他必要な人員及び物資、機材

第４　緊急輸送の方針

⑴ 緊急輸送は、県、町及び関係機関が保有する車両等の輸送力により、必要最小限の範囲で実施するものとし、実施にあたって輸送手段の競合が生じないよう、緊急輸送関係機関及び実施機関は、あらかじめ相互の連携協力体制を十分整備するものとする。

⑵ 警戒宣言後の緊急輸送の実施にあたり具体的に調整すべき問題が生じた場合は、県及び町の警戒本部において調整を行うものとする。

第５　緊急輸送道路

警戒宣言発令時の緊急輸送道路は、第２編第２章第２節第２⑵で定める道路とする。

第６　緊急輸送車両の事前届出及び確認

⑴ 緊急輸送を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等にあっては、緊急輸送車両であることの確認を迅速･円滑に受けるため、県公安委員会が別に定めるところにより、西枇杷島警察署交通課へ緊急輸送車両の事前届出を行うこととする。

⑵ 大規模地震対策特別措置法第 24 条の規定により、緊急輸送を行う車両以外の車両に

ついて通行の禁止又は制限が行われた場合の、緊急輸送車両であることの確認については、第４節第１⑸に定めるところによる。

第７　緊急輸送車両確認の効力

大規模地震対策特別措置法施行令第 12 条第１項の規定に基づき、緊急輸送車両であることの確認を受け、現に緊急輸送に従事している際に警戒宣言に係る地震が発生した場合には、災害対策基本法施行令第 33 条第４項の規定に基づき、同条第１項の規定による確認を受けるまでもなく、当該緊急輸送に従事することができる。

第９節　警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策

第１　町及び関係機関における措置

警戒宣言が発せられ、交通機関が運行停止等の措置をとった場合、通勤・通学者、買物客等には、帰宅が困難になる者が相当数生じることが見込まれることから、町は、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、避難所等の設置や帰宅支援等必要な対策を講じるものとする。

町以外で避難誘導及び保護を実施すべき機関においては、規制等の結果生じる帰宅困難者、滞留旅客に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、町が実施する活動との連携体制等の措置を講ずるものとする。

⑴　交通機関の運行停止等により帰宅が困難になった人に対しては、原則として徒歩による帰宅を促す。

第５章　町が管理又は運営する施設に関する対策

■基本方針

○　町は、警戒宣言が発せられた場合、自ら管理･運営する道路、河川、農業用水路及び不特定かつ多数が出入する施設、あるいは地震防災応急対策の実施上重要な建物に関して、地震発生に備えた対策を速やかに実施するものとする。

　なお、東海地震注意情報が発表された場合は、これらの対策の準備的な対応を実施する。

■町の措置

区分	主な措置
第１節 道路	第１　(1) 巡視等による交通状況、工事中箇所、通行止め箇所の把握
	第１　(2) 工事の中断等
	第１　(3) 応急復旧資機材保有状況の情報収集・把握
	第１　(4) 道路巡視及び応急復旧作業の担当業者に対する事前配備の連絡・確認
	第１　(5) 県警察、その他関係機関との連携協力による必要な措置
第２節 河川	東海地震注意情報発表時の河川等管理施設管理上の対応
第３節 不特定かつ多数の者が出入りする施設	強化地域内外において県が管理する庁舎、町民が利用する施設、学校、病院、社会福祉施設等は、概ね次の措置をとる。 第１(1) 警戒宣言等の情報伝達及び退避等の措置 ア　東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表時 庁舎、町民が利用する施設においては、庁舎への来訪者、施設利用者に対する情報の伝達 イ　東海地震注意情報発表時 (ｱ) 庁舎 庁舎への来訪者に対する情報提供、警戒宣言時発令時の交通機関運行停止等の伝達、及び庁舎からの退避案内 (ｲ) 町民が利用する施設 施設利用者に対する情報提供、警戒宣言発令時の交通機関運行停止の伝達、退避誘導、及び施設等の閉館 ウ　警戒宣言発令時 (ｱ) 庁舎 来訪者に対する情報提供、庁舎からの退避誘導、及び窓口業務の停止

	⑷ 町民が利用する施設 施設利用者に対する情報提供、施設からの退避誘導、及び施設等の閉館 第１⑵ その他警戒宣言発令時等の措置 ア　施設の防火点検及び応急補修、設備備品当の転倒・落下防止措置 イ　出火防止措置 ウ　受水槽等への緊急貯水 エ　消防用設備の点検、整備と事前配備 オ　非常用発電装置の準備、水の緊急配備、コンピューター・システムなど重要資機材の点検等の体制

第１節　道　　路

第１　町における措置

町は、東海地震注意情報が発表された段階から、次のとおり所管道路における管理上の措置をとるものとする。

⑴ 巡視等を実施して、交通状況、工事中箇所、通行止め箇所を把握する。

⑵ 必要な安全対策を講じたうえで、原則として工事中の道路における工事の中断等の措置をとる。

⑶ 応急復旧資機材の保有状況について、情報収集･把握を行う。

⑷ 応急復旧作業の担当業者に事前配備について連絡･確認を行う。

⑸ 県、県警察、その他関係機関と連携協力し、必要な措置を講ずる。

第２節　河　　川

第１　町における措置

町は、東海地震注意情報が発表された場合、直ちに所管する河川、農業用施設等の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、水門及び樋門の開閉、工事中の場合に工事の中断等の措置を講ずるものとする。

第３節　不特定かつ多数の者が出入りする施設

町における措置

町が管理する庁舎、町民が利用する施設、学校、病院、社会福祉施設等の管理上の措置は、概ね次のとおりとする。

第１　一般的事項

⑴ 警戒宣言等の情報伝達及び退避等の措置

ア　東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合

庁舎、町民が利用する施設においては、庁舎への来訪者、施設利用者に対して、

東海地震に関連する調査情報（臨時）の伝達に努める。

イ　東海地震注意情報が発表された場合

(ｱ) 庁舎

庁舎への来訪者に対して、東海地震注意情報が発表された旨及び警戒宣言が発せられた場合には交通機関が運行停止等の措置をとる旨を、的確、簡潔に伝達するとともに、原則として、庁舎からの退避を促す。

(ｲ) 町民が利用する施設

施設利用者に対して、東海地震注意情報が発表された旨及び警戒宣言が発せられた場合には交通機関が運行停止等の措置をとる旨を、的確、簡潔に伝達するとともに、退避を誘導し、原則として、施設等を閉館する。

ウ　警戒宣言が発せられた場合（東海地震注意情報等が発表されることなく突発的に発せられた場合を含む）

(ｱ) 庁舎

来訪者に対して、警戒宣言が発せられた旨を的確、簡潔に伝達するとともに、庁舎からの退避を誘導し、原則として、窓口業務を停止する。

(ｲ) 町民が利用する施設

施設利用者に対して、警戒宣言が発せられた旨を、的確、簡潔に伝達するとともに、施設からの退避を誘導し、原則として、施設等を閉館する。

(2) その他の措置

庁舎、施設において、警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとるなど、発災に備えるとともに、東海地震注意情報が発表された場合には、その準備的な対応を行い、必要な体制を整えるものとする。

ア　施設の防火点検及び応急補修、設備備品等の転倒･落下防止措置

イ　出火防止措置

ウ　受水槽等への緊急貯水

エ　消防用設備の点検、整備と事前配備

オ　非常用発電装置の準備、水の緊急配備、コンピューター･システムなど重要資機材の点検等の体制

第２　社会福祉施設

社会福祉施設においては、情報の伝達や避難等にあたって特に配慮を必要とする者が入所又は利用している場合が多いことから、これらの者の保護及び保護者への引き継ぎの方法については、施設の種類や性格及び個々の施設の耐震性を十分に考慮し、各施設において警戒宣言が発せられた場合の避難等の安全確保のための具体的な措置を定めるものとする。

第３　民間施設及び事業所

町長は、消防法等により消防計画等を作成することとされている施設及び事業所に対し、消防計画等の見直しを行い、東海地震注意情報が発表された場合においてとるべき措置等について、次に掲げる事項を盛り込むよう指導するとともに、警戒宣言が発せられた場合には、安全の確保と混乱の防止を図るための措置をとるよう要請するものとする。

⑴ 東海地震注意情報が発表された場合における事業所の営業の継続又は自粛等に関すること。
⑵ 警戒宣言、東海地震に関連する情報等の顧客、観客、来訪者等への伝達に関すること。
⑶ 火気使用の自粛等出火防止措置に関すること。
⑷ 顧客、観客、来訪者、従業員等施設利用者の安全確保に関すること。
⑸ 自衛消防組織の配備に関すること。
⑹ 工事中の建築物等の工事の中断等の措置に関すること。
⑺ 設備、備品等の転倒落下防止措置、薬品の転倒落下防止等危険物質による危害の予防措置に関すること。
⑻ 施設、消防用設備等の点検に関すること。
⑼ 警戒宣言に関する防災訓練及び教育に関すること。

第４節　地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置

⑴ 緊急対策の実施上重要となる庁舎の管理者は、次に掲げる措置をとるものとする。
　ア　自家発電装置、可搬式発電機等による非常電源の確保
　イ　無線通信機等通信手段の確保
⑵ 県は、町が行う屋内避難に使用する建物の選定について、県有施設の活用など協力するものとする。

第５節　工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他工作物又は施設については、東海地震注意情報が発表された段階で、安全対策を講じた上で、原則として工事を中止するものとする。

第 6 章　町民のとるべき措置

■基本方針

○　警戒宣言が発せられた場合、町民は、それぞれの家庭及び職場において、人命の安全対策を第一として、混乱の防止に留意しつつ、個人又は共同で、地震被害を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。

　また、東海地震に関連する調査情報（臨時）及び東海地震注意情報が発表された場合においても、今後の情報に注意する。

■町の措置

区分	主な措置
第１節 家庭においてとるべき措置	⑴ 正確な情報の収集 ⑵ 警戒宣言発令時にかかる町の指示に従った避難 ⑶ 警戒宣言発令時の家庭における役割分担・段取りの決定及び実施 ⑷ 身の安全を確保することができる場所の確保 ⑸ 火の使用の自粛 ⑹ 灯油等危険物や LP ガスの安全措置 ⑺ 消火用具の準備・確認、及び緊急用の水の確保 ⑻ 身軽で安全な服装へ着替え ⑼ 非常持出品及び救助用具の用意・確認 ⑽ 脱出口の確保、及び避難場所・避難路等の確認 ⑾ 自主防災組織にかかる情報収集伝達体制の確保 ⑿ 自動車や電話の使用自粛
第２節 職場においてとるべき措置	⑴ 防火管理者、保安責任者などを中心とした役割分担の決定及び実施 ⑵ 身の安全を確保できる場所の確保 ⑶ 火の使用の自粛 ⑷ 消防計画、予防規程などに基づく危険箇所の点検 ⑸ 職場の自衛消防組織の出動体制の整備 ⑹ 重要書類等、非常持出品の確認 ⑺ 職場の条件等に応じた安全な場所での待機 ⑻ 不特定多数かつ多数の者が出入りする職場の場合、入場者の安全確保 ⑼ 正確な情報の把握及び職場内の伝達 ⑽ 近くの職場同士の協力

	（11）マイカーによる出勤・帰宅等の自粛、及び危険物車両等の運行の自粛

第１節　家庭においてとるべき措置

⑴ テレビやラジオのスイッチは常に入れ、正確な情報をつかむこと。また、町役場や消防署、警察署などからの情報に注意するものとする。

⑵ 警戒宣言が発せられた場合には、町の指示に従い、指定された避難場所へすみやかに避難するものとする。避難対象地区以外の居住者等は、耐震性が確保された自宅や庭、自宅付近の広場、空き地等での待機等安全な場所で行動するものとする。また、このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、その耐震性を十分把握しておくものとする。なお、各家庭で食料、生活用品や、屋外での避難・待機等に備えた防寒具、雨具等を準備するものとする。

⑶ 警戒宣言が発せられたとき、家にいる人で家庭の防災会議を開き、仕事の分担と段取りを決めて、すぐに取りかかるものとする。

⑷ とりあえず、身の安全を確保することができる場所を確保し、家具等の転倒防止やガラスの飛散防止措置を確認するものとする。

⑸ 火の使用は自粛するものとする（止むを得ず使用するときは、火のそばから離れないこと）。

⑹ 灯油等危険物やＬＰガスの安全措置をとるものとする。

⑺ 消火器やバケツ等の消火用具の準備、確認を行うとともに、緊急用の水をバケツや風呂桶等に溜めておくものとする。

⑻ 身軽で安全な服装（長袖、長ズボン）に着替える（底の厚い靴も用意すること）。

⑼ 水、食糧、携帯ラジオ、懐中電燈、医薬品、着替え等の非常持出品及び救助用具の用意を確認するものとする。

⑽ 万一のときの脱出口を確保するものとする。また、災害が大きかった場合に備えて避難場所や避難路等を確認し、家族全員が知っておく。

⑾ 自主防災組織は情報収集伝達体制を確保するものとする。

⑿ 自動車や電話の使用は自粛するものとする。

第２節　職場においてとるべき措置

⑴ 防火管理者、保安責任者などを中心に、職場の防災会議を開き、分担に従い、できるかぎりの措置をとるものとする。

⑵ とりあえず、身の安全を確保することのできる場所を確保し、ロッカー等の転倒防止措置やガラスの飛散防止措置を確認するものとする。

⑶ 火の使用は自粛するものとする。

⑷ 消防計画、予防規程などに基づき、危険物の保安に注意し、危険箇所を点検するもの

とする。

⑸ 職場の自衛消防組織の出動体制を整備するものとする。

⑹ 重要書類等の非常持出品を確認するものとする。

⑺ 職場の条件と状況に応じ、安全な場所で待機するものとする。

⑻ 不特定多数かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えるものとする。

⑼ 正確な情報をつかむとともに、その情報を職場にいる者全員にすばやく伝達するものとする。

⑽ 近くの職場同士で協力し合うものとする。

⑾ マイカーによる出勤、帰宅等は自粛する。また、危険物車両等の運行は自粛するものとする。